

令和6年 第4回定例会

青木村議会会議録

令和6年12月5日 開会

令和6年12月12日 閉会

青木村議会

令和六年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

令和六年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

令和6年第4回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣言	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	9
○議案第1号の上程、説明	10
○議案第2号の上程、説明	10
○議案第3号の上程、説明	11
○議案第4号の上程、説明	13
○散会の宣告	18

第 2 号 (12月10日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	20
○開議の宣告	21
○議事日程の報告	21
○一般質問	21
居 鶴 貞 美 君	21
塩 澤 敏 樹 君	37

平 林 幸 一 君	5 1
松 本 淳 英 君	6 2
沓 掛 計 三 君	7 3
坂 井 弘 君	8 2
金 井 とも子 君	1 0 8
宮 入 隆 通 君	1 1 9
○散会の宣告	1 2 9

第 3 号 (12月12日)

○議事日程	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○欠席議員	1 3 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 1
○事務局職員出席者	1 3 2
○開議の宣告	1 3 3
○議事日程の報告	1 3 3
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 4 2
○閉会の宣告	1 5 5
○著名議員	1 5 7

令和 6 年 1 2 月 5 日（木曜日）

（第 1 号）

令和6年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和6年12月5日(木曜日)午前9時開会

- 日程第1 議事録署名議員指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第 1号 青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第 3号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第 4号 令和6年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第8 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君

住民福祉課長	小根沢 義 行 君	會計管理兼 稅務會計課 兼防災危機 監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長 兼建設係長	稲 垣 和 美 君	總務企画課 兼事業推進 室長	塩 澤 和 宏 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	商工觀光課 兼移住推進 副防災危機 監	小 林 義 昌 君
建設農林課 兼補佐係長 農業振興係	上 原 博 信 君	稅務財產稅 政係課長	增 田 憲 寬 君
總務企画課 兼財政係長 企画係	金 井 大 介 君	商工觀光課 兼移住推進 係	宮 澤 俊 博 君
總務企画課 兼補佐係長 總務係	依 田 哲 也 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男 事 務 局 員 依 田 哲 也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回青木村議会定例会を開会いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、4番、宮入隆通議員、9番、沓掛計三議員を指名します。

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る11月29日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日5日から13日までの9日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月13日までの9日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日5日開会、議案説明のみで散会といたします。6日金曜日は議案審査のため休会、7日と8日は休日のため休会、9日月曜日は議案審査のため休会、10日火曜日は一般質問、11日水曜日は議案審査のため休会、12日木曜日は審議・採決、13日金曜日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（松澤正登君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、令和6年第4回青木村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆さんには、村政の運営に御理解と御協力をいただいております。感謝を申し上げます。

冒頭でございますが、私ごと、病気療養のため長期にわたり多くの皆さんに御迷惑をおかいたしました。心からお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

おかげさまで日常生活に支障がないほど回復をいたしてございます。

さて、今年も余すところ、あと僅かとなりました。振り返りますと、国内では新年早々、大きな災害、事故が発生いたしました。元旦の能登半島の地震、翌日の羽田空港地上衝突事故と、甚大な被害が発生し痛ましい犠牲がございました。心からお悔やみを申し上げたいと存じます。

7月には20年ぶりとなります新紙幣の発行、佐渡金山の世界遺産の決定、パリオリンピックでの日本人選手の活躍がございました。

9月には復興途上の能登半島を豪雨が襲いまして、再び大きな被害をもたらしました。被災された皆さんが一日も早く安全で安心のできる生活を取り戻せますよう、復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

また、今年は10月に入っても30度を越える地域があり、昨年につき過去最も暑い夏となりました。全国的に農作物や酪農への大きな影響があり、供給不足や価格の高騰が見られました。

村では夏の長い雨が幸いいたしまして、特産品でございますマツタケが空前の大豊作となりました。シーズン中は、道の駅あおきの販売数は6,000パック以上に達しまして、連日大変なにぎわいでした。もう一つの特産品でございますタチアカネそばは、残念ながらこの天候が災いいたしまして、昨年の4割にも満たない収穫量となってしまいました。

10月28日、衆議院選挙の投開票日でした。派閥の裏金問題など厳しい審判が下りまして、自民と公明の与党が15年ぶりに過半数を割り込みました。新しい国会には、目の前の暮らしへの対応策と未来を見据えたしっかりした戦略を持った政策に向けての熟議の実現を要請い

たします。

11月5日に実施されましたアメリカ大統領選挙では、共和党のトランプ氏が勝利しました。地政学的にリスクも高まる中、我が国といたしましても、財政・外交・金融の各政策を注視していく必要がございます。

世界的に起きている紛争や気象変動、災害の頻発など、私たちの生活に及ぼす影響は大きく、私たちの自治体の課題は何か、保有している資源は何か、それを活用して財源にできないか、よく考えていく必要がございます。

幸いに青木村には、きれいな水や空気、山林、素朴ですが、安全な食材など、自然の恵み豊かな地域でございます。目の前の暮らしに対応しつつ、長期的な展望を見据えて、自らの身は自らで守るという姿勢で戦略を描いてまいります。

国の経済動向は、内閣府が11月26日に発表いたしました月例経済報告によりますと、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とのことでございます。さて、予算編成の時期となりました。

国の令和7年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2024に基づき、経済・財政一体改革を推進する。ただし、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしてございます。

県の予算方針のポイントは、重点項目といたしまして、1、人口問題への対応、2、ゼロカーボンの加速化、3、地震防災対策の抜本的な強化等が挙げられております。また、行財政改革の取組の中で、公共事業などは「造る」から「直す」ことを重点化するとしてございます。

村でもこれから来年度の予算編成作業に入ります。村民の皆さんが将来の夢を持てる先々を見通した施策を行うため、スピード感を持って、年々増える社会保障費への対応を図りながら、単に金額だけではなく内容が充実した予算編成を行い、元気で豊かな青木村づくり、日本一住み続けたい村づくりに取り組んでまいります。

厳しい財政状況の中ではありますが、創意と工夫で最大の効果が得られますよう、役場職員の英知を結集してまいります。

次に、さきの9月定例会閉会后、本日までの主な行事等の報告をさせていただきます。

9月18日、高齢者祝賀事業による訪問を行いました。今回、米寿34名、白寿5名、百歳4名、101歳3名、103歳1名、104歳1名、111歳1名の方々が御長寿のお祝いの日を迎え

られました。これからも元気でお過ごしいただきたいと思います。

9月27日、28日には中学校のこまみゆ祭が行われました。「一人一人の生徒が輝く」をテーマに、学年の活動発表やアイリスセミナーの発表、合唱発表、義民太鼓など、1人が何度も登場する内容となっていました。

今年は村松西組の神楽の発表があり、地域との連携を復活できました。ミュージックフェスティバルの全校生徒の最後の大地讃頌は、体育館を震わすような圧巻の合唱で、中学生の意識の高さが伝わってまいりました。

10月5日には保育園の運動会が行われ、今年はプログラムの名称を「一人一人の子どもたちが楽しむ運動会」として、「あおきっ子運動会」へと変更いたしました。まさに一人一人が主役となり、全生徒がスマイルでやりきった、笑顔はじける運動会となりました。

10月17日には小学校の音楽会が行われました。全校の児童が歌いながら入場したり退場する工夫で、音楽会全体が途切れのない表現の場となっていました。各学年の発表も、2年生のスイミーのオペレッタ、3年生の飼っているモルモットをテーマにした創作劇、6年生の体を動かしたジャズの演奏など、それぞれが工夫され、音楽会にかける意気込みが見事でした。

11月5日、6日には小学校6年生の東京への修学旅行が行われました。今年の6年生は、渋谷の東急の皆さんに絵入りのリンゴを届けたり、青木村をPRするチラシを9種類も作成し、駅構内に展示してもらったりするなど、自分たちから青木村を発信しようとする積極的な取組を行っていました。

11月16日、17日の2日間、青木村産業祭、タチアカネ新そばまつりが天候にも恵まれ盛大に開催されました。今年は50もの団体・グループが参加をいただきまして、テレビ、ラジオの生中継などもあり、大勢の皆さんに御来場いただきました。ステージではカラオケ・バトル、子供のダンス、ビンゴ大会など行われ、大いに盛り上がりました。

次に、ちょっと原稿にはないんですが、すみません、今議会に上程いたしました議案について申し上げます。

皆さんには原稿がなくて恐縮ですが、去る10月14日、松田議長から私に依頼がございました報酬審議会における議員報酬の検討についてを受けまして、今議会の議案第1号といたしまして、青木村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について上程してございますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

次に、上程してございます12月補正予算の概要について申し上げます。

一般会計（第3号）専決補正予算は、既に本年度予算化しております自治体システム標準化に伴う電算機器設定委託料が、事業の延期によりまして、令和6年度から令和7年度にわたって年度をまたぐ契約となりましたため、債務負担行為の補正をさせていただきました。

次に、一般会計（第4号）の補正予算は、歳入歳出それぞれに3,679万円を追加いたしまして、総額を44億2,589万円といたします。

令和6年12月補正予算における一般会計の主な事業について、まず、歳入についてでございますが、1番といたしまして、衆議院選挙の執行委託金560万7,000円の増、寄附といたしまして青木運輸倉庫様より100万円の御寄附を頂きました。

3といたしまして、前年度の繰越金2,034万3,000円を増といたしました。

次に、歳出について申し上げます。

1番について、地域防災計画の更新の委託料としまして、273万9,000円の増でございます。

2番といたしまして、高機能化促進事業の関連の委託料といたしまして、390万5,000円の増でございます。

飛びまして6番、入奈良本の牧場の支障木の処理といたしまして、農地整備の427万8,000円の増。

7番といたしまして、国道の歩道工事の村有の看板の移転工事に伴いまして600万円の増。

8番といたしまして、令和7年度教科書の採択替えに伴う教師用の指導書の購入といたしまして374万円の増でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

結びに、私ごとでございますが、来年4月に予定されております村長選挙について申し上げたいと存じます。

私が高校を卒業する時代、農家の長男は家を継ぐのが一般的で、多くの同級生もそうございました。そして、地区の事業や行事、消防団活動などの社会活動をするのが当たり前の習いでございました。私は農家の長男でありながら長い間それをしてこなかったこと、さらに私の父、母は100歳近くまで生きまして、村には長い間介護等で大変お世話になりましたこと、この2つの後ろめたさは生涯付きまっております。

遅ればせながら、埼玉での退職後村に戻りまして、ふるさとへの御恩返しをと思っております。

ましたところ、村長という大変大きなチャンスをいただきましたので、勇んでこの職に就かせていただいております。

12年前、8年前、そして4年前、「元気で豊かな村づくり」、そして「青木村がもっと輝き、日本一住みたい村へ」を選挙公約といたしまして村長選に立候補し、その結果、多くの皆さんの御支持をいただきまして、当選をさせていただきました。我が人生、最も感激した出来事でございます。

この11年7か月、当面の課題と中・長期的な課題、展望の中で、村の財政が厳しい折、国、県、そして民間の力をお借りいたしまして村づくりに全力投球をしてまいりました。果たして、村民の皆さんや議員の皆さんからどのように評価をいただけるか、心配なところでございます。

この4年間、人に寄り添った村政を心がけてまいりました。最も苦労したのは、世界中を恐怖の渦に巻き込みました新型コロナウイルス感染症によるパンデミックへの対応でございました。終わりが見えない3年間の戦いでございました。村民の皆さんの落ち着いた行動によりまして、何とか乗り切ることができました。

国内では様々な経済活動が縮小していく中で、保育園、小・中学校の給食費の無償化、18歳以下、ひとり親家庭の医療費の完全無料化など、村民の皆さんへ公平で平等な支援に努めてきたところでございます。

長年の懸案でございました国道143号青木峠トンネルは、バイパスとして令和2年度、県において事業着手となり、事業着工に向けて推進してございます。

企業誘致も実を結び、東京証券取引所プライム企業の竹内製作所が昨年9月から操業を開始し、税収、雇用、若者定住の面で効果を上げております。

五島慶太翁の顕彰活動は、五島慶太未来創造館の入館者数が累計2万6,000人、東急グループが生家跡地に建設いたしました慶太塾の幹部社員による活用、タチアカネそばなど農産物の東京での販売など、軌道に乗り、目に見えた成果が出てきております。

移住者数は、平成28年に統計を取り始めてからの累計は182家族、367人となりました。合計の特殊出生率は5か年平均で1.84となりました。

当然のことでございますが、私は4年を一区切りとして、この職を務めさせていただいております。今回は、3期も務めさせていただきましたことから、世代交代をと考えたところでございますが、多くの皆さんの次期への御要請をいただいたこともあり、「人にやさしい村づくり」を旗印に、次期村長選に立候補させていただきたく決意を固めたところでござい

ます。

幸い健康にも恵まれ気力も満ちておりますことから、ぜひ村民の皆さんから次期村長とい
たしまして負託をいただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題
として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めること
について。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3
項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1、令和6年度一般会計補正予算（第3号）。

令和6年12月5日提出、青木村長、北村政夫。

ということで、補正予算書（第3号）を御覧いただければと思います。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年10月1日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

第1表、債務負担行為補正。

追加の事項でございますが、自治体システム標準化に伴う電算機器設定委託料、期間令和
6年度から令和7年度、限度額1,599万4,000円。

当業務は既に予算措置済みでございますが、契約の期間が令和6年度から令和7年度にわ
たつての契約となりますため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上、令和6年度青木村一般会計補正予算（第3号）について御説明いたしました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第4、議案第1号 青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第1号 青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和6年12月5日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

議長、月額30万5,000円。

副議長、月額24万6,000円。

委員長、月額23万1,000円。

議員、月額22万4,000円。

附則、この条例は令和7年5月7日から施行する。

下に概要説明がございます。

青木村議会議長から「報酬審議会における議員報酬の検討について」が提出されました。

直ちに青木村特別職報酬等審議会を開催し、議員報酬について委員各位の慎重な審議の結果により結論が出されました。条例案は、報酬審議会より提出されました答申書に基づき、今回条例を改めるものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第5、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）。

令和6年12月5日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりをいただきまして、3ページ目、最終ページに概要説明がございますので御覧ください。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されたことにより改正を行うものでございます。刑法等の改正によって、刑罰の懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことにより、既存の条例に含まれている改正対象字句を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の経過措置を設ける整理条例の制定を行うものでございます。

これによります改正対象の条例は4件ございます。青木村議会の個人情報の保護に関する条例、青木村水道水源保護条例、青木村公共物管理に関する条例、青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例となっております。

以上、議案第2号について御説明を申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第6、議案第3号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園より、議案第3号について御説明いたします。

青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和6年12月5日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページに、青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要をおつけしましたので御覧ください。

概要、青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

令和6年3月13日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号。以下「一部改正府令」という。）が交付され、令和4年4月1日より施行されました。

この改正により、保育所、小規模保育事業所等における満3歳以上の児童に関わる保育士・保育従事者の配置基準が見直されることとなります。

見直しの対象となる施設のうち、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める基準に従い市町村が条例で定めるものとされていることから、条例改正が必要となったものです。

今回の改正文における第29条は小規模保育事業A型、第31条は小規模保育事業B型、第44条は事業所内保育事業（定員20人以上）、第47条は小規模事業所内保育事業（定員19人以下）についてそれぞれ規定しています。

なお、小規模保育事業C型は見直しの対象外となっております。

保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）の見直し内容。

現行、満3歳児以上4歳未満の児童おおむね20人につき保育士等1人以上、改正後、満3歳児以上4歳未満の児童おおむね15人につき保育士等1人以上。

現行、満4歳児以上の児童おおむね30人につき保育士等1人以上、改正後、満4歳児以上の児童おおむね25人につき保育士等1人以上。

経過措置について。

新たな配置基準に従った保育の提供体制が整備困難な場合、当面の間、従前の配置とすることができる（一部改正府令附則第2項）。

一部改正府令附則第2項を適用する必要のない場合でも、施行までの期間が短いことから1年間（令和7年3月31日まで）は改正を猶予する（一部改正府令附則第3項）。

青木村保育園が規定の適用を受ける児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例施行規則（県規則）も改正され、交付施行されましたので、今後は青木村保育園も同様の基準で運営することとなります。

議案第3号についての御説明をさせていただきました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第7、議案第4号 令和6年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、総務企画課長より説明をいただき、歳出については、教育長、各担当課長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第4号 令和6年度青木村一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,679万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,589万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は53万3,000円を追加し、8,477万8,000円とするもので、節4デジタル基盤改革支援補助金は、システムの標準化に伴う県のガバメントクラウドへの接続初期費用に係る補助金となっております。

目2民生費国庫補助金は11万2,000円を追加し、541万6,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は、障害者自立支援給付審査支払システムの改修に伴う補助金でございます。

目3衛生費国庫補助金は2万8,000円を追加し、890万3,000円とするもので、合併処理浄化槽設置補助金が設置の人槽の変更により増額となりました。

目5教育費国庫補助金は36万6,000円を追加し、302万9,000円とするもので、学校情報機器活用支援整備費補助金は、国の指示によりまして学校のネットワーク環境を調査するための補助金でございます。

項3委託金、目1総務費委託金は560万7,000円を追加し、576万7,000円とするもので、

節2選挙費委託金は、さきを実施されました衆議院議員総選挙に関わる委託金でございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目2衛生費県補助金は2万8,000円を追加し、388万円とするもので、合併処理浄化槽設置補助金が入槽の変更により増額となりました。

続いて、款17、項1寄附金、目1一般寄附金は99万9,000円を追加し、1,150万1,000円とするもので、このほど青木運輸倉庫株式会社様より100万円の御寄附を頂きましたことから補正をお願いするものでございます。

続いて、款19、項1、目1繰越金は2,034万3,000円を追加し、1億7,987万4,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、款20諸収入、項4、目1雑入は877万4,000円を追加し、4,172万4,000円とするもので、001雑入252万4,000円は、上田広域ふるさと基金出資金の中で行っておりました居住費利用者負担補助金事業が終了したことにより、本村の出資分の残額が返還となるものでございます。

002村有建物補償料600万円は、国道の歩道工事に伴う五島慶太翁生誕の地の大型看板の移転に係る補償料でございます。

013体験事業参加料25万円は、村で受入れを行いました体験事業の体験料をこちらで収入とし、事業の経費に当てるものでございます。

続いて、次の9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出については、担当課ごとに御説明申し上げます。

総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は26万4,000円を追加し、1億9,702万3,000円とするもので、節12委託料、電算処理委託料は児童手当制度改正対応と定額減税対応に係る給与システムの改修費用をお願いするものでございます。

目5財産管理費は118万2,000円を追加し、8,987万8,000円とするもので、節17備品購入費64万8,000円は、情報系と基幹系のパソコン2台に不具合が発生したため、購入費用を計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金53万4,000円は、歳入でも御説明しましたシステムの標準化に伴う県のガバメントクラウドへの接続初期費用として令和7年3月分を計上いたしました。

目6企画費は273万9,000円を追加し、4,353万3,000円とするもので、節12委託料で村の地域防災計画の更新委託料を計上いたしました。

目7諸費は65万5,000円を追加し、1,078万1,000円とするもので、節14工事請負費で国道への出口2か所に新規にカーブミラーを設置するための費用を補正させていただくものでござ

ございます。

目 8 情報通信サービス事業費は434万5,000円を追加し、12億2,925万円とするもので、節12委託料390万5,000円は、情報通信の高機能化促進事業を進めるに当たり、新情報電話、青電ですね、との役場内のビジネスホンとの連携が必要となりますことから、その検証と設計に係る経費を計上いたしました。

節14工事請負費44万円は、情報センターの設備工事でUPSバッテリー交換の工事が見込みより増となりました。

続いて、項 2 村営バス運行管理費、目 1 運行管理費は102万2,000円を追加し、2,723万8,000円とするもので、節12委託料 2 万2,000円は毎年度実施しております評価検証業務委託料が労務単価の上昇により、見込みより増となりました。

節18負担金補助及び交付金100万円は、地域路線バス施設改修補助金として千曲バスの燃料地下タンクの改修費用2,000万円に対し、上田市で400万円、青木村で100万円の行政補助を行うものでございます。

続いて、項 5 選挙費、目 5 衆議院議員選挙費は、新たに669万円をお願いするもので、選挙に係る人件費、次のページにまいりまして、節10需用費では消耗品や食糧費、節11役務費は入場券の郵送料、節17備品購入費では老朽化した計数機 1 台を新たに更新をいたしました。

続いて、項 7、目 1 監査委員費は3,000円を追加し、47万1,000円とするもので、監査委員協議会負担金が見込みより増となったものでございます。

以上、議案第 4 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 4 号）について歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明をいたしました。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

11、12ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費を252万4,000円追加し、7,494万9,000円とするもので、節24積立金252万4,000円の増は、事業終了に伴いまして上田広域連合より返還されました上田広域ふるさと基金出資金252万4,000円を福祉事業基金に積み立てるものでございます。

目 2 障害者福祉費を22万7,000円追加し、1億4,777万8,000円とするもので、節12委託料22万7,000円の増は、障害者自立支援給付審査支払システム改修に伴う委託料の増に伴うも

のでございます。

目4地域包括支援センター費を7万3,000円追加し、2,898万5,000円とするもので、節10需用費3万5,000円の増はデジタルカメラの購入費、節18負担金補助及び交付金3万8,000円の増は、認知症地域支援推進員研修費用の増によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和6年度一般会計補正予算を御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 続いて、稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費17万2,000円を追加し、1,071万円とするものでございます。節18負担金補助及び交付金17万2,000円につきましては、小型合併処理浄化槽設置補助金につきまして、当初予算で5人槽で予定しておりましたが、申請者から7人槽の設置申請があったため、差分について増額計上するものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費2万2,000円を追加し、589万6,000円とするものでございます。節18負担金補助及び交付金2万2,000円につきましては、各種研修会等への参加負担金につきまして見込みより増でございます。

目3農業振興費427万8,000円を追加し、5,995万7,000円とするものでございます。節12委託料427万8,000円につきましては、タチアカネそばの収量増を図るため、入奈良本牧場内にあります支障木を伐根し地中に埋設処理を行うもので、これにより約0.7ヘクタールの耕作面積を確保するものでございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費15万9,000円を追加し、2,135万8,000円とするものでございます。節18負担金補助及び交付金15万9,000円につきましては、001道路整備期成同盟会負担金4万円、003治水砂防協会負担金11万9,000円につきまして、前年度の県事業費が増となったことに伴い、見込みより増でございます。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費600万円を追加し、4,722万6,000円とするものでございます。節14工事請負費600万円につきましては、今後施工してまいります県事業であります国道143号南側の歩道整備工事に伴い、ふるさと公園付近に設置しております大型看板、五島慶太翁生誕の地、ほか地区名等などの看板の移設工事費として計上いたしました。

以上、建設農林課関係の補正予算について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

引き続き、13ページ、14ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費は25万円を追加し、1,900万3,000円とするもので、節12委託料、001委託料、007体験事業委託料25万円の内容は、体験学習事業の講師等の委託事業費です。

目5移住定住促進費は10万円を追加し、2,575万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金、002補助金、004移住相談事業補助金10万円の内容は、12月14日に開催予定の事業についてで、この事業の開催を通して地域住民と移住者、移住を希望される三者交流と、なじみずに悩んでいる移住者について、青木での暮らしについてヒントと理解を深めていただくため、そして新規移住者の移住促進、定住促進につながることを目的とした事業への補助金といたします。

目6道の駅関連施設運営費は14万3,000円を追加し、2,269万4,000円とするもので、節17備品購入費、001備品購入費、001備品購入費14万3,000円の内容は、事務用ノートパソコン1台分の購入費用として計上しました。

以上、商工観光移住課関係の補正予算を御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 続いて、杳掛教育長。

○教育長（杳掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

11ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、36万3,000円を増額して1,975万1,000円といたしました。節14工事請負費の増で、児童センターのLED設置工事の増額分になります。

次に、13ページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、113万5,000円を増額して9,135万3,000円といたしました。節12委託費の増は、校庭周辺の桜の老木の伐採のための費用と、来年度予定されているタブレットの買換えを見据えて、ICTのネットワーク環境調査のための委託料であります。

16ページの節17備品購入費の増は、小学校の行事用トロフィーの購入費であります。これは、今年の小学校の運動会の折に、子供たちから村長さんに、トロフィーを新しくしてほしいと要望があったことをきっかけにして実現した活動であります。そのような要望が子供

たちから出てきたことを学びの場にしようと考えました。子供たち自身で模型の製作をし、CASTECに見積りを依頼し、要望書を書き上げて、先日、役場に代表者4名と校長先生がお願いに来たところであります。

中学校でも、11月から村への提言のための探求の学習を進めています。小・中学校ともに、青木村と自分たちの関わりを身近に感じることができる大事な学習を進めていると評価しているところであります。

続いて、款3中学校費、目1学校管理費ですが、429万円を増額して7,592万7,000円といたしました。節12委託料の増は、小学校と同様に、来年度予定されているタブレットの買換えを見据えて、ICTのネットワーク環境調査のための委託料であります。

節17備品購入費の増は、来年度より中学校の教科書が新しくなるため、先生方が使う指導書を新たに購入する費用でございます。ちなみに、教科書は4年ごとに新たな教科書が採択されることになっています。

項5保健体育費、目1保健体育総務費ですが、15万4,000円を増額して75万1,000円といたしました。節8旅費の増で、スポーツ推進員を24年間お務めいただいた方の表彰式が宮崎県であったため、補正をお願いするものです。

教育費は以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時51分

令和6年12月10日（火曜日）

（第2号）

令和6年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年12月10日(火曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	奈良本安秀君
建設農林課長 兼建設係長	稲垣和美君	総務企画課長兼 担当課長兼 事業推進室長	塩澤和宏君
保育園長	成沢亮子君	教育次長兼 公民館長	小林宏記君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	高柳則男君	商工観光課長 移住推進 防災危機 管理副管 理	小林義昌君

建設農林課
課長補佐兼
農業振興係長

上原博信君

税務會計課
資産税係長

増田憲寛君

総務企画課
企画財政係長

金井大介君

住民福祉課
保健衛生係長

上原加代君

住民福祉課
課長補佐兼
福祉係長

早乙女敦君

商工観光課
移住観光移住
商工商観光移住
係長

宮澤俊博君

住民福祉課
住民係長

津田直樹君

総務企画課
課長補佐兼
総務係長

依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問には、中学生、村民の皆様の傍聴をいただいております。

本日は令和6年第4回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。8人の議員が一般質問を行い、終了後、解散といたします。

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（松澤正登君） 10番、居鶴貞美議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） おはようございます。議席番号10番、居鶴貞美でございます。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より御答弁をお願いいたします。質問事項は4項目でございます。

1番目が現村長、北村政夫氏の続投について、2番目がアダプト制度の導入について、3番目が防犯対策について、4番目が災害対策についてでございます。1から3項目は一問一答方式です。4項目めは一括方式をお願いいたします。

1項目めです。

現村長、北村政夫氏の続投についてでございます。

既にマスコミ報道、5日の村長の御挨拶でもございました。来年の村長改選期に4選の出馬表明をされました。行政組織のトップリーダーである首長には、時代を先取りした先見性や先進性が必要です。北村村長は的確に対応され、竹内製作所の工場誘致、保育園、小学校、中学校の給食費無償化、五島慶太肩章活動による東急との連携強化、国道143号青木峠バイパス等々、多大なる実績を残しておられます。どのようなバックボーン的な考え方で青木村を担ってきたのかどうかお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしく願いいたします。

まず、中学校の皆さん、ようこそ議場にお越しいただきました。先日青木村のAT、探求について一緒に勉強させていただきましてありがとうございました。皆さんはいずれ25歳、もしくは30歳、年齢制限で言えば議場に座るか、あるいはこの席に座るか、あるいは役場の幹部職員になるということの可能性も含めまして勉強してってください。

ただいま居鶴議員から御質問ありました青木村を担ってきた、どのような考えでやってきたかについてでございます。

私は「元気で豊かな青木村」、そして、青木村が「もっと輝き日本一住みたい村」へ、この目標に沿いまして、この職をさせていただいているところでございます。青木村の持っております豊かな自然の恵みでありますとか、人情豊かな村民性、それから自然災害の少なさなど、地域の力、社会の力、文化の力などに付加価値をどうやって高めていくかなということに腐心をしてまいりました。そして、村民の皆さんが自らのふるさとに誇りを持てる、そんな村づくりを心がけてきたところでございます。

また、村民の皆さんや議員の皆さんから、行政に対して多くの御要望、御要請をいただいておりますけれども、その実現のためにはまず財政力を高めることが大変大切だというふう

に思っております。そのため、企業誘致に努めまして、税収、雇用、若者定住の確保に心がけてまいりました。さらに青木村ここにありという、小さな村ですから、青木村元気だよとPR、情報発信にも努めてきたところでございます。

全ての皆さんに公平で平等に行政のサービスが行き届くよう、そのようなバックボーンで村を担わせていただいております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 次に、来年からの4期目はどのような施策を中心に進められるのかお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） もし私が村長選に立候補して次期の村長を負託させていただくとすればという前提でございますけれども、まず1点目として、健康で元気な村づくり、2として、活力に満ちた村づくり、3として、人と文化を育む村づくり、4として、安全・安心な村づくり、そして5として、緑美しい村づくり、最後に自主自立をした村づくり、こんなようなことを中心に、村民の皆さんの負託をいただければ実施してまいりたいと考えております。

○10番（居鶴貞美君） 心強い決意表明をいただきました。健康には十分御留意されて、青木村のさらなる発展に御尽力されますことを御期待申し上げます。

2項目めに入ります。

アダプト制度の導入に対してでございます。

アダプト制度、なじみの薄い方もおいでになるかとは思いますが、この制度は住民が道路などの公共スペースを清掃、美化活動をすることでございます。長野県は平成15年度から実施しているところでございます。まず、青木村のこの制度に対する考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは答弁申し上げます。

このアダプト制度のアダプトという言葉には養子縁組をするという意味合いがございまして、住民が道路などの公共スペースを養子のように愛情を持って面倒を見ることから命名をされているとされております。自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化運動を進める制度でございまして、1985年にアメリカのハイウエーのボランティア清掃活動として始まったというふうにされております。

長野県では、居鶴議員からもありましたように、平成15年度から信州ふるさとの道ふれあ

い事業として、アダプトシステムというものが本格的に実施をされているところでございます。このアダプトシステムは、以前から多くの地域で行われている道路愛護活動を一步進めた形の活動としまして、住民と行政の協働・連携による維持管理活動の推進に向けて役割を果たしているものと認識をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御説明をいただきました。

また、最後にもお聞きするかもしれませんが、この制度を青木村として導入される考えが
おありなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 現在、村道として認定されている村道というのは、
総延長で約170キロメートル余りございます。そこに加えまして、村道の認定替え道路、あ
るいは農道、あるいは林道、法定外公共物等を含めるとさらに膨大な延長距離になります。
これらの管理を地域の皆様に共同作業で担っていただいているのが実情でございます。

導入の検討に当たりましては、どの路線を対象にするのか、重要度あるいは優先度などを
含めた選定方法や各区の人口、高齢化率等の地域の実情等への配慮、また、この財源をどう
捻出するのかと、そういったことを複合的に勘案した中で、慎重な議論をしていく必要があ
るものというふうに考えております。

議員から御提案をいただいておりますプチャダプト制度というものに関しましては、道路
愛護に関する取組ということを考えますと、人口減少や高齢化など、社会情勢を踏まえると
重要な観点であると認識をしております、まずは他市町村の導入状況を研究してまいりた
いと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁いただいたんですが、私のほうの認識では、県道と
国道にはこの制度があるようですが、村道にはないということのようですが、この点につい
てはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 県が公表しております令和4年11月時点の最新デ
ータによりますと、長野県内では365団体が協定を締結されているというふうにされてお

ます。そのうち上小地区では上田で22、東御が10、長野が4、青木1といったことで、合計37団体という内訳でございます。

本村では、議員御指摘のとおり、アダプト制度を導入しておりませんが、今調べてみる限りは、アダプト制度とは直接的なものとはちょっと異なりますが、幾つかの自治体のほうが地元の草刈りボランティア活動に対する支援を行っている事例というものも確認しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁いただきました。

5日の東信ジャーナルを御覧いただいた方がおいでになるかと思いますが、この中に東御市の善友会という団体があるんですが、ここにアダプト制度の記事が載っておりました。この善友会は実は高齢化に伴ってこの団体はなくなるということのようでした。補足的にお話ししておきます。

3番目として、今の関連で、草刈りをやるよりは植栽が有効だと、このように言われております。経済活動、美化活動からも、積極的に取り組む必要性を感じております。それに併せて、用具の貸出し、種の提供などにつきまして支援をされたらどうかと、この考えますが、お考えをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 議員からの御指摘のように、道路ののり面の防草対策を管理する上では植栽等により維持管理する方法というのは、環境美化の観点からも優れているのではないかとこのように考えております。その一方で、植栽も結局のところ雑草から別の種への置き換えでございますので、植栽後の雑草駆除など、定期的な管理が必要になってまいりますので、経済性も考慮すると必ずしも優位であるとは限らないというふうに言えるかと思っております。

のり面の管理につきましては、これまでも道路ののり面に限らず農家の皆さんからも農地の畦畔管理が大変だというお声を多くいただいております。村の農業技術者連絡協議会では、これまでに畦畔芝、それから防草ネットを試験的にやる実証実験を行ってきました。また、最近ではハーブを植えて草を抑えるものなど、場所や状況によりまして、どの手法で畦畔の管理をするか、農家の皆さんの負担軽減策を模索してきたところでございますが、なかなか確立した方法を情報提供するには至っていないのが実情でございます。

これまでに地元主体の取組としましては、細谷区の皆様が区取組としましてハーブの種を購入し、区民の皆さんで植付け、維持管理をされておりまして、場所につきましては細谷橋の南側の村道ののり面でございます。村としてはこの取組の経過を観察している途上でございます。植栽等の推進につきましては、その効果と整備費用、また、その手間や維持管理費などトータルで比較検討する必要がありますことから、引き続いて研究してまいりたいと考えております。

道路ののり面等の草刈りにつきましては、各地区の道普請など、自治会活動を通じて管理をしていただいております。用具の貸出し等については現在のところ行う予定はございませんけれども、区の中には草刈りの道具等を複数保有されている農家の皆様もいらっしゃると思いますので、道具がなくて困っている方は相談し、お借りし、融通し合う中で作業を行っていただくこともできるのではないかとこのように考えております。

種の提供につきましては、先ほども少し申し上げましたとおり、細谷区において、令和4年度に細谷橋南側の村道ののり面の草刈りが大変だ、何とかしたいというような悩みを解決するために、村の村民活動支援金の補助金を活用しまして、ハーブの植栽などを施工していただいたような実績もございます。

また、建設農林課所管の建設資材の支給事業を活用していただき、村道ののり面に防草シートを地域の皆さんに設置していただくという方法も可能であるかと思っておりますので、いずれの事業も村の単独費にて実施するものでございますので、事前に申請等が必要となりますことから、検討される地区等がございましたら、村のほうまで御相談をいただければと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係につきましては、御存じのとおり青木村もIターンの方、県外からの移住者の方が大分増えてきております。それで、その方たちが当然ながら村道とかそういうものに対して草刈りをというようなことが出ております。私ども個人的とか、特にこの草刈りに対しては当然ながら区でやっているところなんですけど、その範囲がどんどん増えてきております。場合によりましたら、通学路の辺りにもかなりその影響が出ているかなど、このように思いますので、またこれは行政だけじゃなくて、やっぱり区とかそちらと協調して、ぜひ積極的にお取組いただきたいと、このように思います。

続きまして、ただいま前向きな御答弁をいただいたと、このように解釈しているんですが、

青木村村道対象プチャダプト制度、これは保険適用外だということですが、こちらに対する村の考えをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 先ほど、私のほうから先にこのプチャダプトのことについて少し触れさせていただきましたけれども、当然、これを導入する場合には村の財源の捻出という大きな課題も出てまいりますし、また、議員からもあったとおり、それぞれ区の実情、高齢化だったりすることの中で手が足りないというような実情等もありますので、区とも十分調整をしながら、また他市町村がそういった取組をしているのかということをもまず研究するところから始めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

それでは、3項目めに入ります。

防犯対策についてでございます。

1として、現在闇バイト等の犯罪、不審な工事業者の訪問等に安全な生活が脅かされております。抑止力強化と犯罪発生時の事件解決に防犯カメラの増設が望まれます。高速インターのアクセス、青木峠新トンネルの開通で犯罪者が格好の地理的条件、これが青木村だというふうに思われます。国道143号に増設と青木村侵入可能脇道箇所について設置をぜひお願いしたいと思っておりますが、考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 防犯カメラを設置することによります犯罪の抑止、また、防犯カメラの映像が事件解決に役立っている例が昨今多くなっていると認識をしております。そんな中で、道の駅にはこの頃また4台増設をしたところがございます。公共施設への設置は比較的容易であるわけでございますが、国県道への設置となりますと、また許可の手続、あるいはプライバシーへの配慮等が必要になったりというようなことがございます。

今現在すぐここでという具体的な計画はございませんけれども、御指摘のとおり、今後国道を往来する車ですとか人の往来も増えてくることが予想されますので、警察に設置をお願いしていくことも含めて、効果的な場所を選定して、設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁のとおり、これは上田警察署への道路使用許可、これを取らないといけないんだろうというふうに思います。また、電柱のところに設置ということも実は考えられます。この設置についてはいろいろな課題等があるのは重々承知しております。

それで、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、これにつきましては青木村にあるのかどうかと、このガイドラインについて今後どのような活用をされるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 青木村では、以前小学校の入り口といいますか、正門に防犯カメラを設置した際に、村の防犯カメラの設置の要綱を定めております。現在はその要綱に従いまして運用をしているということでございます。当然、今後設置する場合におきましても、そちらの要綱を適用する中でやっていくということになります。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この防犯カメラの設置費用についてでございますが、ちょっと私も調べたんですが、金額的に高額のものもあったりするんですが、大体15万から30万ぐらいというような記事もございました。それで、現在設置して4台というお話なんですが、これの費用、大体どのくらいかお分かりでしたらお願いしたいと思うんですが。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） お答えいたします。

今回、道の駅あおきのほうで新たに4台の防犯カメラを設置予定でございます。120万の予算を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） やはり財源の問題も出てこようかと、このように思います。ある程度時間を要するかなというふうに思いますが、いずれにしても防犯に関しては全村民の方も大変に心配されていることですので、早くといいますか、お願いしたいと、このように思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今御指摘がございましたけれども、防犯カメラもいろ

んなタイプというか仕組みのものがございまして、例えば今、道の駅に設置しているのは常に映像を監視できるようなシステムということで、事務室内にモニターを置いて、それを監視できるような仕組みのものでありますので、結構高額なものになります。これが常時監視できなくても、必要があったときにそのデータを取って活用するといいますか、限られた警察の皆さんとか管理者しか、通常見ることはできませんけれども、そのような仕組みのもので、もうちょっと費用を抑えて設置するというようなことも可能かと思っておりますので、その辺を重々十分に検討する中で、設置を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 2といたしまして、村営バスのフロントとテールにドライブレコーダーの取付けとカメラ撮影運行中の表示貼付けでございます。万が一の事故検証と不審者車両、不審者の撮影と記録保存からでございます。この点についてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ドライブレコーダーの装着につきましては、一般車両についてもかなり普及してきている状況でございます。また、多数の人数を乗せて運行している村営バスにおきましては、乗客やドライバーの安全を守るためにも必要性は高まっているというふうに認識をしております。設置についてはできるだけ早い段階で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） こちらもドライブレコーダーの、これも財源的な話になるんですが、これもちょっと私の調べた範囲では把握できない部分があったんですが、この費用というものもやはりまちまちでございますよね。それで、私とすれば、来年の予算化に向けてぜひお願いしたいという、こういう気持ちなんですけど、果たして今村営バスに対してどのくらいかかるのかなというのがちょっと私から思ったんですが、この点についてはまた事前にお話ししていなかった部分もあるんですが、費用的には100万単位であるのかどうか分かりませんが、その費用についてお考え、お聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今議員御指摘のとおり、ドライブレコーダーも金額様々でございます。安いものは、安いものという言い方も変ですけども、数千円から数万円というような形でございます。

今、私どもで検討しているのはちょっと金額まだ業者から正式な見積りも取っていないくて、

大体1台当たりどのくらいかかるのか承知しておりませんが、今年度の修繕費等の予算の中で対応できるものであれば今年度中に対応したいなということで、まだ補正しておりませんが、これで見積りを取って、ちょっと金額がというようなことになれば、また後の議会で補正予算等をお願いする中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係につきましては、昨年も委員会でもお聞きした経緯もあるんですが、ただいま申し上げたとおり、やはり早めにできたら、ただいま御説明、御回答いただいたんですが、補正で対応をぜひお願いしたいと、このように思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村営バスは本当に高齢の方、それから保育園の子供たちにも日々活用していただいております。運転手さんとのヒアリングでも、その必要性について私ども十分承知しておりますので、今後のことを考えてなるべく早く設置できるようなことを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 最後の4項目めに入ります。

こちらは一括でお聞きをしてまいります。

8項目ございます。

この関係につきましては、村を挙げて取り組んでいることでございます。11月21日に防災ミニキャンプが行われ、自助・共助の活動体験をしたところでもございます。青木村防災計画策定、青木村業務継続計画、青木村災害ハザードマップ、青木村メール配信サービス、青木村総合防災訓練、災害時応援協定により、村も災害対策をしっかりと行っているという認識でございます。

まず1つとして、避難所の環境改善で、防災備蓄備品に政府補助、地方創生交付金を全国の自治体に2,000億円を計上するという記事が、11月10日の信濃毎日新聞に掲載されたところでございます。申請内容を早急に把握して、速やかに申請につなげていただきたいというふうに思います。

2点目です。

道路寸断時の災害対策本部、役場に設置されるんですが、こちらの集合についてでございます。消防団の幹部職員の方も含まれるというふうに思いますが、当然ながら、遮断されますので、徒歩あるいはバイク、自転車等によって災害本部に来なければならない、車等が無

理だということでございますので、それに対してその関係者の役場までの到着時間の把握、例えば、私に限りますと大体30分から40分ぐらいかなというふうに、当郷からでは、そのように考えますが、速やかに災害本部到着ということで、それぞれの関係者の方の今の時間を、到着時間、この把握をどうかということでお聞きしています。

3番目に油圧シャベル、ホイールローダー、アマチュア無線、空撮、物資空輸ドローン等の免許取得状況と今後についてお聞きをします。あわせて防災士の資格、これ職員の方の取得状況、それと村民の方の資格状況の把握がされておりましたら、何人かお聞きをしたいというふうに思います。

4番目ですが、避難所による村内有資格者のボランティア事前委託登録の状況はどうかをお聞きしたいんですが、医療関係者、介護関係者、復旧作業者、これは重機オペレーター等が該当すると思います。それと、救助犬、こちらの今の事前登録がどうなっているのかということでお聞きしております。

5番目として、燃料確保のために現在、JA信州、望岳小林油店、青木に2か所ございますが、事前の優先販売と給油依頼に対しての状況がどうなっているのかどうかお聞きをいたします。

6番目です。

避難所にての避難者情報の円滑化についてお聞きをいたします。こちらにつきましては、当然ながら、住所、氏名、年齢、性別、血液型、病気の既往症、緊急連絡先、食物アレルギー等、こちらを事前に全村民に記入をしていただいて、災害時にお持ちいただきたいということでございます。

7番目です。

各家庭の災害非常時持ち出し袋購入に対する補助金についてです。この持ち出し袋も実はたくさんございます。それで、リュックサック的なものとか、ナップザックとかもろもろございますが、こちらに対する補助金を出していただいて、災害時に被災される方が持ち出し袋をお持ちいただいて避難所に来ていただくと、支援対応に大きく関わってくると、このように言われてございます。それで、この非常災害持ち出し袋につきましては、JA信州青木支所に委託というようなこともどうかなというふうに考えられますが、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

最後、8番目になります。

小中学生の登下校時の災害発生についてでございます。危険度調査の実施ということでご

ございますが、既におやりになっている部分もあるかと思いますが、通学路のブロック塀、空き家、看板、立木等、当然ながらこういう把握状況が今どうなっているかどうかということでお聞きをするということでございます。

以上、8項目についてお願いしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 居鶴議員から、ただいま災害時の安全・安心について何項目かの御質問をいただきました。

アンケートなどによりまして、村民の皆さんは安全・安心、災害に対する心配について強い御要望をいただいているところでございます。青木村は履歷的に見て、地震とか自然災害、台風等については比較的日本の中では安全・安心なところではありますけれども、最近になりまして、地球温暖化の関係で降雨量が増えてきたとか、あるいは私が一番心配するのは糸魚川静岡のフォッサマグナでございます。関連いたしまして南海トラフもありますし、あるいは首都直下も、大きな影響はないかもしれませんが、ある程度の影響はあるだろうというふうに、県のデータなどでは見ているところでございます。安全・安心、特に防災に関しても、村政の大きな柱として今後も取り組んでまいりたいと思います。

各項目につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 奈良本安秀君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうから1番から7番までの御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1番の11月10日の信濃毎日新聞の記事についての村の考え方ということでございますけれども、防災備蓄品につきましては、村としても毎年飲料水とか食料品も含めて計画的に購入をさせていただいているところでございますけれども、絶対数というのは足りていない状況でございます。

先般、11月10日の信濃毎日新聞の記事で、来年度防災備蓄品が地方創生交付金の対象となるという記事が掲載されておりましたが、恐らく令和7年度の予算で執行されるものと思われませんが、現在のところ、国からまだ詳細が示されてきておりませんので、不明な点が多いわけですが、引き続き詳細の把握に努めるとともに、災害時避難所設営に向けて必要となる備蓄品等につきましては、積極的に申請をしてまいりたいというように思っております。

ます。

続きまして、2番の道路寸断想定時の災害対策本部への関係者の到着所要時間の把握でございませけれども、休日ですとか勤務時間外に災害が発生した場合につきましては、役場の職員につきましては、非常参集の連絡を受けたときのほか、テレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害が甚大と判断される場合は、速やかに登庁をすることになっております。

平常時においての車等での所要時間というのは個々に把握はしてございますけれども、道路等が寸断された場合の所要時間というものは現時点では把握はしてございません。村で定めております災害時の職員初動マニュアルでは、大規模災害が発生した場合はまず本人、家族及び家屋に被害がない場合に限り参集することとなっております。被害等がある場合は、その被害の程度に応じて適切な処置等を行った後に、参集が可能であれば災害対策本部、役場のほうに参集してもらうことになっております。

災害も規模や種類によりまして、活動範囲も様々でありますことから、集まることができた職員で災害対策本部を立ち上げて活動をしてもらうことになろうかと思っております。また、役場に参集できる場合も、登庁の途中で被害状況の被害把握に努め、関係部署への報告をすることになっておりますので、その辺は今後も徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、3番の職員の各種資格の免許の取得状況でございますが、職員の中には大型特殊ですとか、アマチュア無線等の免許を取得している職員も若干名おります。現在、村では様々な関係団体と防災災害協定を締結しております。例えば、大規模災害時の応急対策業務につきましては、東急建設株式会社東日本土木支店ですとか、長野県建設業協会小支部ですとか、青木村商工会建設部会等と協定を締結しております。協力を求めていくことになります。そのほかにも様々な内容で関係団体と協定を締結してございますので、今後についても、職員の数は限られておりますことから、災害応援協定により協力をお願いできる業務はお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、防災士についてでございますけれども、防災士は自助・共助等を原則といたしまして、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されておまして、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証して、資格は民間の資格になります。この資格の取得により特定の権利が得られるとか、もしくは行動が義務づけられるということではなくて、あくまでも自発的な防災ボランティア活動を行うということでございます。

近年防災士の社会的評価と期待は急速に高まっておりまして、役場職員も来年度、1名の職員が防災士の資格の取得のための講習を受ける予定となっておりますし、また、村内においても消防団OBの方が取得をされているというふうに承知をしております。今後もこういった資格を取得されて、各地域において防災リーダー的な存在になっていただく方が増えていくことを期待するとともに、各種団体に向けたPRですとか、資格の取得に関わる支援も検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、4番の避難所における村内有資格者のボランティア事前登録についてでございますが、村の社会福祉協議会では、災害発生時に必要に応じて災害ボランティアセンターの設置運営を行うこととしております。お尋ねのボランティア事前登録制度については、現在のところ行っていない状況でございます。

しかしながら、災害規模や状況によりましては、県外のボランティアの方の受入れに日数がかかる場合も考えられる一方で、被災者や避難者は一日も早い支援活動が必要というような場面は想定されます。こうしたことから、村内で大規模災害の発生時に迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、事前に村内の有資格者、議員御指摘の医療ですとか、福祉、それから語学等の専門的な知識や技術を有している方の登録をいただくことというのが非常に重要であるというふうに認識をしております。今後、他の先進事例も参考にさせていただき、社会福祉協議会を中心に検討してまいりたいと存じます。

続きまして、5番の燃料確保のためにJA信州上田や望岳さんとの連携の件でございますけれども、現在、JA信州上田とは燃料をはじめとした物資、重機、倉庫等の供給についての協定を締結しております。また、燃料関係で申し上げますと、ガス等については株式会社サイサンですとか、長野県LPガス協会と協定を締結しておりますし、電力、電源については、中部電力株式会社、それから長野日産自動車株式会社などと供給に関する協定を締結している状況でございます。望岳さんとは現在のところそのような協定は締結しておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

続きまして、6番の避難所にての避難者情報の円滑化についてでございますけれども、災害時における避難者の情報管理については、先般11月21日に防災ミニキャンプ2.0で公助を考える編を実施させていただきましたけれども、その際にはちょっと行えなかったんですけども、避難所に実際避難されてくる方は、最初に簡単な受付簿に住所、名前等を記入していただきまして、これは防災キャンプでもしていただきましたけれども、その後、より詳細な情報を避難者カードというものに記入をしてもらうこととしております。

その中には、当然先ほど議員御指摘いただいたような項目、細かい項目を御記入いただくほか、その書いた情報を安否確認などの問合せに対して公開してよいか否かも記入していただく項目等もございますので、そこで公開オーケーの方のみ住所、氏名、性別に限り公表することとしております。公表手段につきましては様々ございますけれども、現在整備を進めております青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業で、新たなサービスとして提供予定のスマートフォンアプリ、あおきナビと言っておりますけれども、この中の掲示板機能を使いまして避難者情報を公表することも可能と思われまますので、有効に利活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、続きまして7番の各家庭の災害非常持ち出し袋購入の補助金についてでございますが、村では、令和元年の19号台風災害の教訓を生かしまして、その翌年度に策定をいたしました地域防災力向上計画の中の自助編のダイジェスト版というものを全戸配布しております。その中で、災害に備えての非常持ち出し品について触れさせていただいております。準備及び点検については村としても住民の皆様をお願いをしているところでございます。

非常持ち出し袋につきましては、ライフラインが停止した場合に数日間、自足するために必要な物品を準備しておくもので、先ほど議員御指摘のとおり中身がセットになって販売されているケースがほとんどで、中身についても20点セットですとか、30点セットですとか、40点セット等様々でございます。各御家庭によって必要とされるものも様々でございますので、御家庭に合ったものを御用意いただくこととなりますから、JAさん1店舗での販売委託というのはちょっと難しいと考えております。

また、補助につきましても、各御家庭の自助の取組の中でお願いをしていることでもあり、現時点では考えておりませんが、今後村として自助の取組が一層促進されるよう、広報や啓蒙活動に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私からは、8番目の小中学生の登下校時の災害発生対応について、危険度調査の実施について回答申し上げます。

小中学校ともに危険管理マニュアルを作成してありまして、災害発生時の基本的な対応を考えてあります。小学校では地震の際には車道に出ないとか、河川に近づかない、状況に応じて学校等の避難場所に避難する、それが困難な場合は保護者や教職員が来るまでその場で

待機することとしています。中学校では、生徒会において4月の避難訓練終了後に地区ごとに危険箇所の確認を行っております。また合同下校の際に安全面への確認を行い、非常時に備えております。

次に、危険箇所の調査であります。毎年、小中学校の合同下校のときに各班ごとに通学路の危険箇所を確認してもらい、全ての報告をまとめて冊子を作成してもらっています。その報告書を基に小中学校、建設産業課、駐在さん、教育委員会等の関係者が集まって検討会を行っております。その年、対応することを決めております。いずれにしましても、安全への対策については、何をおいても大事に考えていく必要があるなと思っておるところであります。

以上であります。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 先ほど7番目ですけれども、持ち出し袋については難しいというお話だったので、その販売先をJA信州どうかという話もしたんですが、難しいということだから、回答いただかなかったということも分かりませんが、できるだけ地元の農協さんを御利用お願いしたいというふうに思います。回答はよろしいですが、難しいというお話だったので、そのようになったかなというふうには認識しております。

最近、青木村においても地震が多発しております。ここは震度1、この前3でしたですかね。かなり多発していますよね。特に心配されるのは牛伏寺地震が近い将来に起こり、この地震が起きた場合、青木村も震度6ぐらいが心配されております。基本的には20年以来とかというような、そういうこともございました。南海トラフ、糸魚川静岡構造線などの地震の発生も心配されているところがございます。御承知のように今年の元旦に能登の関係もございました。青木村も近いうちに來るという想定で、今後やっぱり対応していかなければならないだろうというふうに思っております。

それで、青木村地域防災計画、こちら皆さん御承知だと思いますが、ホームページに載っております。これ、ページ数で言うと337ページございます。それで、災害に対してもうきめ細かく対応するようにできているんですが、中にデータが少し古いのがあるのかなというふうに見受けられます。これ、2014年頃にできたのかなと思います。

それで、これ一部コピーしたんですが、337ページ、これは非常に我々見ても難しいんです。ところがきめ細かく対応がされております。もし南海トラフが起きたとき、どのくらいの方、被害がどのくらいだとか、そういうようなデータが載っているんですが、このデー

タがどうも当初の頃のデータと更新されていないようなところもちょっと見受けられます。それで、特にこの青木村地域防災計画を折に触れて村民の皆さんにも周知徹底をお願いしたいというふうに感じております。

申し上げたとおり、いずれにしても近いうちに青木村にやはり地震が起こり得る可能性が高いと、こういうことですので、日頃から防災に対する関心を持って生活していくことが望まれるんじゃないかと、このように思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 10番、居鶴議員の一般質問を終了しました。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（松澤正登君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に基づき、大項目2つ、一問一答にて質問させていただきますので、御答弁お願いいたします。また、12月になりましたので、人権についての質問をお願いしたいと思います。

まず1点目、そういうことで、人権教育及び人権啓発施策について質問させていただきます。

近年、外国にルーツを持つ児童生徒が増加し、学校で日本にルーツを持つ児童生徒とともに学ぶようになってきています。多文化共生がこのようにして子供たちの間から社会全体に進むことを期待するのですが、残念ながら異なる文化や習慣への戸惑いから生じる偏見や差別が起きているとも聞いています。また、ヤングケアラーやLGBTQといった、声を上げにくい状態にある人々の人権に対する社会の関心が高まってきています。

こうした動きは大変好ましい変化と言えますが、当事者である児童生徒にとって、学校が安心して過ごせる場となっているのでしょうか。家のことを話しても分ってもらえない、自分の性的指向を話したらいじめられるという悩みを抱えることが多いというのが現状ではないでしょうか。

社会の変化に伴い、外国人やヤングケアラー、LGBTQなど、児童生徒が抱える背景も

多様になってきています。しかしながら、どのように社会が変わろうとも、子供たち一人一人が誰からも侵されることのない人権を持つことは変わりありません。

そこで、児童生徒がお互いの人権を尊重し合い、学校で安心して学ぶことができるように人権教育はますます重要であります。どのように取り組んでいくのか、まずお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校では、1学期の初めに学校は安心して学ぶことができる場であることを伝えております。困ったことがあったら周りの大人にSOSを出してほしいと伝えているところであります。また、5月、11月に人権学習月間があり、互いの人権を尊重するように指導を重ねております。

小学校では11月になかよし旬間を位置づけ、人権について考える機会を設けています。旬間中にはなかよしの木を各学級で作成し、友達のよさを伝え合う場を設けたり、なかよし読書で学年をまたいで交流を深めたりしています。土曜参観日には親子参加型の講演会を行い、違いを認め合うことの大切さを親子で共有することもできました。

また、職員の人権意識の向上についても、職員会議や研修会を通して実施しております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

昨年も同じようなことをしていただいているんですが、これからどのように村として取り組んでいくのかという質問だったと思うんですが、人権教育の取組であります、それはまた後々出てきますので、よろしく願いいたします。

次に、多文化共生についてであります。

青木村でも企業で働く方、移住された方、観光で来られる方など、外国人の方を目にするようになってきています。これからも多くの外国人の方と触れ合うことが多くなっていくと思います。

そこで、多文化共生社会を進めるために、違いを排除しない地域づくり、村づくりが必要だと思っております、具体的な展開を何か考えているのかお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 多文化共生の推進についての御質問に答弁をさせていただきます。

私は多文化共生とは、日本人と外国人が互いの違い、文化の違いを理解し、尊重し、同じ地域の一員として協力し合って生きていこう、そういう考え方ではないかというふうに思っ

ております。

青木村におきましては、村内の企業で働く外国人の従業者の増加に伴いまして、村内に住所を有する外国人の方も増えてまいりました。令和元年と6年の比較をいたしますと、5年間で25人から45人に増えております。このような状況の中で、職場や地域で外国人との接点が増えつつあるわけでございます。お互いの文化の違いを理解するための意識啓発が必要でございます。

最近になりまして、村内でも地域の盆踊り大会に村内企業の外国の研修生、あるいはそれを介してくれる通訳の方が参加したり、それからもう一つは、先日の村の産業祭においても、村内に居住するベトナムの方が出展し、あるいはコーヒーとか飲物とか、ベトナムの料理を提供する、そんな国際交流も深めてきておりますのも、塩澤議員、御案内のことかというふうに思います。また、学校におきましても海外からの体験入学生等の受入れ、あるいは人権教育で外国人との関わり方について学習する機会がございます。

それから、第6次青木村長期振興計画の中で、自治・協働・交流、この分野の中で、地域あるいは国籍、人権、世代を超えた多様な分活動を促進することによりまして、異文化への理解、あるいは関心の向上、地域の活性化、災害時の協力関係が構築されるということを主な施策としております。

村内でも今後さらに外国人の方が増えてくることが予想されますので、地域、あるいは行政等が一体となりまして、地域コミュニティへの参加を促進するなど、多文化共生を進める、あるいはこういったことを排除しない村づくりに取り組んでまいります。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

本当に地域で暮らす外国人の方が安心して暮らせるようにということになると思います。先ほど言われたように村の夏祭りに製作所の方が参加されたりとか、ブラジルのコーヒー店を出していただくとか、行事に参加される方が出てきていますので、交流ができるということと、同時に村長さんが言われたように、もっと小さなコミュニティの中で、各地区でその人たちと触れ合えるような取組を各地区が行えればと思います。このように地区との関わりを増やせることが大切かと考えています。多文化共生の推進によって、地域社会の活性化にもつなげていく取組をこれからもお願いします。

次、毎年これもお願いしています部落差別についてですが、部落差別の解消の推進に関する法律が2016年12月に施行されました。これは御存じのとおり、部落差別の解消を推進し、

差別のない社会を実現することを目的としています。法務省はこの第6条に基づき、部落差別の実態に関わる調査を行い、結果を公表しました。このうち、一般国民の人権意識調査において、部落差別に関する国民の意識を詳しく調べられています。

その中で、「あなたまたは家族親友、知人が過去に部落差別による被害を受けたり、逆に部落差別に当たる言動をしたりしているのを見聞きしたことがありますか」との質問に対して、17.5%の人が「ある」と回答しています。ちなみに、被害及び被害の内容では、「結婚や交際」が最も多く58%、次に、「就職や職場」が26.8%、「出身同和地区名の公表」が21.3%となっています。一方、部落差別に関する講演会や研修会などのイベントに参加したことがある人は全体の19.3%にすぎず、およそ8割の方は一度も参加していません。青木村では部落差別についての講演会や研修会などのイベントに参加された方はどのくらいいるのでしょうか。

啓発冊子やチラシにこの法律の趣旨が掲載され、周知に努められていることは承知しておりますが、部落差別解消に向け、さらなる人権教育、啓発活動が必要だと感じています。この後も、性教育についてのこともやりますが、部落問題について扱うことがタブー視されているというような風潮はないでしょうかということであります、1点。

それで、部落差別解消推進法に基づき、国や県、市町村が意識調査を実施していますが、村の差別撤廃と人権擁護に関する条例第5条にも実態調査を行うとあります。以前にもお願いしましたけれども、政策推進の基礎資料として、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する村民の意識調査を実施すべきと考えますが、お考えをお聞きます。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

今年度、令和6年度になりますが、来年度、令和7年度から令和11年度までの計画期間で出します第5次青木村男女共同参画計画を策定するに当たりまして、これにつきましては、性別、DV、性的マイノリティーであるLGBTQ等の多様な人権問題に関する意識調査は実施したところでございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） そこで、同和問題についての意識調査についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今回実施した計画は男女共同参画計画に当たってのアンケート調査でありましたので、その内容につきまして、部落差別についての質問項目等は特に

は入っておりませんでした。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 全国でも幾つかの差別事例載っています。長野県でも差別事例載っている中の、第1番目に同和問題というのは、長野県は挙げています。それについて、これからそのような調査を行う計画はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今のところそういったアンケートをするという予定は現在ではございません。ですが、今後必要に応じて、同和問題に限らず、多様な人権問題に関する意識調査というのは必要だと思っておりますので、その検討の中でまた考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしく願いいたします。

住民の皆さんが人権についてどう考えているかなど、住民ニーズを把握することが効果的な人権教育の第一歩となります。住民の皆さんが人権にどんな課題を感じているのか分かります。そうすることで、住民の皆さんが人権に関心を持ち、人権課題を他人ごとでなく、自分ごととして考えるきっかけになると思います。全てが、全員が当事者だという考えでいきたいと思っておりますが、ぜひとも同和問題をはじめ、意識調査を行っていただくことをお願いしたいと思います。

次に、近年セクシャルマイノリティーという言葉聞くようになりました。セクシャルマイノリティーの割合は11人に1人と言われており、決して珍しい存在ではありません。多くの当事者が書籍や論文、記事などに簡単にアクセスできたり、セクシャルリティーが分からなくて悩んでいる人がネット上で簡単に診断を受けられるなど、悩みを解消するためのツールが増えてきました。そこで、セクシャルマイノリティーの子供たちへの理解をどう広め、深めるかお願いします。

まず、村の18歳までの子供について、セクシャルマイノリティーである子供の割合はどのくらいと把握されていて、学校教育の中で子供たちにどのように教えているのか、特に自分がセクシャルマイノリティーであると感じた場合の相談先や保護者を含む周りへの伝え方等、子供が悩みとして抱えないための教育はどのようにされているのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） セクシャルマイノリティーである子供の割合は3%から10%ということであることは、社会一般的な情報としては承知しておりますが、現実の子供さんにとっては大変繊細な問題でありまして、簡単に回答できることではないと考えておりますので、実地的な調査ということはしていません。

次に、指導場面や相談についてですが、小学校では人権教育の中で、個性の尊重の項目として道徳の授業を中心に扱っております。相談は養護教諭やスクールカウンセラーが対応しています。中学校では多様性について考える機会をこれまで何度も設けてきました。今、中学3年生の皆さんが来ておられますが、特に今年は人権講演会で「多様性について考える、LGBTQの視点から」という題で行って、生徒の皆さんは多様性について考えを深めております。現在生徒会を中心にして、ジェンダーフリーの制服について検討を行っているところであります。

相談先については、年度当初にどこに相談するか紹介をしております。また、生徒手帳にも記載されておりますし、保健室の前にも掲示してあります。また、生徒たちから直接相談できるリンクというホームページがあり、さらに教育相談月間も設けてあり、そういう機会はあらゆる場を通じて子供たちの相談に乗ろうと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 先日、性自認について相談した養護教諭が学校の中で職員との共有を無断で行ったということで、いろいろ問題になったところがあります。ただ、職員の中で、やっぱり配慮を要する生徒というのはいるかと思っておりますので、全然そういう調査はしませんとか、そういうのはきっと学校の中では分かっているのかと思っておりますが、そういうことも含め、そういう人たちのことを把握して、その人たちの配慮を要する対応というものをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただ、そんなところで、子供が保護者になり、カミングアウトを、自分がそうだということを行ったときに、自分らしくいるためにはまず保護者の理解が一番大切だと考えます。子供たちを持つ親へのセクシャルマイノリティーに対する理解を深めるために、どのような啓発活動をされているのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、子供たちに保健指導をしたタイミングで、保健日より等でお知らせしております。中学校では、先ほどお話しした、多様性について考えるという人権講演会に保護者も同席してもらっております。生徒と同じ目線で考えるようにしても

らっています。大勢の保護者の参加がありました。感想として、「制服を考える取組もある中で、改めて性のことで苦しみ、学校が過ごしづらくなる人をなくすためにどうしたらよいかを考える時間になってよかった」という保護者からの感想をいただいております。こういう機会を今後も大切にしていきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

トランスジェンダーの子に限らず、困っている子がいたら、何かできることであると自然に手を差し伸べ、お互いに助け合える教室、それが目指すところだと思います。ですから、LGBTQへの理解を深めるための努力が欠かせません。今後さらに多様化が進む社会で、自分と異なる考えを理解し、受け入れられるよう、学習指導要領に定められていないことを理由にせず、LGBTQ教育を日常的に行うことが重要です。

その第一歩として、教員を含めた学校全体、そして地域の中でLGBTQへの知識、理解を深めることが求められていると思います。先ほど教育長からありましたように、今回中学校では、先日LGBTQについての講演があったようであります。そんなことを増やして、これからも取組をお願いしたいと思います。

続きまして、国連の国際機関などが提唱する基本的人権、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、意味は性と生殖に関する健康と権利であります、の考え方があります。これは、自らの性の在り方をはじめ、妊娠・出産するか、いつ産むかなど、自分の体のことを自分で決める権利を示すものです。言わば、その人がその人らしく生きる権利と言えます。そうした意味からも、性教育は人権教育であり、性教育を学ぶことは若者にとっての権利と言えます。

文部科学省のホームページを見ると、令和2年6月策定の性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。教材及び指導の手引きも示され、積極的な活用を呼びかけています。小学生低学年用の教材には、イラストとともに「水着でかくれているところは、ほかの人に見せたり、さわらせたりしないようにしましょう」と、分かりやすくプライベートゾーンのことを学べるようになっています。

そこで、青木村で小中学校、児童生徒に行っている性に関する指導について、どのような教材を用いて、どのように指導しているのか、現状をお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、体育の保健の教科書を使って、3年生から実施しております。成長曲線の違い、体の変化を扱います。5年生では理科の授業で生命の誕生について扱い、母親のおなかの中で赤ちゃんが育っていく様子について学習します。さらに養護教諭が性について伝え、保健だよりに掲載しております。

中学校では、県教育委員会の性教育の手引き、また保健体育の教科書、さらにDVD「小さな命の詩」、そして写真絵本「赤ちゃんの誕生」、「生んでくれて、ありがとう」また、ワークブックや小学館の授業プラン等を利用しますし、妊婦体験用モデル簡易型なども使用しまして、このように様々な教材を基にして体の変化や性情報への対応、性被害から自分を守ること、異性への尊重と同時に危険情報への対応について学んでおります。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

いろいろな教材を用いて、それぞれ御指導されているということが分かりましたが、小学校では、これから各学年ごと養護教諭の先生がそれぞれに応じた指導をしていただくということになっているようであります。性被害等も含めてであります。令和5年度の人工妊娠中絶件数は12万6,743件で、前年度に比べて4,009件、3.3%増加しています。単純に日割り計算すると、1日347件のペースで行われたこととなります。20歳未満について各年で見ると19歳が4,707人と最も多く、次いで18歳が2,641件となっています。

妊娠に至るには様々な背景があるかと思いますが、無知であることが原因で中絶、また性犯罪、性被害等発生することは子供たちの責任ではなく、大人の責任です。こうした事態をいかに避けられるかに尽力すべきであります。

秋田県や富山県では、性教育に力を入れた結果、10代人工妊娠中絶を激減させる効果を上げていると聞いています。今ネット上では、性の過激で間違った情報が氾濫しており、正しい知識の教育が早急に必要であります。

小学校の学習指導要領では、先ほど教育長さんが言われましたように、5年生の理科で人は母体内で成長して生まれることを教えますが、人の受精に至る過程は取り扱わなくてもよいものとするとしています。中学校3年生の保健体育では、性感染症やコンドームについても教えるのですが、妊娠の過程は取り扱わないとする歯止め規定があります。

私も中学校で感染症の予防の中で、エイズ及び性感染症の予防について授業をしてきました。ある学校で、中絶等についてやったところ、性交自体を容認することだ、そういうことは指導してはいけないというような先生たちからの指導も受けたりしてきましたが、受精の

前提となる性交を教えずに、性暴力や性被害はどういうものなのか、子供たちは理解できないと思いますが、そこで、この歯止め規定による性教育の影響についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学習指導要領の性質として、妊娠の経過を扱ってはいけないという意味ではないのではないかというふうに解釈しています。全ての子供に共通に指導すべき事項ではないものの、学校や地域の実情によってさらに深く指導を行うことが必要と判断する場合は指導したり、あるいは個々の生徒に対応して教えたりすることはできるものと認識しております。

しかし、一歩踏み出した指導をする場合は、生徒の発達段階を考慮すること、それから、学校全体としての共通理解、保護者や地域の理解、集団指導と個別指導の内容の区別を行う必要があるというような配慮をする必要があると思っております。実際に今回調べたんですが、青木中学校の学びの資料の中には、性行為を行った生徒が、親に知られたことで交際を終わらせた後に交際中に撮った写真を拡散され、その後、この女の子は精神を病んでしまったという事例も扱っております。子供たちの状況や今の社会の実情を踏まえて、必要な指導は行ってほしいと考えているところであります。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 学習指導要領はあくまでも最低基準であり、総則には学校において特に必要がある場合は学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができるかとありますので、学校の実態等を見て、またそれについて後で言いたいと思いますが、次に、それでは、学校で、例えば性交を学ばない子供たちは、どこでどのように知識を得るとお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そのことについても、実際に生徒たちは学習の中で扱っております。私たちは性情報をどこで入手しているかという実態を学んでいます。友人や先輩、学校、漫画コミック、インターネット等の割合が比較的高いものになっています。また、高校でも性教育は実施することになってはいますが、一番重要なことはその情報が本当に必要なのか、信頼できる情報なのか、判断できる力を育ててほしいということでもあります。自分が取った行動によってその後に起きてくる結果を予測し、行動を選択できる力を学んでほしいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

中学校で扱っているというのは、どこでそういう情報を得るかということを経験したこと、性交について中学校で扱っているということではないのでしょうか。性交についても扱っているのでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 私の言ったのは、性情報ということで、それが性交も含めてなのかは、そこまでは認識していません。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

自分も育ってくる過程を考えると、学校で教えてもらったあれはないという、世の中、友達とかいろんな当時は本もというところから得ていましたので、世間の情報というものがどういうものかということ、言われたとおり、正しいものを自分で取捨選択できる能力をつけなきゃいけないということですが、性の話を社会や大人が恥ずかしいことだとタブー視してしまうことで、ゆがんだ情報に惑わされ、子供たちは性に真っすぐに向き合うことや自分の命や体や性を学ぶこと、知る権利を奪われているのではないのでしょうか。

先日、ついこの間の新聞でも梅毒が急増していると、平成11年度の調査以来、初めて最多の件数になっているというような記事もありました。ただ、それがそこに結びつくかどうかもありますが、先ほど言いましたように学習指導要領では、つまり最低基準で、学校に応じて指導要領にない内容を教えてもいいということになっています。一番大切なのは教育現場、先ほど教育長さんが言われたとおり、目の前の子供たちです。子供たちの実態を観察調査し、学習指導要領の定めにとらわれず、独自の理念に基づいたカリキュラムをつくるなど、柔軟であるべきだと思います。

命をつなぐ大切な性として、性の科学的な知識だけではなく、ジェンダー、多様性、出産や育児、恋愛や人に関する社会の問題など、大きな要因の一つであると考えています。今後、「生命（いのち）の安全教育」が包括的性教育の推進につながっていくことを期待しています。よろしく願いいたします。

続いてお願いであります。昆虫資料館では昨年より多くの企画が実施されて、入館者が増え、今年は3,000人を超えたようであります。これからも多くの方が訪れるかと思えます。その中には車椅子の利用の方、オストメイトを使われている方、子連れの利用者の方等も来られるかと思えますので、その人たちに対応したトイレの設備が必要であります。

昆虫資料館にバリアフリートイレの設置を要望しますが、お考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） ただいま御質問いただきました昆虫資料館のバリアフリートイレの設置についてでございます。

議員おっしゃるように、令和6年、入館者数3,000人を超えたということで速報値をいただいております。バリアフリーのトイレの設置につきましては、利用者の実態や他の公共施設の状況を含め検討したいと思っておりますけれども、昆虫資料館自体の施設が老朽化が進んでおりますので、総合的に判断をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ぜひとも前向きな方向で検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、中学校部活動の地域クラブ移行について質問させていただきます。

中学校の部活の地域移行についても何回も質問させていただいてきましたが、一言で部活動地域移行といっても、ここに至るまでの数年間、勝利至上主義の指導だとか、体罰の問題、また、教員の超過勤務と働き方改革、少子化などが問題となり、度々取り上げられてきました。それらの結論として、部活の地域移行ということが出てきています。

今の流れを見ますと、少なくとも子供たちのためというよりも産業化、市場化の側面も大きいように感じられるところもあります。国の方向性に振り回されることなく、青木村の子供たちをどうするのかを捉えた論議をしなければ、本当に方向性は見えてこないのではないかと思います。

そこで、青木村のこれまでの取組を簡単に述べていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村として、これまでに多くの方が関わってきたスポーツの代表としてバレーボールを一番に位置づけました。バレーボールについて、部活動の地域化を図ろうとまず考えておりました、委員会を発足して検討を行ってきました。スポ少の指導者、両、2人の校長先生、保護者代表、教育委員会等のメンバーでこれまでに3回の検討会を行ったところであります。その中で、来年度はまず休日のバレーボールの部活動を地域に移行しようと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

まず、バレーボールから取り組んでいくということでもありますね。

では、中学校の部活動の地域クラブ活動移行については、以前から何回も質問させていただき、その中で、上田市と連携をした対応を考えていきたいという御答弁をいただいています。このほど、上田市教育委員会が中学校の地域クラブ移行について、中学校の部活動の方針改定案と部活動地域移行推進計画案を示しました。

そこで、青木村では、上田市との連携、そして青木村の今後の計画はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 上田市も計画案を示してはいるものの、具体的な計画は12月に行われる委員会、12月24日と聞いていますが、その委員会の検討が済んでからとしております。一方、校長会では一步踏み込んで、青木中学校ですと六中と塩田中と連携していくという計画が示されています。青木村では、先ほどお話ししたように、バレーボールの休日の活動を地域移行してまいりたいと思っています。

さらに、もう一つ問題が起きまして、部活動に参加する生徒数が減少しているという問題がありますので、その実情を踏まえて、参加しやすいゆる部活を設置できたらいいなど、今考えておりまして、検討しているところであります。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○教育長（沓掛英明君） 分かりました。

また、上田市の動向も踏まえながら連携を取っていくのかなと思いますし、やはり1つの中学だけでいろいろできていけない状態になっているのかなと思います。

日本は1970年代に部活の地域移行を進めた経験があるようです。教師の負担過重が問題視されたことが発端になっています。様々な流れがあって、熊本から地域への移行が始まり、全国にも広まりましたが、社会体育としての部活動が過熱化し、その下で子供が疲弊し、精神面が荒れ、教師は生徒の負担の根本に触れられぬまま対応に追われました。

その結果として、1987年に部活動は再び学校管轄に戻りました。そうした事実からも、地域移行すれば学校教員の負担が軽減するという理論は単純だとされています。そもそも、今の子供たちにとって必要な力は何か、その力をどうつけていくか、こういった一番重要な議論がなされているのでしょうか。

今後ですが、令和8年度末までに土日を地域に移行、平日は地域と連携しつつ部活を残す

という方向が既に明らかにされています。土日の移行についてに関わってお伺いしますが、ガイドラインには大会について、できるだけ教員が引率しないとも書かれています。土日は地域、平日は部活と分けることによって生じる問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほどからお話ししているように、青木村のバレーボール部を土日に地域移行するだけということであると、指導者同士の連携を図るような調整をすることで済むんじゃないかなというふうに思っていますが、校長会の案のように他校と連携して平日と休日の部活動を行うということになった場合は、移動の問題ですとか、指導者の確保、連絡調整の問題など、解決しなくてはならない問題が出てくるというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 様々な問題が出てくるかと思います。例えば、土日に行く指導の方は外部指導者になるのか、部活動指導員になるのかによっても、生徒に指導ができるかできないかに関わってくるかと思いますが、その立場的なことによっても。そういうことも含め、対応がこれから難しいと思いますし、保護者の方が送り迎えするようになるかと思います。そうすると、保護者の方の交通事故のことも考えたり、それから、燃料費とかそういう経費の問題もいろいろ出てくるかと思いますので、大変な問題がこれからもあるんだなというふうに感じています。

そこで、県内の市の中で、学校主導の部活動を平日を含め廃止して、地域移行する動きも出てきています。平日の部活動が残っていれば、地域クラブ活動が進まないことなので、上田市も検討していると言っていました。今後、平日も地域移行していく動きになっていくのではないかと、大きな市ではそのような動きになっていくという感じであります。

そこで、部活動の位置づけは今後も学校教育の一環なのか、社会教育の一環へと変わっていくのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文部科学省が提案する部活動の地域移行案では、学校教育から社会教育としての地域スポーツクラブへの移行が流れであると考えています。大きな都市や市では様々なスポーツクラブがあり、その中から選択することもできると思われませんが、青木村のように小さな自治体での実態は、スポーツの種類もクラブのある場所までの距離も自由に選択ができる状況ではないと考えています。そのような状況で一気に学校教育から移行できるとは考えにくいと思っています。

10年先とか20年先はともかくとして、現状では学校教育として先生方に協力していただき、可能なところから地域移行を実施していくと考えておりました、さらに大事なことは、子供たちの意欲やスポーツをしたいという気持ちを途切れないようにしておくことをまず最も大事に考えていく必要があると考えています。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

大変問題がこれからも山積しているようであります。ただ、日本教職員連盟のアンケートによると、「部活動指導を大いにやりがいがある」と考えている人は1割しかいないという調査、「地域移行後、担当したくない」53%というように出ています。なかなか先生方が部活に、自分たちの若い頃、部活動をやりたくて中学に入ったなんていう時代はもうなくなってきたのかなということでもあります。大変だなと思っています。

これまで、学校の部活動は全ての子供たちに分け隔てなく与えられた機会でした。勤務した学校では授業に出ないけれども、部活動に参加していた生徒もいます。生徒にとって部活動は学校生活を充実させる一部であり、人間形成面での大きな役割を果たしてきています。今までの部活動がこれからは習い事、サービスと変わらないものになる可能性も否定できません。そこで、部活困難者が出てくることも指摘されています。基本的に今後は受益者負担の考え方が導入されていくことになると思っています。この受益者はスポーツをすることが最終目的になっているからこそ、そのように言われるんだと思います。

16日の信毎の一面には、部活地域移行で負担大幅増、生徒1人当たり月1,500円から4,000円以上という記事がありました。保護者の経済的負担が大幅に増えるという須坂市教育委員会の試算が載っていました。保護者の経済的な負担の解消は不可欠です。この解消には国に求めていく必要があるかと思っておりますので、またそこもよろしくお願いします。

子供たちが健全に社会に役立つ大人に育つことは、それによる受益者はむしろ国であり、地方自治体であります。教育とは、公共とは何なのかを改めて問い直すべきではないかと感じています。既に受皿確保に動いてくださっている方、現場で熱い思いを持って子供たちを育ててくれている先生方としっかりと意見を交わし、青木村の実情に合った方向性を定めていくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員の質問を終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

10時50分再開でお願いいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告をいたしました大項目の1点、中山間地域の持続可能な農業について、一括質問、9点で質問してまいります。御回答をよろしくお願いしたいというふうに思います。

青木村では第6次青木村長期振興計画において、農業を青木村の基幹産業と位置づけ、村民が守り育てる青木の農として、村民の皆様が食料供給や環境保全など、農のもたらす多様な恩恵を理解し、農を育むことで豊かな暮らしを実現する、多様で持続可能な農業経営、稼げる農業を目指して、様々な農業振興施策が進められています。

農業が継続して行われることで、私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしています。水田は雨水を一時的に貯留をし、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また、美しい農村の風景を私たちに提供し心を和ませてくれるほど大きな役割を果たしており、その恵みは、市街地住民を含めて多くの住民に豊かな暮らしを支えています。こうした恵みはお金で買うことのできないものであり、農業の持つ様々な恵みを思い、様々な支援をしていくことが必要があります。

しかしながら、農業者の高齢化、後継者不足により、離農者の増加等により農地が荒廃をし、農業生産にとって最も基礎的な資源であります農地が失われつつあります。この問題は

長年認知されてきましたが、いまだに解決に至っていません。農地が荒廃する原因が離農者の増加に限らず、そもそも傾斜地や湿田など、農地条件がよくないこと、基盤整備がされていないなど、地域に引受手がないなど、地域ごとで異なり、それぞれ地域の実情や特性に応じてきめ細やかな対策が必要で、解決に向けては困難な課題となっているからです。

また、農業は初期投資が高額で、収入が得られるまでに時間がかかり、場合によっては災害等の影響を受け収入の得られない可能性もあり、そのため農業の新規参入を諦める人も少なくないと考えています。

私は令和3年の6月議会の一般質問で、農業の担い手確保と農地利用の取組、また、令和4年6月には、将来を見据えた持続可能な農業の推進について質問してまいりました。その答弁で、農業者の求めている必要施策、支援対策として、各種補助事業などを活用しながら青木村の営農振興の支援策を推進する、また、農業、農村を守ることは、青木村を永続させることだとお答えをいただきました。その御答弁どおり、これまで着実に取り組み進められているという認識でいます。

そこで、その後の進捗を含め、青木村の中山間地域の持続可能な農業について質問してまいります。

まず初めに小項目1として、中山間地域の遊休農地の現状についてであります。

遊休農地は毎年行われる農地利用状況調査の結果より把握されていると承知をしております。特に中山間地域では、平地とは異なり、農地条件がよくない土地や基盤整備がされていない農地が多く、鳥獣対策も行う必要があることから、効率的かつ安定的な農業経営をしていくことが困難な状況にあると考えます。これから新規就農する若者にとっては、経営基盤を安定させるまでのリスクが非常に高いため、ますます担い手不足が進み、耕作されない農地が増えていくと懸念しています。

国では、中山間地域等直接支払制度が平成12年度に導入をされ、同制度は農業者の減少の抑制、農地の荒廃防止のほかに、鳥獣対策や農機の共同利用等も進み、地域の営農に欠かせない役割の一端を担っていると一定の評価を受けています。しかし、同制度の導入後も、背景にある農業環境の厳しさは変わっておらず、さらに日本農業を担ってきた世代もリタイヤしつつあります。中山間地域の農業も正念場を迎えつつあります。中山間地域が抱える問題に対しては、人口減少に伴う担い手不足と、それによる中山間地域を取り巻く環境、経済的問題への対応に取り組むことが必要であると考えます。

そこで、小項目1として、青木村の農地全体と中山間地域の遊休農地の現状についてお伺

いをいたします。

続いて、小項目 2 として、目標地図素案作成の進捗状況についてであります。

中山間地域の遊休農地は増加傾向にあり、その対策は急務であります。この課題を解決していくために、国は令和 5 年 4 月施行の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村に対し令和 7 年 3 月末までに地域計画を策定することを義務づけました。この地域計画に盛り込むこととなった目標地図については、市街化区域内農地を除く全ての農地を対象に、将来にわたり農業上の利用が行われる区域を定めた上で、農地一筆ごとに将来の担い手を明確にしていく必要があります。また、その素案については、村と農業者現場の架け橋役であります農業委員会が主体となって作成することとなっています。

本年 7 月に開催されました青木村農業再生協議会総会に、執行部より作成最終段階の旨の報告がございました。

そこで、小項目 2 として、目標地図素案作成の進捗についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 3 です。農地利用意向に関するアンケート調査の結果についてであります。

中山間地域に限らず担い手のあるなしや地域の利用状況は地域ごとで異なり、画一的に進めることが困難なため、地域により様々であると考えます。基本的なこととして、担い手や農地所有者等の当事者が、今後農業を続けていくことについてどのように考えているのか、そこを押さえた上でないと、目標地図素案は作成できないと考えます。

使える農地を農地として使っていく、次世代へつないでいくことが大事です。そのためにも、荒廃する前に、農地中間管理機構を積極的に活用して、担い手に結びつける取組など、非常に重要です。農業委員会が担い手や農地所有者に対し、将来の農地利用意向に関するアンケート調査を行って、その結果を踏まえ、意見を織り込んだと承知をしております。

そこで、小項目 3 として、農地利用意向に関するアンケート調査の結果についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 4 であります。中山間地域の目標地図素案作成に対する理解度についてであります。

目標地図素案作成は、地域の担い手と将来に向けた具体的な借受け調整が筆単位で行われ、その後、調整結果を反映した目標地図素案の原案に対する意見交換が丁寧に行われていると承知をしております。この目標地図の素案作成は、あくまでも目的ではなく手段であります。中山間地域の農業関係者が、どこまで目標地図作成する意味を理解をして協議の場に臨んでいるか、それが非常に重要であると考えます。

そこで、小項目4として、中山間地域の目標地図素案作成に対する理解度についてお伺いをいたします。

続いて、小項目5です。本村の中山間地域の農業の位置づけについてであります。

本村の中山間地域の遊休農地は増え続けています。この問題を解決していくためには、本村が中山間地域の農業をどのように考えているのか、非常に重要なところであります。

そこで、小項目5として、本村の中山間地域の農業の位置づけ、これについてお伺いをいたします。

続いて、小項目6として、農業が抱える諸問題についてであります。

中山間地域の農業は、防災や地域の暮らしなど、村民の生活基盤を守る重要な役割があり、そもそも中山間地域の農業は、生産額、農業者数、農地面積などを見ても、国内の農業生産の約4割を占める国の食糧供給を確保する上で、軽視できない重要な役割を持っています。このことから、中山間地域の農業を維持していくことの必要性は明白であります。中山間地域の現状には様々な課題があると考えます。

そこで、農地利用意向に関するアンケート結果や目標地図素案作成から見えてきた問題を踏まえ、小項目6として、農業が抱える諸問題についてお伺いをいたします。

続いて、小項目7として、中山間地域の現状の施策についてであります。

農業者の高齢化、後継者不足は、アンケートや様々な調査からも明白であり、長年の課題であります。集落単位での営農を進めるにしても、高齢者が多く、そもそも既存の集落営農の維持さえも難しくなってきました。そこに獣害も相まって、中山間地域の農業は、課題が山積みしています。

こうした中でも、少ない人数ではありますが、地域の農業を守っていかなければならないと立ち上がって試行錯誤しながら農業に取り組んでいる若者、新規就農者、移住者、定年帰農者など、多様な担い手がいます。しかし、この若者たちも、お願いされた田んぼを受けたくても、現実に限界があり、御存じのように農地の一つ一つが面積が狭く点在していることや地形の問題から、農作業用機械の出入りが困難な農地、作業効率が悪く大型機械や最新のスマート農業を導入しづらい、そういう状況にあります。

しかし、中山間地域の農業を支えていくためにも、志ある若い農業者や地域のために汗を流す集落営農の担い手に、しっかりと支援していかなければなりません。

そこで、小項目7として、中山間地域の現状の施策についてお伺いをいたします。

続いて、小項目8として、基盤整備事業の取組推進についてであります。

地域の農業の未来を見据えた、すなわち持続可能に優れた実践方法を導入するには、多くの場合、多額の投資が必要で、その負担を農業者だけに背負わすことはできません。このため、村の主導の下、地域の住民はもとより、村の企業などみんなが連携して、中山間地域の農業を支えていかなければなりません。また、農地保全上の影響も考慮する必要があり、農地の集積化が挙げられています。中山間地域では傾斜地が多く存在することから、大規模化が容易ではないため、農地の集積、集約化が進まず、低コスト、省力化に向けた農地構造改善は遅れを取っている状況にあります。

青木村機械作業受託組合のある担い手さんからのお話です。農地所有者からお願いされて田んぼ、畑を受けたくても、農業機械の出入りが困難、また、入ったとしても狭くて不効率でできないと言うのです。これが解決すれば、農地が守られ、生かされ、農業は次世代につながると思います。

そこで、小項目 8 として、この対策として農作業用機械の出入りが容易となり、大型機械作業が可能となる農地の大区画化、つまり農業の生産効率の向上や農地の集積、集約化を図るため、農地基盤整備事業の取組の推進を提案いたします。また、この取組の中で、基盤整備の埋め土用に青木峠新トンネル掘削土の活用も併せ提案をいたします。

続いて、小項目 9、最後ですけれども、公社や生産法人の設立等の中山間地域農業の支援策に対する考えについてであります。

本村においても、試行錯誤しながらいろいろな施策を打っていただいていることは、評価をいたします。こうした状況にもかかわらず、厳しい状況が続いています。昨今は平地農業の集約化、大規模化やその ICT 活用等への注目の陰で、その緊急性が見過ごされています。

中山間地域の農業を守って行くためには、新たな発想に基づき、若手農業者の企業支援など、今後も継続かつ拡充をしていただきたいというふうに思います。また、地域によっては J A 法人や市町村営農公社等の複数の法人経営が主体となって、農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業等、事業の支援事業を支える事業、中山間地域に適した農産物の生産や 6 次産業化、稼ぐ農業を複合的に経営し、地域全体で農業を支える、中山間地域農業複合経営拠点の整備に取り組んでいる地域もあります。

そこで、小項目 9 として、当村において公社や生産法人の設立等の中山間地域農業の支援策に対する考えについてお伺いをいたします。

以上、中山間地域の持続可能な農業について、9 項目質問いたしました。御回答よろしくお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） ただいま平林議員から中山間地域の持続可能な農業について御質問いただきました。私から2項目について御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、6項目めで農業が抱える諸問題についてでございます。

本村の中山間地農業の一番の課題は、今御質問の中にもありましたように、農家の高齢化と人口減少に伴います担い手の不足でございます。村内には高齢化で手が回らない、やむを得ず農地を荒らすことになってしまった、あるいはリンゴ園を切ってしまった、そんな残念な話をよく聞くことがございます。

今青木村に必要なことは、担い手農家等の経営確立と併せまして、高齢で耕作できない農地、規模を縮小する農業経営者や農地利用をする受託組合の担い手農家が借りやすい、あるいは請け負いやすい体制が大切であるというふうに思っております。

人と農地などの地域資源を生かした持続的な青木村農業を展開しなければと考えております。もとより農業は青木村の基幹産業でございまして、地域経済を支える、あるいは活力ある地域社会をつくる、あるいは環境問題を維持する大変大きな役割は、御質問の中でも述べられていたとおりでございます。

青木村の誇るべき農業を次世代に継承することは、今を生きる私たちの責務でございます。農業は地球温暖化の影響、そして人口減少に伴うマーケットの縮小や、農業者の少子高齢化の進行など、厳しい状況に直面をしております。

青木村には、昨年4月にJ F 1の研修を修了いたしましたIターンの新規農業者1名が、アスパラガス、ミニトマトの新技术を導入した栽培方式で就農いたしました。また、御夫婦で新規農業を目指す農業の地域おこし協力隊が2名、青木村に移住されまして、J Fファームで研修中でございます。現在、令和8年4月の就農に向けて、鋭意研さんを積んでいるところでございます。

今後も新規農業者、定年帰農者、兼業農家、移住と同時に農地を取得される方など、若者あるいは女性をはじめ、多様な人材の確保に努めてまいります。

青木村の農家の皆さんが元気が出るよう、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した6次産業の展開、都市と農村との交流の促進、鳥獣被害対策や地域の特色を生かした地球温暖化にも対応した多種多様な特産品作りなどに、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

豊かな食生活と、それを支える農山村を次世代に引き継ぐため、攻めの農業を展開し、美しく活力ある青木村を実現してまいりたいと思います。

今の問題につきましては、使命感を持って取り組んでまいりたいと思います。

それから最後の9点目につきまして、私は答弁をさせていただきますが、公社や生産法人の設立など、中山間地域農業の支援策についてでございます。

中山間地域農業の支援策といたしまして、村の公社あるいは農業生産法人等を設立することに関しましては、法人化で村の水田の大半を受託しております土地利用型の農業で実績を上げております先進事例といたしまして、農業法人のみやだが抱える課題は、これに学びますと、1つとして地権者の農地に対する認識の欠如、2点目といたしまして、地権者が畦畔や水路の管理を行わないなどの課題、3点目といたしまして、受け手の組織の高齢化に伴う後継者の確保の難しさによります存続の危機、私どもが抱えている村の課題と類似しているわけでございます。

青木村の受け手農業者あるいは受託組合においても、現在の経営規模が手いっぱい状況でありまして、これ以上の農地の確保については困難な状況であると聞いております。

御質問いただきました取組と支える取組を複合的に行う中山間地農業複合拠点の整備につきましては、青木村の既存の農業法人あるいは加工販売が取り組む様々な経営体と、村農業支援センター及び道の駅あおきとの関係など、新たな取組あるいは研究課題が出ていると思っております。

働く人がいれば、御提案の構想も実現するものと考えますが、中山間地農業の振興の重点課題であります担い手農業者、新規農業者の確保、育成につきましては、今後も村といたしまして真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、引き続き担い手農業あるいは農家や受託組合の活動を、経営支援の面からもいろいろな施策に取り組みまして、応援してまいりたいと思っております。

条件不利な中山間村の地域農業の維持には、村として行わなければならないことは山積しておりますが、元気で豊かな青木村、日本一住みたい村づくりに向けまして、関係の皆さんと協力をいただきながら、着実に推進していきたいと思っております。

引き続き議会の皆さんの御協力をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長兼建設係長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、私からは残りの質問項目につきまして、

答弁をさせていただきます。

まず、1点目の村の農地全体と中山間地域の遊休農地の現状という御質問でございます。

本村の農地面積は総面積の約8%を占めております。遊休農地でございますが、農業委員会の調査結果によりますと、遊休農地率は29.5%という状況でございます。遊休農地化していく主な原因で考えられるものとしましては、かつて山沿いに広がっていた桑園の一部が、現在は原野化しているということに加えまして、山間地で連担していなかったり、不整形で農作業機械の出入りが困難な農地は、保有農家が貸付けや売払いを希望しても、受け手が見つからないケースが多く、後継者がいない農家の高齢化や野生鳥獣被害の拡大も相まって、今後、山間地の畑を中心に遊休農地の増加が懸念されているところでございます。

農業委員会では、毎年10月を遊休農地解消月間として設定をしまして、農地パトロールを実施し、利用実態を把握するとともに、必要に応じて地権者に直接意向確認を行い、解消に向けた地道な活動を行っているところでございます。

本村では、水田の多くは受託組合組織や代行担い手農家の皆さんによる省力作物のそばタチアカネが栽培され、荒廃化しないように維持に努めていただいております。一方、畑地の一部につきましては、村外の農業法人がそば栽培で有効活用していただいているところでございます。

村では、遊休荒廃農地対策事業補助金を創設いたしましたし、また、国・県の補助事業等を活用しながら、解消に努めているところでございます。

続きまして、2番目の目標地図素案作成の進捗状況についてでございますけれども、本村が令和3年3月に策定しました実質化された人・農地プランをベースに、農業委員、農地利用最適化推進員の活動を軸に、圃場ごとに10年後の耕作者を指定した目標地図の素案を、令和6年7月31日開催の村農業再生協議会におきまして、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の対象農地につきまして、まずは10年間農地として維持、農業継続を目指し、目標地図に位置づけることをお認めいただいたところでございます。

11月の定例農業委員会でも御説明し、さらに多面、中山間両交付金事業の代表者会議を開催した中で御説明し、御承認をいただいております。また、12月中旬に開催されるJA集落協同組合長会でも説明をしております。

今後は広報等で広く村民に説明、周知を図りながら、来年3月末までに、地域計画案を公告縦覧する手続を経て、策定してまいるという予定でございます。

続きまして、3番目の農地利用意向に関するアンケート調査の結果でございますが、農地利用意向に関するアンケート調査は、令和3年度にも実施しましたが、農業者の少子高齢化、担い手不足、遊休農地の増加が進行しているため、明日の青木村農業の再構築を目的に、担い手農業者、多面的機能支払交付金活動組織役員、中山間直接支払協定集落構成員に再度実施をいたしたところでございます。

地域計画が水田農業の在り方と密接に関連するため、喫緊の課題である5年水張り問題の対応、また、多面的機能中山間直接支払協定集落での活動状況を踏まえて実施をしているところでございます。

アンケートの結果でございますけれども、売りたい、貸したいという方が90人、担い手農業者14人、規模縮小をしたい方257人、合計361人の方から御回答をいただいたところでございます。

回答内容につきましては、1つとして高齢化により農業継続への不安、2つとしまして後継者不足、3つ目としまして野生鳥獣被害の拡大など、いずれも将来への不安が浮き彫りとなる結果でございました。

続きまして、4番目の中山間地域の目標地図素案作成に対する農業関係者の理解度でございますが、7月31日開催の村農業再生協議会、農業委員会、多面中山間代表者会議の説明会を通じて御理解をいただけてきたところでございますが、地域の農業者への皆様には、これからでございます。

今後、広報紙やホームページの掲載、また、年明けには説明会を開催しながら、御理解いただけるよう努めてまいります。特に中山間地域直接支払事業につきましては、地域計画の目標地図に位置づけることが必須条件となったことと、来年度が5年取組の切替え年度となることから、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

また、目標地図に位置づけますと、仮に農地以外の目的に変更する場合、農地転用等でございますが、こうした場合には地域計画の変更を行う必要が出てくることから、この点につきましても、丁寧に周知をしてまいりたいと考えております。

続きまして、5番目の本村の中山間地域農業の位置づけについての御質問でございますが、本村は御案内のとおり、林野率が約8割、耕地率が約8%でございますが、農業地域類型区分におきましては、全村が中山間地域に位置しております。耕地率が低く傾斜地が多いなど、農業生産基盤に恵まれない地域が多いため、経営規模が零細で農業生産力が低い地域がある状況でございます。

ただ、今後さらに地球温暖化が進むと仮定しますと、標高の低い平坦な農地で生産しづらくなり、代わって少し標高の高い中山間農地で農業の生産の適地になっていくことも予想されますことから、中山間直接支払交付金事業実施集落及び農地につきましては、今後も村一丸となって維持保全していく必要があるものと考えております。

また、美しい里山、棚田などの原風景を後世に残す上でも、中山間農業は継続していくための支援を行っていく必要があるものと認識をしております。

続きまして、7番目の中山間地域の現状の施策についての御質問でございます。

こちら、現状の施策につきましては、圃場整備がほぼ完了している平場の水田地帯につきましては、大規模担い手農家や受託組合によるスケールメリットが発揮される水稻や転作ソバ、大豆、麦の土地利用型農業を支援するために、大型機械の導入補助などを行っております。また、そばなど転作作物の安定生産に向け、排水対策や水田活用交付金継続の条件である5年水張りへの対応を支援しているところでございます。

また、国・県・村を合わせまして事業費の4分の3を交付しております中山間地域直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業支払交付金事業に取り組んでいただいております。中山間直接支払交付金事業は21集落が傾斜農地の維持管理を、多面的機能支払交付金では6組織が農地の管理、水路の管理、長寿命化などを、環境保全型農業直接支払交付金では、一つの組織で有機農業の推進を行っていただいております。

また、村単独の補助事業としまして、堆肥活用事業補助金、遊休荒廃農地対策事業の補助金につきましては、村内畜産農家への支援と同時に、堆肥を活用した循環農業の推進、遊休荒廃した農地の復旧に係る経費の補助を行っているところでございます。

一方、畑作地帯で行われるリンゴ等の果樹栽培や、ダリア等の花卉栽培、有機小麦や野菜等有機農業につきましては、種苗導入補助や施設整備補助、交付金の事務推進を支援し、不利な栽培条件の克服をお手伝いするとともに、新規就農者には経営開始資金の交付やレンタル農機の貸出しによる固定費の軽減を支援しております。

農産物の販売につきましては、道の駅農産物直売所の出荷販売を通じて、流通コストを低減するとともに、顔の見える流通による消費者ニーズの把握、対応した生産販売による経営安定を促進しているところでございます。

移住者等Iターン等への方につきましては、商工観光移住課とも連携した就農相談の実施や、住宅の紹介を行っているところでございます。また、必要に応じて住民福祉課とも連携しまして生活相談を行う中で、本村でも安心して就農し定住いただけるよう寄り添った総合

的な支援を行ってまいりたいと考えております。

最後、8番目、農地の大区画化による農地の集積、集約を図るための農地基盤整備事業の取組の推進を図ってはいかがか、また、基盤整備の盛土材として青木峠新トンネルの掘削土を活用したらいかがかという御提案に対しての答弁でございますけれども、基盤整備事業の御提案でございますが、中山間地域、特に農業機械が入れない圃場での出入口等の簡易圃場整備につきましては、担い手農家や地権者、地区等からの御要望を十分にお聞きしながら、村単農地土地改良補助金や規模の大きな事業につきましては、国・県の補助事業を活用した御提案をしてまいりますが、地権者の同意や地元負担金などが発生しますことから、事業の導入に向けたハードルが高い側面もございますので、地権者等へ丁寧に御説明し、合意形成を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

御提案の簡易的なということに関しましては、一例としまして、先頃、下奈良本の原地籍におきまして、地元の議員さんがお骨折りをいただきまして、農地の農道を拡幅して大型のトラクター等が入れるようにしてほしいという地元の要望を受けて、農地を取得することなく、地権者の了解をいただいて、畦畔を削って農道を拡幅するというような簡易的な取組もありますので、こういった取組を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

新トンネルで掘削した発生土を基盤整備事業に活用するという御提案でございますが、事業主体の県では、発生土の利活用方法について搬出先を含めて検討しているというふうにお聞きをしております。その検討結果が近々のうちに明らかになってくるものと思っております。それを踏まえまして、議員提案の事業に活用できるような土量があるのか、その土質は客土として、あるいは耕作土として適しているのかということを確認する必要もでございます。また、盛土につきましては、御案内のとおり全国で事故等も発生しておりますことから、慎重に進める必要がございますので、引き続き情報収集に努めながら検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁から、令和7年3月末までに義務づけされました目標地図を盛り込んだ地域計画が策定完了したということが確認できました。これにより、青木村内で進むべき農業の姿、何をどのような栽培方法を定めることができた、今後農業をしていく人が耕作しやすい農業、効率的な営農環境に変えていくことにつながり、今後に期待できます。

また、ただいま御答弁ありました小項目8の農地基盤整備事業の取組について、前向きな

御答弁をいただきました。具体的に入田沢地域の活性化のアイテムに、地域の遊休農地を農地中間管理機構を活用し、遊休農地の基盤整備事業に取り組みたいという考えがございます。また、今課題の部分クリアしないと、非常に慎重に進めなければいけないというお話をいただきましたので、その具体的な転換については、ぜひまた御支援をお願いしたいというふうに思います。

今回、御答弁にあったように、中山間地域の農業は多様な機能を持っており、本村にとっても重要な役割を持っていることから、しっかりと守っていかなければなりません。中山間地域における急激な高齢化と人口減少の中、集落営農も厳しい状況にあります。また、担い手確保も厳しい現状の中、地域を守っていこうとしている若者の声、要望をよく聞き、寄り添い、支援を迅速に行う、販路拡大や起業しやすくしていくこと、それから公社や先ほど述べられました生産法人、手法等を検討するなど、どうすれば中山間地域の農業を守れるか、関係者で議論して対策を打っていただくことが非常に重要だと考えています。

このことを切にお願いをして、私の全ての質問を終わります。

御答弁いただきました村長はじめ課長、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 3番、平林議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 続いて、1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、2項目、青木村の情報発信について、観光促進について質問いたします。それぞれ一括での質問とさせていただきます。

まず初めに、青木村の情報発信について質問いたします。

情報通信ネットワーク等高機能化促進事業により、あおきネットワークの運用が開始されます。自治体からの情報発信能力が強化され、村民にとって有益な様々なサービスも活用されることとなります。

最初の質問ですが、あおきネットワークにおいては、あおき電話を利用した見守りサービ

ス、買物情報の提供、バスの予約、病院の受付など、様々な活用が可能です。しかし、これらはサービスを提供する事業者などとの調整が必要であり、技術的には可能であってもサービスの実現には時間を要する場合があります。運用の開始とともに、実際にどのような活用ができるのか、また今後の活用の拡大をどのように進めていくのか、答弁をお願いいたします。

次に、自治体からの情報発信や住民とのコミュニケーションのツールとして、スマートフォンにおけるLINEの活用をする自治体が増えております。我が国においてLINEは既にデファクトスタンダード、事実上の標準として認められる通信機能であります。LINEを通じた災害時の情報や日常情報の伝達からはじまり、行政サービスの案内、住民票の発行、住民からの情報収集など、様々な活用がされております。

情報提供や行政サービスの充実、そして効率化、経費削減などを考えますと、いずれ当村でも実用化が求められると考えますが、現在の当村の考え方を答弁ください。

あおきネットワークの導入により、災害時の情報発信力が強化されますが、非常電源設備の配備状況について質問いたします。

災害時に停電が長期化した場合、スマートフォンやテレビ等が利用できなくなり、村民における情報取得が大変困難になります。質問になりますが、村内で避難所、広域避難施設における非常電源設備の配備状況は、現在どのようになっていますでしょうか。また、今後の配備の予定を併せて答弁をお願いいたします。

あせまして、電気自動車、プラグインハイブリッド車の導入の状況について質問いたします。

電気自動車やプラグインハイブリッド車は、環境面でカーボンニュートラル社会の実現のために導入が求められるだけでなく、災害発生時には非常用電源としても活用することができます。当村が所有する自動車の一定割合を電気自動車やプラグインハイブリッド車とするべきと考えますが、現在の状況と今後の見通しについて答弁をお願いいたします。

この項目最後の質問になりますが、屋外拡声器による情報伝達について質問いたします。

当村においては、谷あい集落があるという事情から、屋外拡声器の利用はふさわしくないという状況にあることは理解しております。ただ、村民の方からは、拡声器による情報伝達を希望するという声を実に多くの方から聞くところであります。また、あおきネットワークを活用することで、屋外拡声器を配備することも技術的には可能かと考えられます。屋外拡声器の配備について、改めまして質問をしたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松澤正登君） 塩澤事業推進室長。

〔総務企画課担当課長兼事業推進室長 塩澤和宏君 登壇〕

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、松本議員さんからの青木村の情報発信についての御質問、私のほうからは1番目、2番目、5番目の御質問について、御回答を申し上げます。

まず、1番目のあおきネットワークの利活用についての御質問ですが、あおきネットワークにつきましては、御案内のとおり、あおき電話、あおきチャンネルのデータ放送、スマートフォンアプリあおきナビの3つが大きなサービス内容となります。このネットワークの整備は、老朽化いたしました現サービスの更新に合わせて情報伝達手段の強化と多重化、そして青木村のDXの推進が大きな目的となっております。

松本議員御指摘のとおり、本サービスコンテンツ導入に当たり、サービスを実施いただく事業者の御協力も、重要である必要な要素となっております。現在、準備と調整をしておりますサービスについて、状況を申し上げます。

まず1つ目といたしましては、本ネットワークの目玉になるのではないかとというサービスで、青木診療所でのあおき電話を活用してのオンライン診療、診察とオンラインによる薬の処方をお川原先生と調整を行っております。また、村内の薬局さんの御協力が得られれば、処方されたお薬を御自宅まで届けるというサービスも調整中ですので、これが実現すれば、診療所、薬局へ行かなくても、御自宅にしながら診療、診察、お薬が届くという、例えば常時服薬が必要な方にとっては、とても便利なサービスになるのではないかとということになります。

また、お川原先生、現在、木曜、金曜日の診察とお聞きしているんですけども、仮に御不在の場合でも、スマートフォンの通話アプリをお持ちいただければ、遠隔で同様のことができますので、今後お金のやり取りのルールづくりなど、調整の必要な部分もありますが、例えばお届けいただいた薬局の方に診療所の診察代まで回収いただくですとか、そういった調整が必要になりますが、お川原先生も積極的に前向きに御検討いただいておりますので、先日も実機を使った患者さんの表情の見え方など、御確認いただいたところですが、ぜひ実現に向けて調整をしていきたいと思っております。

続いて、2つ目ですが、村営バスのデマンド便の予約について検討を進めております。こちらは、御利用いただく方または予約を受け付けるバスの運転手、両者の目線で便利さや負

担を加味しまして、予約状況の情報のみサービスで提供するのか、サービスの中で予約まで受け付けるのか、両者の目線で導入の内容については検討してまいりたいと思っております。

また、3つ目といたしましては、見守り機能の活用でございます。こちらは役場による公の見守りと、御家族による見守りの機能について検討をしております。あおきチャンネルと音声告知端末、あおき安心スピーカー、こちらの両方を活用して、電源が今日入ったとか入らないとか、お知らせを確認したとかしないとかということで、見守る方が確認したかどうかというのが確認できますので、こちらの導入に向けても、住民福祉課のほうで検討しているところでございます。

以上が、主に現在検討しておるものなんですけれども、システムの運用後も導入できるサービスもありますので、村民の皆さんに便利で充実したサービスが御提供できますように、サービス提供者のあるなしですとか御負担も考慮して、引き続き検討をしていきたいと思っております。

続いて2点目の御質問、LINEの活用についてでございますが、LINEにつきましてはスマートフォンユーザーのほとんどの方が利用するコミュニケーションツールであり、汎用性が高く、公式アカウントを持つ市町村も多いことは承知しておりますが、そのメリットとすると、お友達登録をしていただければ簡単に利用が開始でき、情報発信も容易に一斉に多くの皆さんに即座に情報が送れるというメリットがあるかと思っております。

一方で、デメリットとしましては、気軽にお友達登録ができる反面、簡単にブロックされてしまうということで、村からの重要な情報が遮断されてしまう点が挙げられます。このブロックの利用としましては、市町村からの配信回数が多いにも多いので、煩わしくて遮断するという利用が最も多いということでもあります。また、配信に際しましては、文字数が制限されておりますので、村からの情報の重要度の強弱がなかなかつけにくい点も、デメリットではないかと思われれます。

最も危惧しているところは、セキュリティー面や不具合への対応が、村の責任の負える仕組みではないという点が挙げられるんですが、今整備をしているあおきネットワークなんですけれども、LINEとの情報連携も可能な仕様になってございます。

今のところ導入当初からLINEとの連携は考えておりません。その理由は、あおきネットワーク自体が、青木村の地理的条件ですとか年齢層を考慮された青木村に特化した、カスタマイズされたネットワークであるということから、汎用性を求める汎用性の高い仕組みは、利用目的ですとか利用方法も異なるのではないかという点から、連携は考えていないんです

が、こちらでも導入後、LINEとの連携も可能ですので、村民の皆さんからの要望をお聞きして、先ほど申し上げたデメリットを考慮しつつ、連携も検討してまいりたいと思っております。

続いて、5番目ですが、屋外拡声器との連携、情報伝達についての御質問ですが、防災関連、今回もそうなのですが、情報伝達手段として青木村にも屋外拡声器の導入については検討いたしました。

採用に至らなかった理由としては、1点目は、松本議員おっしゃるとおり、地理的条件により音がこだまして聞き取りにくい地形にあるということと、併せて大雨、強風時、外に出ないと聞こえないということで、そういった自治体の既に導入された声もありますので、災害が差し迫っている、災害が起きている状況で、緊急情報を聞き取る行動が、かえって危険な行動にならないかという点が1点目でございます。

2点目としましては、一方通行の伝達手段でありますので、しっかり村民の皆さんに届いているのか、村のほうで判断できないという点が2点目になります。

3点目としましては、大きな音で放送しますので、導入された自治体からは、周辺の住民の皆さんからの苦情が多く寄せられていて、非常時の利用しかできないという声を聞いております。そのため、平常時のお知らせ放送になかなか活用がしにくいということで、整備する費用と実際の効果を総合的に判断いたしまして、今回は青木村では導入しないという結果に至りました。

以上、私からは3点、御回答申し上げます。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 奈良本安秀君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうから3番について御回答申し上げます。

村内の避難所における非常用電源設備の配備状況と今後の配備予定という件でございますけれども、村内の各避難所における非常用の電源設備につきましては、平成24年に村のほうから各地区に1台ずつ発電機を支給した経過がございます。また、各地区においては、宝くじの助成金事業ですとか、または各地区の独自予算によりまして、1台ないし複数台所有していることと承知をしておりますけれども、詳細には把握を村としてもしていないことから、先般11月27日の区長会において、各地区の公民館及び避難所における非常用発電機をはじめとした防災関係の備蓄品の保管状況を改めて調査をさせていただきたく、お願いをしてい

るところでございます。

地区によっては複数の避難所を抱えている地区もございますので、年内に各区長さんより御報告をいただくことになっておりますので、その保管状況を確認させていただきまして、アンバランスにならないように、今後の避難所運営の改善や向上に役立ててまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから4番目の御質問でございます。電気自動車、プラグインハイブリッド車の導入状況と今後の見通しという御質問でございますけれども、現在村が保有しております電源として活用できる電気自動車は3台ございます。これを一度に増やしていくことというのは、大変困難でございますので、日産自動車等は災害時における電気自動車の貸借に関する総合支援協定というものを結んでいるところでございます。いざというときには助けてもらう、車を持ってきてもらうというような内容になっています。

今後も公用車を更新していく際には、御指摘のようなことを念頭に置きながら、順次、電気自動車あるいはプラグインハイブリッド車の導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） このたびの情報通信ネットワーク等高機能化促進事業では、多様化する住民の情報ニーズに対応をしていただきました。従来どおり固定電話を望む方からテレビチャンネルの充実を望む方、スマホだけで十分な方、実に多様なニーズがあったわけですが、誰一人取り残さないことを事業目的とし、複雑な条件に対して優先順位を明確にして対応していただきましたこと、大変高く評価できるかと思えます。

実際に事業が稼働することによって、多くの村民の方がその充実した内容や利便性に驚くものと考えるところでございます。答弁にありました診療所オンラインでの診療や処方、薬の自宅配送まで、これができますと本当に画期的なシステムが実現するわけでございます。いち早く、そして確実な導入をしていただくとともに、より多くの村民の方に利用してもらえるよう努めていただけたらと思えます。

また、買物情報の提供など将来活用が期待できること、まだまだたくさんあるかと思いま

す。長期的に見て、村民のニーズに対応できることのサービスの拡大を続けていただけたらと思うところでございます。

非常用電源設備について回答がございました。年内に導入の状況を報告していただくという回答でございましたが、各避難所の規模に対して十分な量があるのか、また、その設備が稼働状況、実際どのくらいの時間使えるか等、検討すべきことが多いかと思っておりますので、今後、災害に強い電力インフラをつくっていただけるよう、従来以上に取り組んでいただけたらと思っております。

続きまして、2項目めの観光促進について質問いたします。

当村における村民の皆様の生活の水準を維持し、より豊かな生活を実現していくためには、様々なサービス業の方々が健全な形で事業を継続、拡大していくことが求められます。しかし、今後も人口減少が続く見通しの中で経済活動を維持していくことは難しく、これらを補うためには、外需、村外の方々により経済活動を支えてもらうことが大切であります。その意味においては、観光業の発展は重要であります。

最初の質問ですが、長野県では、仮称観光振興税の導入を令和8年度より予定しております。現在、パブリックコメントを受けて内容の検討を進めているものの、宿泊客1人1泊300円程度の課税を行い、その一部を各市町村に一般交付金として配布するとともに、重点交付金として市町村が実施する事業計画の内容によった交付や、県としての事業も検討されております。詳細は今後決定されるものの、この観光振興税に関する交付金を当村としてどう活用していくか、また、宿泊客の増加に向けて、どのような取組を行っていくのか答弁をお願いいたします。

次に、訪日外国人旅行者数は、本年1月から10月の累計で3,019万人となり、コロナ前の水準を超え、統計開始以来最速のペースで3,000万人を超えました。12月を待たずして11月までの累計で、過去最高の旅行者数になることが確実であります。

村内でも、ここも外国人の観光客の方々レンタカーを利用して村内を周遊する例が見られますし、宿泊施設においては、外国人の方の宿泊のほうが日本人の方よりも多く宿泊する日が続くという話も聞いております。

訪日外国人の誘致は、観光業の育成にますます欠かせないものとなりつつあります。1年前の12月議会で、情報発信や歴史文化の多言語化について質問したところ、今後研究を進めていくという趣旨の回答をいただきました。その後どのような研究が行われ、今後どのような対応が図られるか答弁をお願いいたします。

観光業を発展させる上では、食文化は大きな役割を果たします。旅行や娯楽において、食事が占める位置は大きなものがあります。

上田市では、おいだれ焼き鳥が文化庁より100年フードに認定され、今年9月にやり取り JAPANフェスティバル in 信州上田を開催し、2日間で7万人の来場がありました。当村においても、タチアカネそば、マツタケなど既に名高いブランド品がありますが、今後、当村の食文化をさらに発展させ周知させていくために、どのような政策をお考えでしょうか。

食文化を産業育成につなげるツールとして、道の駅の存在は大きなものがあると考えます。現在、道の駅あおきでは、オンラインショップが導入されました。青木村の食文化を飛躍的に広げる大きな方法となりますし、農業生産者への波及効果や当村の地名度向上にも大きく貢献するものと考えられます。現在の状況、今後の事業拡大の見通しについて質問いたします。

道の駅あおきにおいては、Eバイクのレンタサイクル事業が開始しました。青木村としては道の駅に事業委託をしておりますが、今後どのような形で事業拡大を進めていくのか、見通しを御答弁ください。

最後の質問になりますが、観光業の発展のためには、他の自治体との連携も重要であります。上田地域広域連合、上田地域定住自立圏における各種事業を今後どのように拡大させていくのか、また、松本方面の自治体との連携をどう深めていくかなど、観光面における他の自治体との連携をどう進めていくか答弁をお願いいたします。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 松本議員から、観光促進について御質問いただきました。

私からは、6項目めと最後の11番について答弁をさせていただきます。

まず6項目めでありますけれども、県が進めております観光振興税は、宿泊税と名称を変更するというふうに伺っております。県内の旅館、ホテルなど宿泊者に対しまして、当初は1泊1人300円を課税、その財源は環境整備、交通のアクセスの向上を活用する、そして世界水準の観光する地域づくりに使うとされておりました。

仮にこの300円ですと、試算すると45億円の税収を見込むということだそうでありまして、半分程度は市町村へ交付する、ただし宿泊料金の3,000円未満や学校行事は課税されないということだそうであります。

御質問にもありましたように、26年の導入を予定していると伺っております。

私は、税を徴収することが目的ではなくて、それによりまして観光地として質を高めることを目的として考えていきたいというふうに思っております。市町村の交付の考え方は示されておりますけれども、仮に人口比で単純計算しますと、300円の場合、青木村には480万円程度になるかなというふうに考えております。

この額を数年間使うとか、あるいは事業計画を立てて、交通インフラの整備でありますとか、あるいは情報発信のツールの設定、あるいは田沢温泉、沓掛温泉の魅力アップ事業、こういったことなどに、村内の観光事業に関わる皆さんの意見を集約しながら、その目的に沿った事業を活用してまいりたいというふうに思っております。

観光客の増加につきましては、青木村のよさを情報発信を多様なツールを使いまして絶え間なく発信すること、それから道路、駐車場などモビリティの確保などを行う必要があると思っております。そして、東急グループとの連携を含めまして、何度も訪れたいくなる、そして心を動かす観光地拠点の創出、保全に努めていきたいと思っております。

そのほか県では、宿泊業の皆さんの意見を取り入れまして、300円を200円にする、あるいは定率制にする、そんな議論もされていると伺っております。この税の今後の成り行きを注視してまいりたいと思っております。

11点目の観光の自治体連携について答弁をさせていただきます。

以前の話でありますけれども、善光寺の御開帳に際しまして、観光業者が設定した観光コース2泊3日の中に、高遠の桜を見て、善光寺の御開帳を参拝して、新潟高田の桜を見るという広告がございました。私にとりましては目からうろこでございました。善光寺の御開帳を中心として観光地としながら、それ広域的な物の考え方については、大変参考になったわけでございます。

御質問の上田地域の広域連合といたしましては、6月に金沢駅、9月には福井駅、東京日本橋で観光キャンペーンを行いながら、観光客の誘客、地名度の向上、魅力、あるいは見どころの情報発信を行いまして、当地域の観光促進をしてまいりました。そのほかソフトクリームや道の駅の周遊スタンプラリーなどを開催いたしまして、周遊観光客の増加を図っております。

また、上田地域の定住自立圏の事業といたしましては、上田地域に含めまして立科町、群馬県の嬭恋村が参加していただいております。より広域的な魅力の発信や周遊ができるよう、連携して観光地カードを作成して誘客を図っております。

今後は近隣の自治体から青木村へ来ていただく観光のほか、他都県からの観光客の皆さん

を誘致したいと思っております。年間軽井沢小諸には、私の計算ですと820万、それから国道143のバイパスの完成を期待いたしまして、松本安曇野地域に今1,653万来られております。こういった皆さんに、青木村まで足を運んでいただく、そんな方策だとか、広告媒体を使いまして誘客に努めてまいりたいと思っております。

村内の温泉、道の駅、大法寺など、ハード面の受入れ対策のほかにも、ソフト面での事業も実施して、観光での自治体連携を推進してまいります。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課課長補佐兼移住定住促進室兼副防災危機管理監 小林義昌君 登壇〕

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） それでは、私のほうから7番、8番、9番、10番について御答弁させていただきます。

まず7番目、外国人観光客への情報発信、多言語の標記についてでございます。

上田地域でも外国人観光客が増えております。新幹線上田駅観光案内所長の話では、来所者の外国人の多くは、青木村への案内とお聞きしました。その行き先や実態は分かりませんが、観光業はもとより道の駅や飲食店、小売店においても、その外国の標記は重要かと思えます。

7月22日の東海道新幹線浜松・名古屋間の事故により不通になった日、私は新大阪駅にいました。長蛇の列、大混雑の中で、私は何人もの外国人から、新幹線の運行状況について聞かれました。そのときに役立ったのがスマホの翻訳アプリでした。その経験からも、スマホを用いた多言語による情報の受発信について、現在実績のある事業者とソフトと費用について検討を進めており、一部観光地において来春の導入を見込んでおります。

8番目、食文化の発展についてでございます。

食文化は、議員おっしゃるとおり、観光客にとって大きな魅力のことで、食文化を通じて、当村の地名度や来村の機会を上げる限定栽培の優位性を生かし、特にタチアカネソバや特産品のマツタケをメインとした食文化の発信は、メディアからも多く取り上げていただいておりますので、積極的に活用したいと思えます。

9番目、オンラインショッピングの進捗状況、今後の事業拡充についてでございます。道の駅あおき農産物直売所において、11月にオンラインショッピングの立ち上げが行われました。商品の構成、充実を含め、今後も消費者ニーズに応えられるよう取り組んでまいります。

10番目、Eバイクレンタサイクルの事業見直しについてです。

レンタサイクルは、坂道が多い当村にあっても、電気アシスト付きで容易に使用ができ、周遊には適していると思います。コースの中にポイントを設定し、周遊意欲を湧き立てたり、旅館組合や近隣市町村と連携し、広域的な周遊イベントを企画するなど、事業の拡大を今後図っていきます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 観光促進について、多岐にわたり質問させていただきました。

宿泊税に関しましては、まだ詳細決まっておりませんが、半分程度が青木村にも交付されるということですが、やはり残り半分、県としての事業にどれだけ関われるかも、一つのポイントになってくるかと思えます。一般交付金であれば、せっかく当村の宿に宿泊いただいて税金を納めていただいても、税金の半分が村外に流れてしまいます。当村のために使っていただくために、県として実施する事業にも、できるだけ関われるように、県との情報交換を密接にし事業を進めていただけたらと思います。

また、道の駅におけるオンラインショッピング、こちらのほう今取扱商品等を見ますと、工場食品がメインかと思えます。この時期だからかと思えますが、生鮮野菜等はまだ取り扱われておりません。品質の管理等いろいろ大変かと思えますが、やはり生鮮野菜、当村で作られたものがオンラインショップによって全国に配送されるようになりますと、先ほどの平林議員からもありましたように、持続可能な農業、農業振興という意味においても、大変大きな役割をこのオンラインショップが果たすことと考えられます。ぜひできるだけ多くの村民の方が、このオンラインショッピングを通じていろいろなものを村外に販売できるように、事業の拡大のほうを図っていただけたらと思います。

私からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 松本淳英議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後の再開は13時15分をお願いいたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時15分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

◇ 沓掛計三君

○議長（松澤正登君） 9番、沓掛計三議員の登壇を願います。

沓掛議員。

〔9番 沓掛計三君 登壇〕

○9番（沓掛計三君） 議席番号9番、沓掛でございます。

2問について御質問しますので、よろしく願います。

最初に、国道143号青木峠新トンネル事業の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

国道143号青木峠新トンネル事業について、このトンネルは多くの村民の要望であり、青木村にとっても将来絶対に必要であると考え、私は議員になってから早期開通に向けて何度かこの質問を繰り返してきました。

そして、国・県からの事業着手に対する予算がつかしました。既に4年ほどたちますが、地権者全員の同意が得られず、着工できない状態であると聞いております。

この事業については、沿線市村の住民や行政、議会による強い要望が行われ、事業着手までこぎ着け、地質調査や基本計画ができたかと思っております。しかし、青木村での地権者の同意が得られないためか、実際のトンネル工事の着工のめどが立たない状況であるということだそうです。

また、村民からは、このような状況では、せつかくここまでこぎ着けたのにまた駄目になってしまうのではないかと悲観的な声も聞かれてきています。私も同様に、国・県より多額の予算がついているのに事業が進まないのは、沿線住民の強い要望が疑問視され、本事業の白紙撤回がされないか心配であります。

現在、日本の国、長野県の財政状況も決してよいとは言えない中、多額の予算がつけてある今、積極的に事業を進めなければならないと考えております。この事業の推進に当たっては、関係県職員、村職員など多くの関係者には御苦勞していただいていることに感謝申し上げます。

現在の事業の進捗状況について願います。状況については、地質調査、また実施設計、青木村や松本市、筑北村などの土地交渉の状況、今後の国・県からの予算づけの予想、工事

着手を松本市の四賀地区か筑北村から着工できないのか、早期着工の方法等、事業実施に当たっての問題点などを御説明してもらえればと思います。村長、よろしくお願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国道143号青木峠新トンネル事業の進捗状況について、何点か御質問いただいております。私のほうから4項目めになるかと思えますけれども、国・県等の予算の確保について答弁をさせていただきます。

査掛議員には長い間、この事業の推進について御指南をいただいております、ありがとうございました。予算の確保の状況についてでございますけれども、国の防災・安全交付金を活用いたしまして、令和元年度から国の補助金をもらって、県は事業化になっております。

昨年度までに8億3,000万円余りを執行いたしまして、本年度は4億5,000万円ほど予算を確保していただいていると伺っております。今後の事業進捗に必要な国予算を国へお願いするとともに、予算確保に向けまして青木村としても、同盟会といたしますと、県と歩調を合わせまして、国へ強くお願いをしまいたいというふうに思っております。

このトンネルにつきまして、昨年度から今年度にかけて、地方整備局及び道路局等の最高幹部の皆さんがこのトンネルのみに視察等にお越しいただいております、国におかれましても大変高い興味を持っていただいている、あるいは必要性を感じていただいているというふうに思います。

工事着工後、いきなり本体工事というわけには物理的にいかないわけでありますので、附帯工事、関連工事、そういうものからそれぞれできるところから進めていくようにお願いしておりますし、県もその予定であるというふうに私は感じております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、現在の進捗状況でございますけれども、上田建設事務所からは、青木側ではこれまでに道路及びトンネルの詳細設計、用地測量を実施し、現在は用地買収を進めるとともにトンネル工事発生土の有効活用に向けて、調査検討を進めているというふうに伺っております。

用地交渉の状況でございますが、青木側ではトンネル本体の前段階の工事となる村道付け替え工事の範囲を中心に用地交渉等を進めており、青木村も共同で交渉に当たっております。青木側の地権者は全部で9名いらっしゃいまして、このうち村道付け替えに該当する地権者は3名の方がいらっしゃいます。鋭意用地取得を進めておりまして、一部の方とは既に土地

売買契約を締結済みでありまして、支払いまで済んでおります。

松本建設事務所が所管する筑北村及び松本市側の事業の進捗状況につきましては、これまでに道路、トンネル、橋梁の詳細設計、用地測量を実施しており、現在、用地買収を進め、こちら一部の方とは既に土地売買契約を締結済みであるというふうに向っております。

上田建設事務所からは、早期の工事着手に向けては、引き続き用地買収などを鋭意進めていくというふうに向っております。

村といたしましては、トンネルの早期着工に向けては青木側での用地取得が一番の課題であるというふうを考えております。青木側の付け替え村道の用地取得も進んでおりまして、工事の着工も見えてきたことから、引き続き残りの地権者の皆様に御理解、御協力をいただけるよう県と共同で用地交渉に当たるとともに、トンネル本体工事の早期着工に向けまして、県をはじめとする関係者の皆様に強く働きかけをしてまいります。

私からは以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 今、お答えいただいたんですけれども、早期着工の方法、今、松本側の四賀地区とか筑北の橋梁が大きくあるかと思えます。ですから、早く着工をかけないと、本当に国で必要性を認めなくなってしまうんじゃないかと。それとともに実施に当たっての今後の問題点というのはどこにあるのかどうか。なかなか進まない問題点というのはどこにあるのかどうか、もう一回、お聞きできればと思いますけれども。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 用地買収は地権者がなかなか特定できないといいましょうか、相続とかそれがあって、町内は町内で大変なことはあるんですけれども、山の中といいましょうか、そういう山の縁辺部は縁辺部で、3代ぐらい前から遡って相続をしていただくとか、そういうようなところが思いのほかあって、そういう点で今、用地買収の、反対とかではないんですけれども、そういうのがそれぞれにありまして苦勞をして、いわゆる時間がかかるという状況でございます。

それからトンネルが2つに関わること、それから間に橋梁があること、御質問の中にもありましたように、できるところからやっていくということで、国から見れば、松本建設事務所、上田建設事務所は関係ないわけでありまして、予算の配分については長野県に一括してきて、それでできるところから予算配分をするということになっておりますので、御質問にありましたようにできるところから今後、橋梁、そして松本側は短いんですけれども、トン

ネル工事、できるところからやっていくということで、県では今、考えているというふうに承知しております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） ちょっと私ごとで になりますけれども、私も少し前ですか、2か月ぐらい前、どうしても信大附属病院で手術しなくちゃいけなくなりました。それでやったわけですが、検査に当たって行くのにまず方法論としては、塩川を回っていく方法、これは約1時間15分から20分かかります。豆石峠を越えていけば約50分から55分かかります。

佐久病院という話があったんですけれども、どうしても佐久へ行くと、なかなか道が曲がったりしていきにくいということで、信大附属病院は行けば松本市内に入らずにそのまま行かれるということでもあります。ですから信大附属を選んだんですけれども、あそこにトンネルがあれば、45分から50分かからずに真っすぐ行っちゃはずです。

それと、これから冬場になりますけれども、三才山峠、豆石峠、これはまずなかなか止まったりしているし、女性の方では、家内ですけれども、豆石は行きたくないという言い方ですから、ですから、何とかこのトンネルの重要性、必要性というものを御理解してもらうような方法、これは経済的な結びつきもあったり、観光とかいろいろなもので要請もあるかと思えますけれども、ぜひとも早く着工していただき、早く開けてもらいたいということをも十分理解してもらうような方法をこれからもお願いできればと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 254の三才山トンネルあるいは三才山トンネルの前後でありますけれども、当時、相当急いでやった工事だったり、除雪のための塩カルを相当まいておりますので、大分、鉄部分、スチール部分が傷んできている。そのために今、毎年のように工事をしておりまして、大型車が通る通れないような議論もありましたけれども、工事のためのメンテナンスの工事に苦労している、あるいは通行の皆さんが相当待ち時間が長いという話も聞いておりまして、今、沓掛議員がおっしゃったことと併せて、早期の完成が待たれるというふうに承知しております。

それから信大の話も、医学部附属病院の話もありましたけれども、本当に村内の皆さんが思いのほかたくさんの方が信州大学附属病院に行っている、あるいは定期的に行っている、あるいは見舞いに行っている、そういうふうなことが相当多いというふうに私も承知してお

りまして、そういう面からも、ほかにも観光とか経済交流、いろいろあるんですけども、命をつなぐ道だということで、それが一番期待されているというふうに思っております。

道路局とか地方整備局の最高幹部の皆さんが来たときもよくよくお願いをいたしましたし、そういう面でも国、もちろん県からも支援していただけるというふうに思っております。今までの活動が実を結んできたというふうに思いますので、この力を、パワーを引き継いでつないでいきたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） ありがとうございます。

いろいろな問題点はあるかと思えますけれども、今後も鋭意努力していただきながら、早く着工、開通できるような方法を取っていただければと思います。

続きまして、2問目でございます。

青木村の今後についてということでございます。

これは、北村村長さんもあと半年ほどで3期目の任期満了となりますが、本議会の冒頭での挨拶で、来期も続投をしたいということで表明がありました。私も村長さんの今までの行財政運営からして、継続性のある大きな事業を進めているため、事業の確実なめどをつけるためにもぜひ続投をしていただければなと考えておりました。

3期12年間について、村長さんとして自己評価をお伺いするとともに、今後も一番大きい問題になってくるのかなということで、少子高齢化が進んでいくと考えられます。このことによって、人口減少が進む青木村が自立していくために今後どのような事業、政策等、行政運営をしていくのか、財政運営していくのか、これらについて現時点でのお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3期12年弱でありますけれども、長きにわたりまして村長を務めさせていただいております。この間、村民の皆さん、議会の皆さん、職員の皆さんの御支援、御協力に心からお礼を申し上げます。

自己評価でありますけれども、村民の皆さんがどういうふうに評価していただくか分かりませんが、精いっぱいやってきましたので、合格点というのは75点か80点か、いろいろ考え方はあるかと思えますけれども、合格点をいただけるかな、いただけないかな、ぎりぎりかな、そんな心配をしているところでございます。

人口減少社会の行政運営、それから財政運営についてでありますけれども、もし4期目も

担わせていただくということになりますれば、こんな考え方で今いるということで御答弁申し上げたいというふうに思っております。

急速に進行いたします少子高齢化あるいは人口減少によりまして、地方活力は低下しております、地方自治体は限られた財源あるいは人材を最大限に生かしまして、村民目線で効果的な行財政が求められております。また、持続可能な村づくりを進めていくために、公共施設の長寿命化や脱炭素化など、新たな取組による行政の効率化と時代に即した財政の健全化と連動していく必要がございます。

さらに、令和4年3月に策定いたしました第6次青木村長期振興計画を基本にしながら、ベースとしながら、迅速で便利な行政サービス、そして村民の皆さんのニーズに寄り添いまして、変化に柔軟に対応する行政をしていかなければならないと思っております。

これからの行政運営というのは、行政と村民、そして各区、関係団体、議会とが一丸となりまして、それぞれできることを見いだしながら協働で進めていくということが必要であるというふうに思っております。

次に、財政運営についてでございますが、本村の財政状況は補助金あるいは後年に交付税措置がある有利な村債の計画的な発行、企業誘致によります財政の確保、経常経費の削減をはじめとするそんな取組によりまして、現時点では良好な数値を維持していると考えております。

しかし、御案内のと通りの国際的な紛争あるいは気候変動問題、円安による輸入原価価格の高騰、人口減少、少子高齢化、そして災害の頻発、激甚化など、国内外の大変難局から今後も財政は厳しい状況が続くものと思っております。さらに、少子高齢化に伴います社会保障関連費、そして公共施設の老朽化による大規模改修工事費など、安全・安心な暮らしの実現のために事業に歳出の増加も予想されます。

このような課題に対応するしっかりした、行うためには安定した財源の確保に向けた取組を行うとともに、費用対効果の高い予算編成や効率的な予算編成を行う必要がございます。また、私どもの村では歳入の半分を占めます国の地方交付税、補助金、こういったことが大きな財源になるわけでありましてけれども、さきの衆議院選挙の結果や103万円の壁の引上げ、こういったことが今では大変不安定な状況の中でありまして、平成の合併にくみせず自主自立の道を歩む我が村にとりましては、デジタル化あるいは脱炭素社会、こういった新しい課題に対応しながら、財政運営の健全化に努めていく必要があるというふうに今、私は考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今、私も思うのに行政ですか、1,000人の人口だろうが5,000人の人口だろうが1万の人口だろうが100万の人口だろうが、一行政のリーダーとしてやっていくことは並大抵な話じゃないと思います。

大小にかかわらず、地域の住民の全部のことを守っていかなければいけないわけですから、なまじの考え方でリーダーにはなかなかない、なるのも大変だろうと思います。そんなことで今までの村長さんの、さっき見ていると、そこに十分対応してきたのかなという感じで、本当に感謝申し上げるものであります。

これについて、次ですけれども、村長の続投表明に当たり、村長さんをお願いしたいことがございます。

私自身、役場職員、議会議員として約50年間、青木村の行政に携わらせていただきました。その間、3代の村長さんに務めていきました。宮原栄吉村長、宮原毅村長、北村村長さんでありました。それぞれ特徴がある優秀な政治家であり、小さい村であります、二度の合併推進にも屈せず、自立した行政、先ほど言いましたように大小にかかわらず、皆さんそれぞれ立派に青木村を守ってきていただきました。

しかし、前2代の村長のときは、地方自治法の改正があるまで村長、助役、収入役の3役が中心となり、村全般の行政を進めてまいりました。法改正により助役が副村長となり、収入役が一般職の会計管理者となりました。

地方自治法では副村長を置くことが必要であるということでもあります。ただ、附則の中に、条例に定めることによりというのがありますけれども、青木村では副村長を置かない条例により現在に至っております。

しかし、北村村長さんは前宮原村長の5期目ぐらいかと思います。ちょっとここは条例改正の内容を見ても分かりにくかったんですけども、副村長を置かなくなった条例を世襲し、北村さんは現在に至っておりますが、今後、北村村長さんがこれから山積している大きな事業等、社会情勢の変化、これもかなり大きく変化しております。あと異常気象等による自然災害等が予測されていますので、これらに対応していくためにはぜひこの条例を廃止していただき、地方自治法に従い副村長を置き、村内外で活躍してもらいたいと思ってお願いするものでございます。

このことについては次期の村長だよという答弁もあるかと思いますが、このことに

ついて、もう3期行わなかったこと、これからについての考え方をお聞きできればと思いますけれども。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 副村長の設置について、私の3期目を反省しての温かいアドバイスの御質問というふうに思っております。

私もこの11年7か月、副村長がいればと思ったことは様々な面で何回も正直なところ、ありました。行政事務が増大する中、行政マネジメント機能の強化を目的といたしまして、平成18年の地方自治法改正によりまして、青木村でいえば、副村長制度は法律として創設されたわけで、制度化されたわけでございます。

全国926の町村がありますけれども、副町長あるいは副村長を置かない条例を持っているのは17程度ではなかったのかなというふうに記憶しております。逆に2人制という条例を持っているところが27あったというふうに記憶しておりますけれども、置かない条例はなくても、いわゆる普通の条例がないところでも、制度的にはあるんですけれども、諸般の事情によりまして現在不在の町村もあるようでございます。

私は埼玉におりました際に、菖蒲町、大井町、そしてふじみ野市の助役、副市長を合計8年間させていただきました。したがって、青木村の副村長の必要性でありますとか置かなくても何とかやっていける、その両方をよくよく承知しているところでございます。

国・県はもとより村の行政におきましても、住民の皆様の要求も要望もますます高度化し、多様化し、そしてさらにスピードアップを求められております。村民の皆さんへのサービスの提供に不足があっては、こういう中でならないわけでございます。

村民の皆さんあるいは議会の皆さん、職員の皆さんから、今、沓掛議員が御質問いただいたように副村長の必要性について感じられている方もいらっしゃるかと思います。しかし、逆にその費用があるならば、職員を例えば2人新たに採用してくれと、こういうような言い方をする方もいらっしゃいます。

いずれにいたしましても、今、御質問にありましたように、来年5月、新村長の下、関係の皆さんの御意見を伺いながら、新しい村長が判断するという事に委ねられるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 村長の考え方は分かりますけれども、私も先ほど申しましたように、

村長の決断というのはかなり重い決断をすることが多いかと思います。そんな小さいこと、また、災害等があったときとかいろんなときの決断は、村長が決断しちゃえば、それでもう全てが決まっちゃうわけなんです。

ですから、課長さん方、それぞれおりますけれども、その間にやっぱりクッションを置きながら、また村長さんと話しした最終的な決断というの、全部村長さんに任せたじゃ、これは大変じゃないかなと私は気がしているんですよ。ですから、その間のクッションみたいな形の中で、今後考えていただければと思っております。

このことについては本当に来期の村長さんの考えることだと思いますが、私も議員任期、もう少しですので、ちょっとイレギュラーもあります、いけなければ、村長さん、公約の中でやっていて、なかなかやりにくいなことであれば、議員提案を含めて熟慮していきたいと考えております。それについては村長さん、答えられない、答えられますか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃるように、私も職員の時代がなかったわけでありまして、いきなり上の上の人に相談するあるいはお願いする、訴える、悩みを聞いてもらうというよりは、その手前の方にそういったことを聞いてもらえるというようなことが必要だということ、今、クッションというお言葉がありましたけれども、必要だろうというふうに思っております。

だから、職員の皆さんに私が配慮してきたことは、ドアを開けてといいますけれども、門戸を広げて、いつでも何でも言っておくれやと、こういう姿勢でおりました。言ってくる職員もいますし、あるいは言いにくくて遠慮している方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった必要性はよくよく分かります。

それからもう一つ、いろいろな会議とか遠くのところへ行くあるいは首長さん同士で話す機会があるんですけども、非常に時間的にも気持ち的にもゆったりしてて羨ましいなと思って、よく考えてみると、副がいらっしゃるんですよ。だから東京の会議で急いで帰らなくてもいいといいましょか、許されるとか、私も夜、何か火事とか災害があった際ということで、新幹線の最後まで無理してでもずっと帰ってきているんですけども、そういったようなことを含めて、物の考え方、行動あるいは勉強するタイミング等々、ほかの首長さんは副がいらっしゃるの、そういうことができて、長野県では青木村だけですね、条例を持って置かないのは。そういうようなことを見てきました。

だから、両方持っていればいいなと思うのと、冒頭申し上げましたようなことで、今まで

置かない条例を踏襲してきたということ、両方あるわけであります。いずれにいたしましても、繰り返しになりますけれども、来年5月、新しい村長さんが判断されることであろうというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） ありがとうございます。

今回の質問、村長さんには大変失礼な質問を私、したかと思えますけれども、今後についても青木村、小さい行政ですけれども、しっかり守っていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

今回もいつもどおり3点到って質問をいたします。

最初に、多発する高齢者を標的にした犯罪から村民を守るためにということで質問をいたします。

この件に関しましては、午前中に居鶴議員からも御質問のあったところがございますが、重ねて質問させていただきます。

昨今、日本全国の治安の悪化が憂慮されております。高齢者を狙った詐欺事件の横行、そしてまた、今年8月末から11月初めにかけて関東地方で発生した首都圏連続強盗事件は、平穩に暮らす人々を震撼させました。被害に遭われた店舗、住宅は18件にも及び、被害者の多くを高齢者が占めていました。実行犯はいずれも闇バイトに応募した若者であり、指示役はまだ捕まっていません。今年4月から5月にかけて、松本市はじめ栃木、群馬、福島、4軒の山あいの民家が狙われた強盗事件も記憶に新しいところです。

こうした犯罪に巻き込まれることが青木村で起こらないとは言い切れません。時折、不審

電話や訪問事案が増えています。十分気をつけましょうといった内容の防災メールや情報通信による放送が流れます。電話詐欺、空き巣、買取り訪問による居座りなど、村内でどのような事案が発生しているのでしょうか。村としてつかんでいることがあればお話しください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） お答え申し上げます。

こちらは警察のほうに問合せをさせていただきました。今年、令和6年、村内での犯罪認知件数は6件でございました。内訳は空き巣が1件、倉庫荒らし1件、万引き2件、住居侵入1件、非侵入窃盗その他ということで、その他が1件というところでございます。

電話でお金の詐欺に関しましては、上田警察署管内では18件、5,500万円余の被害が発生しているというところでございますけれども、ここまで青木村での被害は幸いございません。

また、高齢者には限りませんが、メールですとかラインのやり取りによる投資詐欺ですとかロマンス詐欺、こちらも本村での被害はございませんけれども、上田署管内では投資型が2件、ロマンス型が6件発生しております、被害額は1億7,000万円を超えるという状況とのところでございます。

また、本村におけます詐欺関連の認知事案ということでございますけれども、パソコンウイルスの感染で1件2万円、オレオレ詐欺未遂が1件、また、前兆としまして総務省をかたるものですとかNTTの架空請求、オレオレ詐欺等4件の前兆を確認しているというところでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今、数をお聞きして、思った以上に村外でも発生しているんだということを改めて実感したところです。犯罪が身近なところで起こっているということについて本当に憂慮せざるを得ない、そんなふうに思っているところであります。

おひとり暮らしの方がしばらく家を留守にしている間に空き巣に入られた事案あるいは女性ひとり住まいの家で不用品の買取りに訪れ、家の中に居座られて、もっと金目のものを出さなければ帰らないとすごまれ、隙を見て、親しくされている御近所の方に電話をして駆けつけてもらい、追い返してもらった事案などがつい最近のこととして私の耳にも届いております。

こうした昨今の状況を見るならば、防犯を個人責任のみとせず、村としても対策を考えなければならない時代になってしまったのではないのでしょうか。これまで村としてはどのような犯罪防止策を取ってきているのか、また、今後新たに取り組まれようとしている対策がご

ございましたら、御紹介ください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 村内で行われてきたこれまでの犯罪防止策ということ
でございます。

先ほど議員の御質問の中にもございましたけれども、村では村民からの報告等もあればもちろんでございますけれども、管内で前兆電話ですとか不審な事案が発生しますと、直ちに警察のほうから情報がまいりますので、都度、情報電話あるいはメール等を通じて注意喚起を行ってきているところでございます。

加えて、特殊詐欺等被害防止対応機器設置補助金制度、こちらを管内では割と早いほうだったと思うんですが、平成30年度から被害防止機能付きの電話機等の購入補助を行ってきているところでございます。

また、各種団体あるいは高齢者が集まる機会などを捉えて啓発も行っています。駐在所のほうでも、毎月の駐在所だよりあるいは情報電話でのお知らせを通じて、注意喚起を行っていただいているところでございます。

また、農協ですとか郵便局においても常に大きなお金の動きに注視いただいて、実際に振り込め詐欺を寸前で阻止いただいた例もあったというふうに伺っております。

その他、警察署による毎日のパトロール、防犯指導員による防犯パトロールや消防団の皆さんによる巡回広報、年末夜警など、犯罪の防止に一定の効果をもたらしてきたというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今後、新たに対策を取るという点ではどうでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） さきの区長会でも駐在さんのほうから呼びかけていただいたんですけれども、やはり地域の防災力、防災機能の大切さ、あるいはまた万が一侵入者が来た場合に備えて、枕元に携帯電話ですとか電話機を置いておく。すぐに通報できるようにする。そのまま電話を切らずにおくなど、各区民への呼びかけの依頼もあったところがございます。今後、このような呼びかけも必要であるというふうに考えております。

特に特殊詐欺等の犯罪は、我々が見ている目の前で行われていない限り、なかなか物理的に阻止することというのが難しい犯罪だというふうに思えますので、今後も警察や金融機関、防犯協会等と連携しながら、とにかく予防啓発活動は力を抜かずにしっかりやっていきたい

というふうに考えております。

また、新たな情報通信システムであります青木ネットワーク、こちらも整備する中でございますけれども、注意喚起の方法についてはまた幅が広がってくるかなというふうに考えておりますので、村民が犯罪に巻き込まれることがないようにしっかりと周知、啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幾つか対策を打っていただいております、また新たに対策を考えていらっしゃるということで、ありがたく思います。

これまで希望する高齢者宅に緊急通報システムが設置されていまして。主に福祉、介護の観点から設置され、高齢者の健康上の異変を察知し、通報することを目的としておりますが、この事業に防犯機能を追加することはできないのでしょうか。

また、ただいまも御説明がありました新規事業として更新が図られております情報通信ネットワーク高機能化促進事業、これに防犯機能を追加することはシステム上、難しいことなのでしょうか、教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから前半の質問の導入済みの緊急通報システムに防犯機能を追加することはできないかという部分についてお答えいたします。

緊急通報システムは、今、議員御指摘のように独り暮らしの高齢者世帯の方などを対象に、体調の急変時に緊急ボタンを押すことにより、また、人感センサーにより長時間、人の動きがないことを検知したときに自動で緊急通報センターに連絡を行い、本人に電話で安否確認を行ったり、登録している家族や身近に住んでいる協力員の方に連絡を行い、安否確認を行ってもらうシステムでございます。

基本的には防犯目的のシステムではないため、例えば不法侵入者に対する警報のシステムですとか警備員の派遣等、民間の警備会社が行っているような防犯機器としての活用はなかなか難しいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 加えて、今回の情報通信ネットワーク等高機能化促進事業について、防犯機能の追加という御質問であったと思います。

具体的には防犯カメラで侵入者があった場合の通報サービスといった内容になるんでしょ

うか。そのような機能につきましては、今回の当初の整備の計画の中には含まれておりませんが、今回の事業によりまして、1つはより安価でインターネット環境の構築が可能となります。

こちらを利用して、例えば民間の警備会社等で行っているようなサービス、侵入者があった場合の通報ですとか、カメラによる監視などの仕組みが導入しやすい環境にはなるかなということ。そういった活用も御検討いただければというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、最後、御検討いただければとおっしゃっていただきましたけれども、各自が御検討をという意味なんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 現時点で、この現在のサービスの中ではそういう機能を付加することは難しいなということがございますので、現時点ではそういう形で各戸で御検討いただければということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） これまでにも個人的に警備会社と契約し、セキュリティーシステムを備え付けているお宅も見られます。某警備会社のセキュリティーシステムの導入費用を調べたところ、初期費用8万4,000円、維持費月額約8,000円ほどが必要となります。

こうした費用の一部を村で補助するといったようなことは考えられないのでしょうか。また、玄関のドア、窓に補助の鍵、二重の鍵を設置するための助成を行うというようなことも考えられるかと思いますが、こうした点はいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問の趣旨は大変よく理解できます。何とかできればというふうに思いますが、私のほうでも調べてみましたけれども、警備会社も会社によってですとかプランによって金額にも大きな差があるということも見ておりますし、また、個々の住宅、こちらについても築年数だとか構造だとか環境によって、例えばそういう工事を施すというような場合にも費用に大きな差が生じることが予想されます。

これをどういった基準で、どういった形で補助していくのかと考えたときに、ちょっと現時点で現実的な方向が見えてまいりません。そんなことで、こちらについては今後の検討課題とさせていただきますというふうに考えております。

また、工事の金額が10万円を超えれば、村内業者を使っていただくこととなりますけれども

も、リフォーム補助金という制度も村にございますので、こちらのほうも活用のほうを御検討いただければというふうに考えております。

また、警備システム等の御紹介はできるかなというふうに思いますので、折に触れて、こんな民間のサービスがあるよというようなことについては御紹介していけたらというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幾つかいろんなことを調査していただいて、ありがとうございます。

また、幾つか防犯対策を提案しつつも、村がここまで支援することを考えなければならぬ、そういった昨今の状況を本当に心底憂い、こんな世の中に一体誰がしたのかと嘆かざるを得ません。

村民を犯罪から守るには、今まで述べてきましたハード面のセキュリティーを整えるとともに、村民同士のつながりを強固にすることも重要な対策と考えます。村内ではこれまで支え合いの会が各地区でつくられ、また、本年度は住民福祉課の主導で、つながるつどいが何度か持たれてまいりました。両者とも高齢者福祉、介護の側面から端を発した取組であります。またその色合いが濃いわけですが、防犯上でも大いに活用できるのではないのでしょうか。

しかしながら、コロナ以降、支え合いの会は開店休業の憂き目に遭っている地域も少なくないように思われます。各区の現在の支え合いの会の様子、取組状況並びに今後の方向性、手だてをお話してください。また、つながるつどいの本年の取組の様子、成果、今後に向けたお考えもお聞かせいただければと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

青木村地域支え合いの会は、高齢化の進展に伴う地域の課題解決のために、住民同士が支え合うという地域福祉の推進を目的に、社会福祉協議会の事業として平成22年度、中挟地区のおたや会の設立に始まり、現在10地区で設立されております。

活動内容は、地区のお茶飲み会、昼食会等の交流会やごみ出し、薬の受取り等の日常生活支援活動等を支えが必要な方に対して実施しております。

コロナ禍によりまして人の動きが止まり、人との関わりが制限される期間が長期間続き、活動が思うようにできない地区がある中、今年度、社会福祉協議会では事例発表、意見交換等を内容とする次世代につなぐ支え合い活動と題した勉強会を実施する等、今後の事業の活

性化に向けた取組を推進しております。

地区の役員の方との意見交換では、高齢化により役員の成り手がいない、次世代の活動の成り手がいない、再開のタイミングがなかなかつかめない等の課題が出される一方、地域支え合いマップの検討等の活動を行っている地区もございます。

今後につきましては、社会福祉協議会を中心に各地区との意見交換の場、先進地の活動内容を学ぶ研修会等の実施により、支え合いの会の活動の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、つながるつどいについてですけれども、つながるつどいは今年度、楽しくつながる青木村を目指そうという大きなテーマとして4回の連続講座を開催し、私もそのうち3回に参加させていただきました。

内容的には、自らも認知症であり、厚生労働省任命の認知症希望大使である講師の方の認知症になっても大丈夫という内容の講演会、また、上田市で住民主導で立ち上げたふれあいサロンの視察、地域づくりについてのグループワーク、意見交換会等の内容でした。毎回、多いときで約40名、それ以外のときでも25名前後の方に御参加をいただき、充実した内容であったというふうに考えております。

また、この12月6日には今回の講座の振り返りの講座といたしまして、急遽、参加者の方々の要望で講座を開催いたしました。坂井議員にも御参加いただき、ありがとうございました。

この中では参加者の方から、青木村でも上田市のようなサロンをつくりたいですとか小さな集まりから始めればできるかもしれない、少しずつなら何とかできそう等々の意見をいただき、住民の皆様が自ら集いの場をつくることに前向きになっていることを感じております。

今後につきましては、つながりと笑顔のある青木村を目指して何ができるのか、どうやっていけばいいのか等をこの講座に参加していただいた皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 支え合いの会の復活といいますか、より活動的になること、そして、つながるつどいが来年度以降も住民同士の支え合い、つながりを強めるような、そういった活動により強固なものになっていくことを願っております。

したがって、そうしたものが犯罪抑止にも十分機能を発揮するんじゃないかというふ

うに思うところでありますので、そうした面からもこうしたつながりを強固にする取組をより一層、お願いしたいというふうに思います。

本質問の冒頭、不用品買取りを装った訪問居座りに対して、親しくしていた近所の方が駆けつけて、事なきを得たというお話をさせていただきました。御近所、地域の日頃の結びつきがいかに大事かということを実に示した事案でした。

支え合いの会の活動等によって地域の結びつきを強めるとともに、いざというときに助けを求められる御近所パートナーシステムを構築することも一方法ではないかと考えるところではあります。

民生委員や保健指導員さんが訪問したり、何日間か電気がつかないからと心配して連絡したりすると、見張られているようだと言われることもあるとお聞きをします。気心の知れた御近所パートナーが定期的に声がけしたり、様子を見たりすることができれば、こうしたトラブルも起きないように思われます。1つの提案としてお聞き取りいただければと思いますが、村のお考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今、議員さん御指摘のとおり、地域のコミュニティーが薄れてきている昨今において、同時にプライバシーを重んずる時代となったということではございましょうか、地域の防犯機能が低下してきているものというふうに私も考えております。

御質問の御近所パートナーシステムも、かつては地域の中に自然と出来上がっていたものだと思います。しかし、昨今では隣の御家庭の様子もなかなか分からないというような、そういう地域も多いのではないかなというふうに思います。

御提案のような仕組みができれば、防犯上、もちろん効果があると思います。これは今、御質問の中にもありましたけれども、誰かが誘導してやろうとしたら、あのお宅とは勘弁してくれとかうちは結構ですとか、そんなようなことも課題も出てきそうだなというふうに考えているところではあります。

そういった各地区の特性もおありになるということもあるでしょうから、各自治会においても、先ほどのお話の中でコロナ以降というお話もありましたが、地域支えの中で、最初、そんな取組を始めておられた地区もございましたし、ちょっとどうかと思うんですが、例えば防犯指導員さんが各地区にいらっしゃったり、伍長さん、そんなような方がその役を担っていただくとか、地域ぐるみでこれは議論していただく必要がある問題かなというふうに考

えております。

また、いざというときに、パートナーが不在ということも当然起こり得るわけですので、まずは110番をして電話を切らないでおくということ、切らないということで場所が特定できて、警察官が駆けつけられるという仕組みになっているということでございます。

まずは恐れずに、怖いなというようなことがありましたら110番をするということが第一ではないかなというふうにも思っております。

議員さん御指摘のとおり、地域の防犯機能の強化については本当に大切な課題であるというふうに認識しておりますので、御提案の内容も含めて、また区長会等でもこれを議題とさせていただきます。みんなで考えていこうということと呼びかけさせていただければというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 前向きに受け止めていただいてありがとうございます。

今の御答弁でありましたが、こうしたことは自然発生的にできていたのはかつてあり、そのことを村が主導してなんていう、あるいは地域が主導してなんていうことを考えなければいけない時代になってしまったこと自体が大変悲しいことではありますけれども、しかしながら、そうしたこともある凶面、必要なときになってきたと言わざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

思いつきの提案をしたように思われるかもしれませんが、その後、調べてみると、こうした御近所パートナーのシステムと似通ったシステムを立ち上げている事例も幾つもありました。青森県盛岡市では、シルバーメイトと呼んで、登録し、活動してもらっています。新潟三条市では、「ご近所サポーター世話焼きさん」を養成しています。千葉県白井市では、見守りしてもらいたい方、見守りする方両者に登録してもらい、見守りパートナーとなる方に研修を受けてもらって月2回訪問、電話がけをしています。こうした制度に学んでみることも一つの方法ではないかと思えます。よろしく願いいたします。

以上、1点目の質問を終えます。

2点目、管理者不在の空き家、宅地の整備について質問いたします。

この件に関しましては、これまでの一般質問でも度々取り上げてまいりました。そうした中、昨年4月には老朽空き家解体事業補助金制度が整えられ、施行されてきたことは承知するところです。

しかしながら、今なお空き家であるばかりか、所有者も遠隔地にお住まいになっていたり

あるいはまた、所有者の居どころさえつかめなくなっていたりして、管理が行き届かない空き家が少なからず目につきます。地区の会合などでも、どうにかならないか、対応策を村で考えてほしいといった声が聞かれます。

御近所の方が善意で草を刈ったり、木の枝を払ったりしてくれている空き家もありますが、そうしたところでも、高齢になってもうそろそろ限界だとおっしゃる方が増えている現状です。空き家が放置されたまま朽ち果て、崩れかかって、道を塞いでいるようなところさえあります。村ではこうした管理者不在の空き家や宅地の実情をどのように捉えているのかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） お答えいたします。

空き家につきましては、平成29年度に空き家実態調査を行いました。その後もこちらのほうでは区長や近隣の方からの相談により、所有者と連絡を取り、対応しているところです。

地域から寄せられている情報の中では、管理者と連絡が取れない空き家は、現状ではありません。ただ、私どもも村を回っている中で、特に山間部を中心に増えているように感じていますし、管理が行き届かない管理不全空き家も今後は増えていくと思っています。

宅地については把握できていない状況です。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の御答弁で、留守になっている空き家だけれども、全て所有者については分かっているらしい。そしてまた連絡が取れているということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 地域の皆さんから寄せられている情報の中ですので、中には情報がなくて連絡が取れない空き家もあるのかとは思いますが。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） また個別、具体的に詰めるところは詰めたいと思いますが、先ほど申しましたが、老朽空き家解体事業補助金制度が発足しているわけですが、その活用状況並び

に効果はいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 議員おっしゃられるように、令和5年度にこの補助金を創設させていただきました。令和5年度の実績で8件、うち村外の方が4件利用されています。令和6年度に入りまして、現在9件の利用がありまして、村外の方は6件の利用がありました。現在も相談、問合せ案件もこれ以外にあります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2年間で17件ということですが、この実績についてはどのように評価をしておりますか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 解体除去等の意識が村民の皆さんあるいは所有されている皆さんに高まりまして、老朽空き家等の解体が進んだというふうに評価しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 同じシステムですけれども、上田市では希望者が多くて予算を使い果たし、補正予算を組んで追加したと聞いております。青木村の補助の限度額は20万円ですが、上田市では50万円です。そのあたりのことも今後さらにそうした事業を活発に進めるには、検討の一つなのかなと思ったりもするところですが、御答弁は求めませんが、参考までに申し添えて、今後の検討に委ねたいと思います。

それでは、先ほどの御答弁で、連絡が取れないお宅はないということでしたが、そうしたお宅についても、整備について手が入っているのかどうかということとともに、固定資産税の徴収については、そういったお宅についてはどのようになっているのか、その辺の実情をお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） まず、私のほうで整備の状況について御答弁させていただきます。

これについては本当に地域の皆さんの力といいますか、地域力に感謝することしかありませんけれども、隣近所の皆さんが、草木が伸びていけば、それを管理していただいて切っ

いただいたりとか、道にはみ出ていればその分をカットしていただいたりということで、地域の皆さんにお願いしているところが強くあるというのが実態です。それに尽きる。

また、連絡体制も地域の方が親戚等で連絡体制を御存じなので、実際に村のほうに上がってこなくても、地域の方で連絡を取り合って管理が行き届いているように見込まれます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 私のほうからは固定資産税の徴収状況ということでございますけれども、こちらの税務系のほうで管理者不在の空き家が何件ということの数値的なものは実際持ち合わせておりませんので、把握はしておりませんけれども、かつて青木村空き家対策計画の調査において、状態の悪い、いわゆる特定空家候補物件は16戸あるというふうな報告を受けておりまして、そのうち現在6戸は既に除却済みで、残りの10戸についてはまだ現存しておるんですけれども、その10軒に対しての固定資産税の徴収状況は、把握しておりますので申し上げますけれども、この10軒については課税をさせていただいておりますし、納付のほうもさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のお答えですと、ほぼ全ての空き家について村のほうで固定資産税についても徴収をしており、それから連絡もつけられると。あるいは村でなくても近所の方が連絡方法を知っているという状況だというふうに承ったというふうに理解をしましたが、要は先ほど小林課長のほうから、地域力に委ねているということなんですが、先ほども申しましたが、その御近所の方々が高齢になってきていると、もうやり切れないと、そういう部分が多々出てきているわけですけれども、そうしたことについて村としてはどのように対処しているのか、対処できるのか、今後どのようにしていこうとしているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 空き家の問題は非常に大きく捉えています。このほどの11月の区長会におきましても、空き家の問題については地域の実情をというお話をさせていただきました。また、地区の区長あるいは地域の近隣の方から要望等、通報といったらあれですけれども、情報の提供等があるかと思いま

す。

それによって私たちがまずできることは、今の空き家の所有者を調べることに、法務局等の登記簿、公図等の閲覧で所有者を特定しまして、その所有者に連絡を取って、まず適正な管理をお願いする。そこがスタートだというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 所有者が特定できていないところもあるということですか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 今のところはあります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村でつかんでいないけれども、もしかしたらそのほかにあるかもしれないということなんですね。理解をしました。

所有者が分かっているところが多くて連絡は取れているということでもありますけれども、特定空家等がかなり進むというか、特定条件といいますか、老朽化がかなり進んでいるところについては、法的措置を取ることもある面では必要な場合も出てきているのではないのでしょうか。

危険家屋と判断された特定空家について、上田市では今年2月に代執行による解体を1軒、初めて行い、さらに2軒の代執行を本年度内に行うと報道されておりました。こうしたことについて、青木村としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 空き家の解体の代執行については、報道で取り上げられているように非常に大きな行政課題であるというふうに思っています。村としては、代執行は今までありませんでした。福祉的な要素がある案件もありましたけれども、それも代執行には至ってありません。

空き家の解体につきましては、どうしても個人の所有物ということもありますので、そのところは慎重に取り扱わなくてはいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年4月から土地建物に特化した2つの財産管理制度、すなわち1つ

は所有者不明土地建物の管理制度並びに管理不全状態にある土地建物の管理制度が施行されております。しかし、この制度の難点はいずれも利害関係人、すなわち隣地の所有者や被害を受けている方が地方裁判所に申し立てなければならぬことであると思っております。

この利害関係人を村が代表することはできないものでしょうか。また、この制度を活用して空き家整備を促進することについて、村はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 議員おっしゃられるとおり、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法、空家法の改正によりまして、利害関係人の要件といたしますか、権限といたしますか、明らかになったところがございます。

改正法で、ある程度の権限を市町村長が持ったというふうに解釈ができますので、そこはもし、先ほど来の空き家の解体等が必要になった場合もそれが対応できるというふうに見込んでおります。

ただ、1つ、どうしてもやはり私たちだけの意見ではなくて、住民の皆さんあるいは有識者の皆さんの考えと意見も聴取するような場、空き家対策協議会と言ったらよろしいのでしょうか、そういったような協議会が今、ないものですから、それは設置しなければいけないかと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の御答弁の協議会、大変重要なシステムかなと思うんですけども、それは早急に立ち上げるという予定でしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） 近隣市町村もこの対策協議会があるものですから、私どもの村はたまたま今までそういったことが地域力に支えられて、なかったものですから、そのところはよく研究して、必要であれば早急に対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど来申し上げてきたことの繰り返しになりますけれども、事この問題に関しては、既に御近所の善意に頼る時代は終えんを迎えているというふうに判断すべ

きかと思えます。

村としてどういう手だてをすることで整備が整えられるのか。国土交通省の作成した土地の適切な利用管理のために必要な措置のイメージについてと題する文書がございますが、その中には、求められる対応策の文言があつて、必要に応じて地域コミュニティー等での管理の実施、その場合、関係者が悪影響の除去、すなわち材木の刈取り等を合理的に行えるよう措置し、関係者が適切に管理を実施というふうに文言があります。

ここでいう合理的に行えるよう措置しということがまさに行政が行うことなのではないでしょうか。すなわち悪影響の除去を合理的、合法的に行える。その合法的許可を村として発出する。そして同時にそのための費用措置を講じる、それが村が取るべき合理的措置なのではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長補佐兼移住定住推進室兼副防災危機管理監（小林義昌君） まずは空き家の所有者の方に、この空家法が改正になったということをお知らせしたいと。村のほうでは空き家バンクを創設した際に、固定資産税納税通知書の中に空き家バンクができたというチラシを同封しました。

その際に、ちょっとお叱りをいただいた案件もありまして、しばらく休止をしておりましたけれども、今回、今おっしゃられた国土交通省のチラシを参考にして、空家法が改正になったということで、空き家を活用、悪化の防止、除却というこの三本柱で納得いただけるように新しくチラシをつくりまして、入れたいと思います。

その中で、特に解体については代執行に至ることがないように面接等、助言等を重ね重ねしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 再度申しました法的なことについて、少しかいつまんで分かりやすく言えば、村として、空き家に対して地域で整備をしてもらうとした場合に、その地域で整備をすることを村としてオーケーを出すと、勝手にやったというんじゃなくて、村としてそれじゃ何々地区でやってください、そのために区に対して措置費用といいますか、御苦労賃といいますか、そういったことも措置すると、そういうふうなことも整えていくことがこれから必要な時代じゃないかなというふうに思うことを繰り返しですが、申し述べておきたいというふうに思います。お考えいただければと思います。

以上で2点目の質問を終え、3点目に移ります。

障害者の医療費窓口無料化並びに帯状疱疹ワクチン接種の助成について質問をいたします。

まず、福祉医療費の給付の現状についてお伺いをいたします。

6年前、青木村の福祉医療給付制度の改善を進める会議が村民360名の署名を集め、青木村の子供、障害者等の医療費窓口完全無料化の実現を求める要請書面を携えて、北村村長に要望を伝える取組を行いました。2018年11月のことです。翌2019年3月、青木村議会において、長野県の子ども、障害者等の医療費窓口完全無料化を求める請願を採択し、県に意見書を提出しました。

こうした取組を重ねる中で、昨年8月から、子ども医療費窓口完全無料化が実現したことは周知のとおりです。そうした中、青木村の子供、障害者等の医療費窓口完全無料化の実現を求める要請書面に協力いただいた皆さんからは、子供の医療費が完全無料化になったことは大変喜ばしい、次はぜひとも障害者の医療費窓口無料化を実現してほしいという声が寄せられております。

福祉医療費では子ども医療費のほか、ひとり親家庭の医療費、障害者の医療費などが措置されていますが、それぞれの医療費について、現在どのような給付措置が取られているのか現状をお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

福祉医療費の給付方法につきましてですが、子供の医療費、ひとり親家庭の医療費につきましては窓口での負担が無償化になっております。また、障害者の医療費につきましては500円の自己負担金を負担していただいております。

ひとり親家庭の親の医療費につきましては、医療機関の窓口でお支払いいただいた負担金を後日、全額、申請いただくことなく給付する方式で給付しております。また、障害者につきましては、医療機関でお支払いいただいた負担金を後日、500円を差し引いた額を給付する方式で給付しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 整理するために自分の言葉で言い直して失礼ですけれども、すなわち子ども医療費とひとり親家庭の医療費については、全額が現物給付という形になっていて、ただし、そのうちの親の受給者負担分500円については後に自動償還払いであるということ

でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 子供の医療費につきましては18歳まで、お子さんあるいは障害をお持ちのお子さんも含めまして、窓口が負担金無料になっておりますので負担金はかかりませんが、ひとり親家庭の親の部分につきましては、窓口の負担金は無償になっておりますけれども、一旦医療機関の窓口でお支払いいただき、後日、それを全額給付するという方式になっております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ひとり親家庭の親の医療費の受給者負担部分ではなくて、全額の部分について自動償還ということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 窓口で負担していただいた分を全額給付するという形でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 窓口負担分というのは、受給者負担部分だけではなくて、例えば2割とか3割とかというのを全部一旦払ってもらって、自動給付になるということですね。

同様に障害者医療費についても500円、受給者負担部分を除く部分について自動償還という方式ですよ。分かりました。

子ども医療費については現物給付になっているわけですが、ひとり親家庭については一旦払い込み、自動償還、障害者の医療費についても同様に自動償還払いということになっているわけですがけれども、子ども医療費同様に現物給付という形にならないのはなぜなのでしょう。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

現物給付にならない理由といたしましては、まず現物給付を行う場合に、新たに電算システムを構築する必要があるまして、その費用といたしまして、ひとり親家庭の親分につきましては約300万円程度、障害者の医療費につきましては300万から400万程度の費用がかかるということが1点ございます。

また、現物給付にした場合には、国保のペナルティーの対象になってくる可能性があること、こういったことが現物給付になっていない大きな理由でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） システム改修費に300万とかないしは400万とかということですが、子ども医療費を実施するときにはシステム改修費というのは要らなかったんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 子ども医療費についてはもともと負担金500円を取っておりましたけれども、もともとが現物給付になっておりましたので、それほど大きなシステム改修をやらなくて対応ができたということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 子ども医療費についても7年前に現物給付になったと思うんですよ、500円を除く分について。そのときはシステム改修しなかったんですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 7年前の私、詳細を把握しておりませんが、多分間違いなくシステム改修は行っているというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 1つのことを動かすにはシステム改修はどうしても必要だということで、いずれにしてもシステム改修をすれば、それはできるということですよ。あとプラスペナルティーと、そこは大きな問題だということというふうに承りましたが、それでは、現物給付にすると国庫負担分にペナルティーが科せられ、補助金が減額されるということですが、なぜ国はそのようなばかげた制度を取っているのか。

また、青木村の場合、障害者医療費給付を現物給付にした場合には、減額措置となる額はどれくらいになるのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

国が福祉医療費の現物給付を実施した場合に減額調整を行っている理由といたしまして、市町村が行う医療費の助成事業により、一部負担金を現物給付した場合ですけれども、患者が医療機関等にかかりやすくなり、その結果といたしまして医療費が増加すると。そういった場合に現物給付を実施していない市町村との国庫負担金等の配分上の公平を図るために、減額調整が行われているところでございます。

また、障害者の医療給付を現物給付した場合の国の減額調整のペナルティーの額についてというお問合せですけれども、この算出につきましては、実際に現物給付したときに医療費

がどのくらいの総額になるのか、また、村として保険者の負担金額がどのくらいになるかということを出しななければならないために、実際に現物給付をしていない今の段階でどのくらいのペナルティーの額になるかというのは、なかなか算出が難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） おおよそでも分かりませんか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） あらあらの積算でよければ、子供の医療費にかかっていた減額調整の額から推計いたしますと、例えば障害者の医療費が現物給付した場合に現状よりも多分1.3倍とか1.5倍ぐらいに伸びた場合で想定しますと、約10万円前後ぐらいのペナルティーの額になるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 全額で10万円のペナルティーですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 障害者医療費に対するペナルティーとして、その金額でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 恐れるに足らずという感じがするんですけども、そうは考えられませんか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ペナルティーの額というのは、基本的に本人の負担の軽減につながらないにもかかわらず村の負担金が減らされるというペナルティーですので、10万円程度という額ではございますけれども、これをペナルティーを村が受けるということによって、実際、障害者の方の負担には全然貢献していないにもかかわらず村が負担を被るという点が1点ございますし、あともう一点、先ほど言いましたように、ペナルティーのほかにはやはり大きな理由としましては、システム改修の費用が数百万かかるという点が大きくございますので、その両方を併せてなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 障害者のメリットにはならないというふうに関、課長おっしゃいましたが、そんなことはございません。障害者の方からはぜひとも現物給付にしてくれという声がか強く聞かれています。それはそのとき、言わばお金を立て替えて出すわけですけれども、そうしたことがどれだけ困難か、そうした実態をやっぱりつづさに感じ取ってほしいなというふうに関思います。

それから、ペナルティー10万、そこは評価はあれにしますけれども、先ほどの300万、400万のお金のシステム改修にしても、いつかそのことをすれば、子ども医療費はそれをやったわけですよ。そしてまた、先ほどのペナルティーですが、子供の医療費のときも、7年前にはペナルティーがかけられていたわけですよ。それでも村はやったわけですよ。そこに村の子供を大事にしようという姿勢が表れていたがじゃないですか。

あわせて、先ほど課長のほうから、国はなぜペナルティーを科してくるのかという理由として、一部負担金を現物給付にしていけば医療にかかりやすくなる。そうすると医療費が増えていくからだというお話だったと思うんですが、逆をいえば、こんなにひどい話はないですよ。すなわちかかりやすくしないために、障害者が医療にかかりたくてもかかりにくくするために、国はペナルティーを科している、そういうことになりますよね。

どうしたことなのでしょう。これは課長に迫ってみても仕方がないことですが、まさにそういうことが制度の問題としてあるんじゃないでしょうか。だからこの間、子供の医療費については国もペナルティーを科さないということになったわけじゃないですか。

これはそうした自治体が多くなってきた。そして子供のことを大事にした政治を行っていかうというふうな見地に立ったときに、これまでのペナルティー政策は誤りであったということに関国が認めたからにはほかなりません。

そういう点では、障害者の医療費についてもやはり一步前に進めるべきではないでしょうか。村がその先陣を切ってほしいと私は思います。そのことが障害者についても子供に対しても大事にしている村なんだ、そのことの姿勢を明らかにすることなのではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村长（北村政夫君） 18歳以上の障害者についてでございますけれども、障害者イコール弱者ですよ。本当に私も今までいろいろ子供の医療費を含めて、県内でも先駆的にこういうことには積極的に取り組んできたというふうに関思っております。

県内で、私ども調べたところでは、市町村で現物給付をしているところは、今のところないわけでございます。額がというようなこともありますけれども、国・県から今後どういふふうに動くのかな、動いていくのかなということも注視してまいりたいと思いますけれども、今までの流れからいって、人に優しいという村づくりの中では考えていかなければならない課題だというふうには思っております。

しかし、課題もないわけではございませんので、その辺を含めて総合的に課題とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、村長の課題にしたいというお言葉に気持ちを強くしたところがございます。ありがとうございます。

繰り返しになりますが、子供の医療費についても村をはじめ、多くのところが先行した、そういう中で国がついてきた。それが制度が実現する道筋なわけですね。残念ながら、本来的には国が先にしなければいけないことを各自治体が行うことによって国を引っ張る。それが制度化実現のこれまでの足取りでした。

そういう点からも今の村長の御答弁に期待を寄せ、村としてまず一步を踏み出してほしい。他の市町村がというお話は分からないではありませんが、県内ではまだ一つもやっていないということも存じ上げておりますけれども、村がそのまず第一歩を記してほしいというふう

に切に願わざるにはられません。

埼玉県、石川県、千葉県、福島県などでは、全県的に障害者医療費の現物給付化が広がっています。青木村においてもぜひとも県内の先陣を切る制度化を望みます。

続いて、带状疱疹のワクチン接種について伺います。

この件に関しましては、昨年6月議会の一般質問でも取り上げた経緯がございますが、以後、この1年間で状況が随分進展してまいりました。そうした状況の変化について伺う前に、まず村内の带状疱疹の罹患状況についてお伺いしたいと思います。

私の耳に届いているだけでも、この1年間に带状疱疹に罹患し、大変な思いをされたという方が何人もいらっしゃいます。ある方は突然、頭部に大変な痛みを覚え、脳血管障害を疑って医療機関を受診したところ、带状疱疹と診断され、鎮痛剤を服用しながら、繰り返し襲ってくる痛みを耐えたといえます。

また、別の方は、やはり頭部に同様の痛みを覚え、脳神経外科、内科、皮膚科と医療機関を転々とし、带状疱疹と診断が確定するまでに1週間以上を要し、額に湿疹の痕が残ったと

いいです。さらに別の方は、脇腹から腰にかけて発症し、4か月以上も痛みが取れず、外に出て仕事ができずに家に閉じ籠る生活となり、秋まき野菜の作付が遅れてしまったと聞きました。

そうした方々からは一様に、こんなひどい痛みに襲われると知っていたら、予防注射を受けておけばよかったという言葉が聞かれました。加えて、予防接種の補助を村でぜひともつけてほしい、何とかしてほしいと要望されました。

こうした苦しみを味わった带状疱疹罹患者が村内に大勢いらっしゃったのではないのでしょうか。村として把握している状況を教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

带状疱疹につきましては、感染症法上の届出疾患ではないため、感染者の正確な人数を把握できませんけれども、青木診療所に確認いたしましたところ、令和5年度で21名、令和6年度は12月2日時点でございますけれども、15名の方が带状疱疹で診療所を受診したということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 課長、この数字というのは多いですか、少ないですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 私、最初にこの数字を聞いたときに、予想外に多いかなというふうに思いました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

私も課長から今、その数値を聞いて、ある意味びっくりし、ある面、そうなのかという当然感も覚えたところです。

と申しますのは、国立感染症研究所がまとめ、厚労省管轄の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会に提出された資料、带状疱疹ワクチンファクトシート第2版というのがございますが、そこには日本人の罹患率について85歳の人の約50%が带状疱疹の罹患歴を有し、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推計されていると記されています。

そしてまた、1997年から長年にわたって継続し、データを積み上げている世界で最大規模の带状疱疹の疫学調査、宮崎スタディというものがございますが、その研究データによれ

ば、人口1,000人当たりの年間発症率は、1997年3.61人であったものが2020年には6.50人と倍増し、2022年の年齢別発症率は60代で9人、70代で10人を超えています。

本年3月31日現在の本村の65歳以上の人口は1,638人ですので、宮崎スタディの数値をそのまま本村に当てはめれば、65歳以上の方のうち年間15ないし16人が带状疱疹に罹患し、苦しんでいることとなります。

さらに、村の全人口から換算すれば、年間26人ほどが罹患することとなります。まさに先ほどの課長の御答弁とほとんど似た数字になっているんだなというふうにも実感をしたところでございます。ワクチン接種の助成を速やかに始めるべきではないでしょうか。

続いて、ワクチン接種に関するこの間の動向についてお伺いします。

先ほども申し述べましたように、この間、带状疱疹のワクチン接種に関する状況は大きく変化してまいりました。この1年間でワクチン接種の助成を始めた県内の自治体はかなりの数に上っているかと思えます。県内の実施状況を御説明ください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

県内の市町村で、带状疱疹ワクチンの接種の助成をしている市町村は21市町村と認識しております。このうち15市町村につきましては、令和6年度になってから助成を開始したというところでございます。

また、その21市町村の中で補助金額につきましては、このワクチンについては不活化ワクチンというワクチン、あと生ワクチンというワクチン、2種類ございます。不活化ワクチンというのは効果が10年ほど効くという話ですが、その代わり、1回の接種に約2万2,000円程度かかって、これを2回接種しなければいけないと。

生ワクチンは5年程度の効果ですが、1回の接種で済むというワクチンでございますが、この補助金額につきましては、今申し上げました1回2万2,000円程度かかる不活化ワクチンにつきましては1回当たりおよそ1万円から1万1,000円程度の自治体が13町村、6,000円が4市町となっております。

また、1回1万円程度の生ワクチンにつきましては、およそ3,000円から5,000円の補助額の市町村が多くなっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 県内の状況をつぶさに調べていただき、ありがとうございました。

私も同様に調査をさせてもらったわけですが、生ワクチンの場合、上限最高値は平谷村の8,000円、不活性化ワクチンについては2回分合計が一番多いのは御代田町、平谷村の3万円という数値かと思っております。あるいは8割を助成するというふうになっている自治体もあるというふうに把握をしております。

さて、このように先ほどの課長答弁でもございました今年になってから15自治体の実施を始めた。全体で21ということですが、このようにワクチン接種自治体が急速に拡大したのは、国の動向を考慮し、その先取りをしたものと考えられます。国では定期接種化に向けた動きが出ていると思いますが、その点についてご説明願います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

带状疱疹ワクチンの定期接種につきまして、令和6年6月に開催されました国の厚生科学審議会ワクチン評価に関する小委員会におきまして、带状疱疹ワクチンの安全性、有効性、費用対効果が良好であるということが確認され、定期接種化について妥当という方向性が示されました。

現在、国の厚生科学審議会の予防接種基本方針部会において接種の目的、対象年齢、使用するワクチン等について定期接種化に向けた審議が継続されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、御答弁いただきましたように、国では来年4月の定期接種化に向けて動いているというふうなことでありますが、この動きを村ではどのように御覧になり、そして青木村としてはどのような制度化を図るおつもりかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 担当課長が今、答弁いたしましたように、今年になりまして急激にこれが各市町村で増えてまいりました。私ども、事務的にもこういうような市町村の動き、国の動きを見て、何か前向きに考えていかなければならないというのは、ずっと1年間議論してきたところでございます。

今、答弁申し上げましたように、厚生科学審議会の予防接種基本方針部会では、これが前向きに検討されているということでございますので、来年度に向けて国の動きを注視していくということと併せまして、これが決まりますれば、村といたしましてもできるだけ早急に、助成制度について考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、4月以降でなければ、村としては動けないということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国の今言った厚生労働省の下部部会でやっておりますので、いろいろ新聞報道もこのところ盛んにされておりますけれども、来年度をにらんでというのが今の私どもの考え方でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） つい先日、12月6日になってのことで、報道によれば、厚労省の関係者が明らかにしたということで、国の定期接種化については来年4月からに向けて、65歳の定期接種化をし、そして経過措置として5年間、70歳以降、5歳刻みの年齢になった人を対象にするという報道があったところでございます。

そうしますと、例えば今年70歳になった人は75歳まで受けられないわけですね。5年間待たなければならないという形になるかと思えます。そしてそれ以降、5年間以降は65歳の人しか受けられないということになるのかなというふうな感じを受けたんですが、先ほど課長が報告してくれた21自治体の制度については、全ての市町村が50歳以上を対象にしているかと思えます。

つまり、どの年齢でもいつでも受けられるという制度かと思うんですが、この点と今回の厚労省関係者の聞き取りという点での整合性をどのようにお考えか、村としてはどうするおつまりかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えします。

今、議員御指摘のように、12月6日の報道で、来年4月から65歳以上を対象にし、65歳以上の者については5年間の経過措置を設け、その間で5歳刻みを対象にするということでございます。そうしますと、これも議員御指摘のように、ちょうど70歳になり、その年齢になったときには5年間待たなければならない方が出てくるということもございます。

ですので、青木村といたしましては、国の検討の内容は国の検討の内容といたしまして、国はこういった方針で行うということが出ましたら、それを踏まえまして、県内の他の市町村で今現在接種を行っている市町村の状況等を勘案した上で、青木村としてどのような制度を構築していくか等を検討したいというふうに考えておりますので、国の制度にのっとり、

それをそのまま青木村で行うということではないというふうに理解していただければと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それを聞いて安心をいたしました。

そうしますと、他の先行している21自治体の実施状況を踏まえて、それに近いような形あるいはそれを超えるような形で、実施をする予定だというふうに考えているという理解をいたしました。

あわせて、先ほど最高額について、上限額についてお話をしましたが、既に21自治体は先行しているわけで、やっぱり要は言うなれば、悪い言葉ではありませんけれども、青木村はその21自治体に対して見れば、後れを取ったかなというふうな思いもするところでもあります。

そういう点では21自治体を参考に、それを超える最高額というか、内容を最高のものにした形で、そして、できますれば、すぐにでも打ちたいというふうに思っている方が何人もいらっしゃると思うんですね、これだけ罹患状況が激しくなってくると。そういう点では、例えば4月実施としたとしても1月に遡って、遡及して助成をするというふうなことは考えられないのか、その辺について最後お聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） タイミングよく厚生労働省の関係者の発言がありました。その中では当然のことながら、御案内のとおり、100歳以上の方に関しては7年度に限り全員というふうになっております。

先行する市町村と国との5歳刻みの関係は今、答弁したとおりでございますけれども、もう一つ、私どもはまず行政全体を考えなければなりませんし、村の財政状況も考えなければなりません。

そして、特に今の国の御案内のとおり国会運営の中での市町村への交付税について、あるいは103万円による地方税の減額などなどありますので、総合的に考えていかなければならない立場に私どもはあるわけでございます。

しかし、私も今回、初めて承知したんですけれども、高齢者の3分の1がなるというこの数字が私はびっくりでございます、そんなに数字があるのかなというふうに思いました。そういうようなことを全体、勘案しながら、来年度当初予算、実は選挙の年は骨格予算になるんですよね。ここをどうしようかというのはずっと今、悩んでいたんですけれども、そんなことを含めて、今の議員さんたちの御理解をいただくようなことも考えながら、総合的に

考えてまいりたいと思っています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

村民が期待が持てるように、そして健康に過ごせるためにぜひともすばらしい制度となるようにお考えいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上、3点にわたりました私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

15時15分再開をお願いいたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（松澤正登君） それでは、続けます。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（松澤正登君） 7番、金井とも子議員の登壇を願います。

金井議員。

〔7番 金井とも子君 登壇〕

○7番（金井とも子君） 議席番号7番、金井とも子でございます。

私の質問は2問です。2問とも一括しての質問ですので、村長さんはじめ担当の皆様の御答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、ボランティアの会についてお伺いします。

青木村にもボランティア活動をする会があり、現在はボランティアグループあおきとして活動されています。さて、ボランティア活動とは皆様御存じのことですが、自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する行為のことで、他の人や社会のために取り組む活動を指しま

す。ボランティアは地域や社会をよりよくする活動であるのと同時に、活動する人自身の成長にもつながる力を持っています。そもそもボランティアが日本で広がったのは、ボランティア元年と呼ばれる1995年から阪神淡路大震災の様子をテレビなどで知り、ボランティアが全国から被災地に駆けつけました。それがきっかけとなり、ボランティア活動が市民の間で浸透したと言われているようです。

地域のボランティア活動は、各種あるようになっています。1つとして、まちづくり、まちおこしボランティア、2つ目として、子供・青少年育成ボランティア、3番目に地域安全ボランティア、4番目に自然・環境保全ボランティア、5番目に保健・医療・福祉ボランティア、6番目に芸術・文化・スポーツボランティア、7番目に災害救助支援ボランティア、8番目に国際協力・交流ボランティアなどです。このような活動を通して、自分自身を幸せにしてくれる社会参加活動がボランティアであると、ある大学の社会福祉学のホームページに以下のように記載されておりました。

まず、「人は支え合うことに喜びを感じるすばらしい生き物です」。この「すばらしい」のところは、私めが追加いたしました。私たちは、社会と関わりながら生きている生き物です。個人差はありますが、他者と関わり、支え合うことに本能的に喜びを感じるものです。例えば、社会に参加する活動にボランティア活動がありますが、これは社会に貢献するだけでなく支え合う喜びという幸せを自らに与えてくれます。加えて、人はコミュニティーに所属し、そこで認められると自信や自己肯定感を得られる傾向があるので、ボランティア団体に入り、活動することもポジティブな感情を育みます。

所属するコミュニティーに認められることと自己肯定感の関係について、公立中学校2年生を対象にした調査研究があります。先生に自分の長所を認めてもらっている、友達に好かれている、家族に愛されていると感じている中学生は自分に自信がありました。一方、家庭の経済状況や将来の夢と自己肯定感の高さにはあまり関連が見られませんでした。つまり、自分を好きになるにはお金や夢の有無よりもコミュニティーの中で認められていると感じることが大切だと考えられます。こうした感覚が持てると安心感や心の安定も得られ、それが幸福感につながりますとのことで、ボランティア活動はその一端を担っていると考えられます。

話は変わりますが、去る12月1日に令和6年度上小ブロックボランティアフォーラムが青木村のボランティアグループの代表が実行委員会委員長となり、青木村の文化会館において開催されました。私は、名前ばかりの会員ですが参加させていただきました。大変大勢の皆

様、約100名ほどが出席され、15グループに分かれて、「これからのボランティア活動についてみんなで考えよう」をテーマに公益社団法人長野県社会開発センター上小支部のシニア活動推進コーディネーターの下倉亮一氏を講師兼ファシリテーターとして、会の進行役をしていただきました。上田市、長和町、青木村の実践発表や地元入奈良本の方の「青木村の今昔、住民の語りに学ぶ青木村の暮らし」のお話などもあり、盛大に開催されました。グループでの話し合いでは、それぞれの地域での状況をお聞きすることができ、ごみ拾いや寄り合いの場、いきいきサロン、花壇の手入れなどボランティア活動の幅の広さを実感し、皆頑張っていることがよく分かりました。

さて、青木村でも青木村ボランティアの会が33年余という長きにわたって、地域の福祉向上のために活動されてきましたが、今年3月末をもってその活動を終わられました。その経緯、またその後の状況などについて次のとおりお伺いいたします。

1番目に、青木村ボランティアの会はボランティア活動の広報紙を出されるなど、一時期は大変活発に活動されていましたが、惜しむらく活動を終えられました。終えられるに当たっては、いろいろな面から存続の方策を探られ葛藤されたことと思います。任意のグループですので、法的に拘束されるものではないので仕方がないと思いますが、その活動終了の経緯、理由などどのようなことからこの結論に至ったのかお伺いします。

2番目に、9月の青木村の広報に掲載されていましたが、青木村ボランティアの会より青木村の福祉政策に活用いただきたいとの趣旨で、青木村善意銀行に御寄附をいただきました。この善意銀行とはどのようなものなのか、どのような運営形態なのか、御寄附の用途などを御説明いただきたいと思います。

3番目に、青木村ボランティアの会が終了しましたが、志高く、まだボランティア活動をしたいと希望される声も多々あったとのことで、その後事務局を置く村の社会福祉協議会の御指導により、新しい組織で活動を始められています。それに至った経緯と現在の活動状況を御説明ください。

4番目に、志高い方々ですが、少人数の会ですので、活動の制限もあろうかと思いますが、これからの会の運営や村のボランティア活動について、近い未来に向けての展望をどのように考えられているかお教えいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから質問の1から3についてお答えい

たします。

青木村ボランティアの会の活動終了の経緯等についてでございますが、ボランティアの会の皆様方におかれましては、33年という長きにわたりまして高齢者施設への訪問、村の環境美化活動、節分祭等での餅つき大会等、多くの事業に御協力いただきました。大変感謝しているところでございます。一時は100余名の会員がおりましたが、ここ数年はコロナ禍により思うような活動ができず、会員数の減少と会員の高齢化等により会の存続が難しくなり、令和6年3月15日の総会で解散を決議したということでございます。

2点目の善意銀行についてですが、善意銀行は平成22年に村内の企業からの寄附金を原資としてスタートし、その後匿名の個人や企業、団体等から寄附金を頂き運営してまいりました。誰もが自分の幸せを願うとともに、地域のために何か少しでも役に立ちたいという温かい善意の気持ちから頂きました寄附金は、地域支え合い事業や災害の備品購入、ボランティアグループ、福祉団体等の活動に有効活用し、広く社会福祉の増進に役立てております。運営は、青木村社会福祉協議会の理事及び評議員の代表による運営委員会により活用方法等決定しております。

3点目の新たなボランティア組織について、設立の経緯、状況と活動状況等についてですが、令和6年3月末で青木村ボランティアの会は解散しましたが、何かしらボランティア活動を通して地域に貢献したいという思いから、令和6年4月にボランティア活動に関心がある方24名ほどでボランティアグループあおきを立ち上げ、まずは身近な自分たちでできることから始めようということで活動を開始いたしました。活動内容といたしましては、施設で使用する布切りボランティア、フードバンク事業の食料品等の受入れ処理といった活動を行っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 私からは、4点目の新たなボランティアの今後の展望について答弁をさせていただきます。

33年間の長い活動を行ってこられました旧ボランティアの会のアラカワ会長さんをはじめ会員の皆さんには御慰労と感謝を申し上げたいと思っております。そういう中でありませけれども、新たなボランティア活動が芽生えたことは青木村の将来に明るい展望が持てるものだと思っております。

この会の今後の活動の方向性については、会員の皆さんで検討を行っているとお聞きしております。今、金井とも子議員からも御質問がありましたように、12月1日に青木村で開催されました上小ブロックボランティアフォーラムでは、近隣市町村から約100名もの参加がございましたが、ボランティアグループあおきの代表者が実行委員長としてフォーラムを運営されておられました。会の日常的な活動とともに、いつ起きてもおかしくない大規模な災害への対応にも期待をしているところではありますが、まずは自らができることをできるときにできる範囲内で行っていかうというボランティアグループあおきの設立の趣旨を尊重しながら、新たに立ち上がったこのボランティア活動の芽が地域に根差した継続した活動として成長していけるように社会福祉協議会等関係団体と連携し、支援してまいりたいと考えております。

○7番（金井とも子君） 御答弁ありがとうございました。

身近な地域や学校、企業といった様々な場面における福祉やまちづくり、スポーツ、文化、芸術や環境、国際協力などボランティア活動は多様な広がりを見せています。個人の自発的な意思から始まるボランティア活動には決まった形はありません。いつでも自分のことから参加することができます。ボランティア活動は、地域社会をよりよくしていくことに役に立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っています。誰もがボランティア活動できる地域社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造するために、社会福祉協議会の役割は大変大きなものがあると考えます。

当村の少人数での社会福祉協議会は、困難で厳しい点多々あろうかと思いますが、今後とも新たにできましたボランティアグループあおきの発展、継続のために御尽力をお願いしたいと思います。

以上で、これについての質問は終了させていただきます。

次に、2番目の青木村と東急グループについて質問させていただきます。

青木村では、東急の創始者として五島慶太氏を名誉村民とし、各種の顕彰事業を展開しています。令和5年第1回定例会で同様な質問が塩澤議員よりされていますが、関連することなど再度お伺いをいたします。

今後どのように事業を拡大していくのか、展望などをお聞きします。ちょっと質問の事項とかけ離れた内容もありますが、関連している質問と御理解いただき、答弁をお願いいたします。

1つ目として、いろいろと企画展を開催され、活発のように感じられますが、五島慶太未

来創造館の来場者の状況などをお教えてください。

2番目として、五島慶太未来創造館で今まで開催された企画展とその検証の結果はいかがだったのでしょうか。クイズ形式で検索できるVR機能を持つコンピューターソフトを開発したとのことですが、その後の活用はどのようになりましたでしょうか。

3番目に、東京の五島美術館には国宝級の美術品が所蔵されており、交流ができるとメリットがあると思われまますので、連携をされてはいかがでしょう。国宝級となりますとセキュリティの点からも難しいかもしれませんので、あまり輸送や展示に神経を使わなくて済む展示品などお借りできるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

4番目に、村内でもまだ入場したことがないという方を見聞きします。今後の五島慶太未来創造館への入場者の増加のために予定されているアクションや計画がありますでしょうか。NHKの大河ドラマの「光る君へ」に関連した源氏物語の写本など閲覧させていただきましたが、今後も私だけでなく大勢の皆さんがわくわくするような企画の予定はありますでしょうか。

5番目に、東急グループ様の研修施設が五島慶太氏生家跡に以前に似せて復元と言っているのかわかりませんが、建設されました。この研修施設の村への効果はどのようなものがありますでしょうか。また、一般の方の見学は可能なのでしょうか、お教えてください。

6番目として、小学校6年生の修学旅行では東急本社の見学などさせていただいていますが、今後東急グループ様との連携はどのようなことを考えておられますか。東急さんは大大企業なのですが、青木村を将来にわたって考えていただけるのでしょうか。

7番目として、実現が難しいとは思いますが、村への東急グループ様関係の企業誘致などの予定はありませんか。グループは216社と7法人というもう本当に大きいグループで難しいかなというふうに思いますけれども、東急建設様が割と青木村にいろいろと関係されて、ちよくちよくお名前を伺ったりしておりますけれども、そんなことで企業誘致等ちょっと考えてみていただけるといいかなと思いますので、いかがでしょうか。

それから、8番目に東急グループ様の質問から少しずれています、ボランティアの質問でしたほうがよかったかなというふうに思っているんですけども、かなうならば東急様の研究施設や五島慶太未来創造館の観光からちょっと考えつきましたので、お聞きいたします。

長和町議会との交流会が過日ございました。その際に、和田宿を訪れました。そこにはコンシェルジュが設置されていまして、宿場内を案内していただきました。古い宿や本陣などについて説明があり、大変分かりやすく、歴史の勉強になりました。個人で見学するとただ

通り過ぎてしまいがちで、写真を撮っておしまいなどとなりがちですが、これはすばらしい観光業務だと感心しました。

前にも、道の駅に案内人を設置してはいかがとの同僚議員からの提案などもあったように記憶していますが、村でも同様な案内人を要請し、設置することはできないでしょうか。

大法寺の三重の塔は住職様がいらっしゃるのですよとして、さきに申し上げた五島慶太未来創造館ほかや村の美術館、村松殿の居館跡、村松の宝篋印塔、義民の話と墓、子壇嶺神社や恋渡神社、殿戸の日吉神社などの神社、おたやさまのお姫様の墓、石芋伝説や夫神山の雨乞い伝説などの説明、このようなことを説明するところなどは何もない青木村と置いていたけれども、このない頭をひねってみましたら、次々と以上のように思いつきました。

まだまだあると思いますけれども、コンシェルジュ、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 2点目の青木村と東急グループについてのうち、6番と7番について私から答弁をさせていただきます。

まず、6点目の東急グループとの連携についてでございますが、五島慶太翁の顕彰活動が短期間のうちに大変大きく盛り上がり、そして定着しておりますこと大変うれしいことであり、また関係の皆さんに厚く感謝を申し上げたいと思っております。

このような活動は、地元のみが熱心に行っている例が少なくない中で、翁の顕彰活動は外部の東急関係者の方々の非常に熱い思いによりまして、青木村との関係を構築していただいております。感謝を申し上げたいと思います。

昨年度より役場の職員を中心に東急グループが実施している取組、あるいはイベントについて学び、東急グループとの連携に理解を深めていくことを目的として研修会を実施しております。今月の広報あおきでもその内容について報告をさせていただいております。今年7月、渋谷区長さん、それから東急の野本代表のお立会いの下にハチ公の出身地であります東急グループと関係の深い秋田県大館市と防災協定を締結いたしました。鉄道沿線地域やホテルの所在地等、東急グループにゆかりのある自治体などと防災面に限らず観光、産業といった分野でも一緒に取り組んでいければなというふうに思っております。

今後も東急グループをはじめいたしました関係団体と連携し、よりよい地域づくりに必要な事項において、青木村が不足しております部分であります人材、情報、経験などを補っ

ていく形で連携事業を進めていかれればと考えております。

7点目の東急グループの企業誘致についてでございます。

東急グループの企業誘致については、大変興味深い御質問をいただきました。昨今コスト削減や様々な優遇制度を活用できるというメリットが生まれることから、地方に本社機能やオフィスを移転する企業も見えてきました。

東急グループは220社が相互に関係性を持ちまして、グループ全体で鉄道、不動産、ホテル、サービス業、小売業を行っております。そのうちの特定の1社を誘致するという事は、なかなか難しいと思われませんが、近年働き方改革によりましてリモートでの仕事が可能になっている中で、グループ全体でワーク、労働ですね。それからバケーション、休暇を一緒に行うワーケーションができる施設や企業でなく学校法人であります五島育英会の東京都市大や亜細亜大学とのサテライトオフィスの誘致など、東京に比較的近くて豊かな自然に恵まれた青木村の環境を生かしてできることを考えてみたいと思っております。既に供用を開始しております東急グループ慶太塾は、その先取りをした施設ではないかというふうに思います。東急グループと青木村双方にとってメリットのある取組ではなくてはなりません、今後の研究課題とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） じゃ、私から1番、2番、3番、4番、8番について回答させていただきます。

まず、1番の来場者の状況ですけれども、令和2年の開館から今年10月末までに2万5,447名の来館がありました。2万6,000人ですよ。うち子供たちが3,028となっています。東急の関係者には一応御本人のお名前を書いていただいているのですが、この人数ですと1,497人ということになってはいますが、書いていただけておられない、実際はその家族ですとか、都市大、亜細亜大の学生さん、東急沿線の方などを含めると、初めて青木村を訪れる人はかなりの数になると思われまして。さらに、慶太塾に参加される方も今後ますます増えていることが見込まれております。来られた方のほとんどが道の駅を訪れてくれておりまして、観光の面からも、また企画展等による文化の面からも五島慶太未来創造館は大切な青木村の資源として位置づいていると考えています。

次に、2番目ですけれども、企画展とその検証は、コンピューターソフトの活用はというところでありますが、令和3年3月からこれまでに10回の企画展を開催しました。その内訳

は、五島慶太や東急をテーマにした企画展が5回、地域の歴史をテーマにした企画展が5回ということになっています。1日当たりの人数が多かったのは、渋沢栄一と五島慶太、紫式部と源氏物語の世界、ナウマンゾウの化石の企画展でありました。大河ドラマ関連など、その時期に合ったテーマを扱った企画は来館人数が多くなる傾向がございます。

あわせて、コロナのために見送っていた人が集まるイベント、大勢が集まるイベントを令和5年から解禁しました。昭和の遊びを楽しむイベント、雅楽の演奏会、縄文時代の道具を扱う体験学習など体験型のイベントを開催いたしました。今年の春、紫式部展に合わせて行った雅楽演奏会には約100人の参加がありまして、「勉強になった」とか「面白かった」など満足度の高いコメントをいただきましたので、こうした体験型、参加型のイベントを増やしていきたいと考えています。

また、VRについてですが、コロナの状況を踏まえて、東急グループの社員向けにインターネットで未来創造館にいる感覚を体感いただけるVRを開発いたしました。東急の人事課に東急専用としてお渡しし、現在も研修で活用いただいております。青木村では未来創造館のホームページに掲載してありまして、インターネット上で公開しております。

次に、3番目の東京の五島慶太美術館、五島美術館と連携されてはいかがかということに関してであります。五島美術館はお話があったように国宝ですとか、重要文化財級の貴重な資料を扱う施設ですので、美術品を借りて展示するにはちょっと青木村では苦しいかなと思っております。

でも、今お話がありましたように、そういう実情を踏まえて貴重な美術資料を借りる以外の方法で連携を行っております。例えば、今年の企画展「紫式部と源氏物語の世界」では、国宝源氏物語絵巻、国宝紫式部日記絵巻のレプリカの展示をいたしました。見ていただいたとおりであります。また、五島美術館のオリジナルカードの販売もいたしました。国宝源氏物語絵巻を高精度の4K画像で見られる映像資料もお借りしています。このように国宝の実物は展示できませんでしたが、その代わり議員さんのお話にありましたように、通常であれば7日間ガラス越しでしか見ることのできない国宝をレプリカとか映像という形で手の届く距離でじっくり見てもらう展示ができたと考えています。レプリカだからこそ実演できた展示だと思っております。

また、令和3年には五島慶太の肖像画を寄託いただいております。このように、レプリカの借用ですとかグッズ販売など、無理なくできる範囲での連携を長く続けていきたいと考えています。

次ですが、今後予定されている計画は、村内でも来ない人がいるということに対してですが、五島慶太未来創造館は交流の拠点であると同時に、資料を収集、保存、公開することによって社会教育施設としての意味合いを持っております。その対象となる資料は、五島慶太や東急に関連するというものだけではなくて、青木村や地域についての資料も含まれています。展示のテーマも五島慶太や東急に関わる内容と、さっきからお話ししているように青木村や地域に関わる内容の2本の柱を意識して企画しています。

例えば、今年は源氏物語絵巻をテーマにした企画展のほかに、青木村の古代の暮らし、青木村出身の栗林一石路をテーマにした企画展を開催いたしました。来年度以降も地域資料館としての役割も意識しながら、青木村の古墳時代や東山道、田沢・沓掛温泉の歴史、五島慶太と信州とのつながりなど、地域の方にも身近に感じていただけるような内容を考えております。

あわせて、東急にゆかりのある方や鉄道に興味がある方にも広く興味を持ってもらえるよう五島慶太関連や鉄道関連のテーマも検討しております。東急グループをはじめとして、各地の自治体の博物館など様々な機関と連携することによって、取り扱う資料や情報の幅を広げながら展示の質も高め、集客につなげていきたいと考えています。

また、幅広い世代に親んでもらえる施設となるように、子供たちが楽しめるワークショップやイベントを参加型、体験型の企画等も先ほど申しましたように検討していく予定でございます。

次に、最後ですが8番目、長和町のコンシェルジュはとてもよかったと。同様の案内人を養成したらどうかということではありますが、青木村の文化財について説明役をお願いしていた方が沓掛貞人氏でございました。休日に図書館にいていただいて、説明の要請があったときに対応していただいておりましたが、今年1月に御逝去されました。村では、10月にこれまでの講演会や広報への寄稿文を基に冊子としてまとめ、教育委員会や図書館に収蔵してございます。大切な資料として、これからも参考にさせていただきたいと思っています。

また、具体的に人ですけれども、現在は古代史ですと永川さん、それから五島慶太未来創造館は宮澤さんというように、その場合、その状況によって対応を分けて人をお願いしていくという状況でございます。

養成については、大変貴重な御意見をいただきましたので承ってまいりたい。今日のところは承ってまいりたいというふうに回答させていただきたいと思います。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（松澤正登君） 塩澤事業推進室長。

〔総務企画課担当課長兼事業推進室長 塩澤和宏君 登壇〕

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、私のほうからは5番目の東急グループ慶太塾の効果と一般の方の見学は可能かという御質問について御回答申し上げます。

東急グループ慶太塾につきましては、一般社団法人東急グループ慶太塾という法人が設立されまして、現在管理と運営をいただいております。また、令和5年度より地域活性化企業人として東急株式会社から青木村に派遣されている社員の方も運営の一部を担っていただいております。

今年度は、この法人の主催の定期講座として、東急グループの経営者の予備軍であります部長クラスの研修が全3回実施されました。来年度につきましては、この部長クラスの定期講座が年間5回、また中堅クラスの課長クラスの研修が10回予定されており、昼食ですとかお土産については、道の駅あおきを中心に御利用をいただく予定であります。そのため経済的效果ももちろん来年度は増えると予想しております。

次に、一般の見学についてなんですが、毎月第4土曜日に予約制なんですけれども、御予約をいただければ見学ができる仕組みになっておりまして、令和6年度につきましては、約180の方が見学をいただいたということをお聞きしております。

そのほか東急グループの関係の皆さんが地域活性化企業人の方の御案内で、施設見学で来村されております。直近の実績を申し上げますと、11月17日にはキャピトル東急ホテルの関係者の方が10名、同18日は東急総合研究所の関係者が8名、22日には東急グループ親和会、親和会というのは協力会社の集まりの団体の皆さんとお聞きしております。こちらが大型バス2台で60名、12月3日には東急不動産ホールディングスの関係者10名、4日には五島育英会の理事長はじめ8名など、直近だけで多くの皆さんが御来村いただいております。

昨年度から運営しておりますこの東急グループ慶太塾の経過としましては、先ほど教育長答弁ありましたとおり、未来創造館とセットで御見学いただくことで、それぞれの施設の来場者が、見学者が増えたということと、東急グループとの関係性を深めるための重要な施設であるということと、最後には道の駅あおきをはじめとして青木村に経済的な効果が大きくあるという施設でありますので、今後も村としてできる応援はしていきながら、未来創造館を含めて五島グループ慶太塾も有効的な活用ができるように協力していきたいなと思っております。

私からは以上です。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 大変私が想像していた以上に大変いろんなことをなされていて、本当に驚きました。また、殿戸の研修施設も大勢の方が見えておりますし、経済的な効果もすごいなと思います。道の駅の品物をもっと充実させなくちゃいけないんじゃないかと思っちゃったんですけども、本当に素晴らしいですね。また、五島慶太未来創造館のほうも随分いろいろと企画されておまして、もう私の想像以上でございます。本当に素晴らしいです。本当にこれからもいろいろな役場の職員の皆様、優秀な頭脳でいろいろ考え出していただけたらありがたいなというふうに思います。

本当に大きさも格も違う東急グループ様ですけども、このような小規模の村に対して今後も末永く継続してお付き合いをいただけるのかということが少々老婆心ながら、漠然とちょっと心配しますというか、危惧する点がありましたので御質問させていただきました。しかしながら、この心配はすっ飛ばしちゃいましたね。本当に素晴らしいです。

北村村長さんは、次期村長選に出馬されると表明なさいましたけれども、143号青木峠バイパスや東急グループ様との今後の連携など継続の課題もありますので、健康に御留意いただき、将来に向けてさらに青木村を住みよい村にさせていただくことを目指して出馬していただきますようお願いし、質問を終わらせていただきます。大変真摯にお答えいただきまして、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 金井議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告いたしました1点、青木村の脱炭酸に向けた対策について、こちらのほう御答弁よろしくお願いたします。

世界的な気候変動による干ばつ、豪雨災害、気温上昇などは、私たちの暮らしに大きな影

響を及ぼす可能性があります。この原因は、太陽活動の変化や大規模な火山噴火による自然現象によるものもございいますが、1800年代以降は人間活動によるもので、その中でも化石燃料の燃焼が主な原因とされています。化石燃料を燃やすと温室効果ガスが発生し、地球を覆う毛布のように太陽の熱を閉じ込め、気温が上昇します。その対策として、我々は2050年までにゼロカーボン、そのために2030年までに温室効果ガス排出量を半減させなければなりません。

アゼルバイジャンの首都バクーで先月11月に開かれていた国連気候変動枠組み条約第29回締結国会議C O P 29では、発展途上国の地球温暖化対策資金として先進国が2035年までに官民合わせて少なくとも年3,000億ドル、46兆円余りを支援することなどで合意し、閉幕しました。この支援額は現行目標の年1,000億ドルの3倍増となるものでした。

このような世界的な動きがあるんですけれども、そういう中で今まで青木村ではどのような対策が行われてきたのでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今までの対策についてでございますけれども、国におきまして2050カーボンニュートラルの宣言などの脱炭素社会の実現に向けた動きは御質問のとおりでございます。気象学者でありますとか、関係者が心配するような減少は既に多発しているわけでございます。青木村でもその影響が出始めているなというふうに思いますのは、今年の夏の長雨など異常気象を受けておりますので、鋭意取り組んで様々なことを取り組んでいかなければならない大きなテーマであると思っております。

村では対策既に多くのことを需要化し、取り組んでいるところでございまして、その主なものを申し上げますと、省エネルギーといたしまして電子消費の削減、公共施設の省エネ家電、いわゆるLED照明の活用、それからクールビズの奨励、それから花のハウス、花卉ハウスの細かい霧の冷房、細霧冷房とか農林機械の省エネ化、それから赤外線ソバの乾燥機などでございます。それから、再生可能エネルギーの普及拡大につきましては、太陽光発電、それから太陽光パネル付きの省エネ住宅の導入、工場や公共施設への太陽光発電の設置、竹チップの生産活用でございます。

C O₂の削減といたしましては、C O₂の少ない交通手段の導入といたしまして、電気自動車の導入、役場公用車の電動化、電気自動車充電スタンドの設置、デマンドバスの運行、定期バス運賃低減や貨客混載、ペーパーレスの推進、地産地消の農業などでございます。3Rの推進もいろいろやっておりますが、建設のリサイクル法の推進などでございます。

環境保全といたしましては、山林の保全に御案内のとおり多額の予算を投入させていただいております。松くい虫の駆除、外来植物の駆除、ごみゼロの運動等でございます。それから、持続可能な産業といたしまして、農業については御案内のとおりであります。特に林業につきましては、多大な投資をさせていただいております。

それから、防災・減災についてでありますけれども、高度情報通信の実現、それから社会基盤の長寿命化として公共の建築物、それから橋梁等々でございます。

以上、この村といたしましても村民の皆さんの御協力の下、たくさんの事業に取り組んでいる状況でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村として数多くの事業をやられていることを理解しているわけなんですけれども、青木村のこの役場のことだけではなくて、村内企業、また村民など地域の関係者が主役になって今ある技術を使い、再エネ等の地域資源を最大限活用することで脱炭素化を実現することができると思っています。かつ経済を循環させながら防災や暮らしの質の向上などの地域の課題を併せて解決していく、そういったことで地域創生に、地方創生に貢献できる。地域脱炭素という考え方があるんですけれども、この地域脱炭素についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 地域脱炭素についてでございます。

地域脱炭素、今議員さん御指摘のとおりでございます。脱炭素を成長の機会と捉える地域の成長戦略、自治体や地域の企業、住民など地域の関係者が主役となって今ある技術を使って再エネ等の地域資源を最大限活用することで実現でき、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上の地域の課題を併せて解決し、地方創生に貢献できる取組とされております。

全国では、お隣の上田市さんも含めて70を超える地域が先行地域として取り組んでおるところでございますが、一方で、地域住民や地域企業等の理解情勢が不足しているですとか、特に中小企業では目先の経営のほうが優先されて、再エネ投資へのメリットを感じていないところが多いですとか、データ収集の体制が整っておらず、実際の効果が明確でない、あるいは推進体制が不十分、自治体間連携が進んでいない、金融機関との連携が進んでいない、人材不足や財源不足、再エネ促進区域の設定による地域経済へのメリットが少ないなどの課題も指摘されているところでございます。

脱炭素は地球規模で取り組まなければならない課題であるというふうに認識をしております。

すけれども、村民皆さんや企業の皆さんの合意、協力が不可欠でございます。そんな中で、村としてのメリットや効果、村にとっての課題解決につながるかなど村民の皆さんや様々な方々の御意見をお聞きする中で検証して、村としてのビジョンや方向性をしっかりと定めた上で、慎重に取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今おっしゃいましたように、皆さんの理解がないとなかなか進まないことであります。こういったことを率先して村のほうでやっていただきながら徐々に理解を深めていただく必要があるのかなと思っています。

この地域脱炭素の取組に関しましては、様々な分野における支援メニューが国のほうで用意されております。青木村でも活用できるものがあると思いますけれども、この地域脱炭素関連の交付金等の利用状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 地域脱炭素関係の交付金でございますけれども、ほとんどのメニューが脱炭素の先行地域に選定されていることを交付要件としているものが多いということございまして、本村はその先行地域には手を挙げておりませんので、現在のところこの交付金について本村での活用はございません。

本村でも公共施設のLED化等の事業を実施しておりますけれども、こちらについては脱炭素化推進事業債という起債を活用して実施しているところでございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） こちらのほう利用はしていないということですが、それに関係するような形でLED化等はしているということだと思います。

地方自治体が脱炭素化を行うための地方公共団体実行計画制度というものがあるんですけれども、環境省の資料によりますと事務事業編、区域施策編というのがあるんですが、共にこの青木村は策定されていないとなっています。まだホームページ上でしか私は確認していないんですけれども、事務事業編においては77市町村中11町村が未策定であり、その中に、未策定の中に青木村も入っています。現在の地域脱炭素に向けた地方公共団体実行計画のこの策定状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

青木村では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、2030年度までを計画

期間とし、村が実施している事務及び事業等に関し、省エネルギー、省資源等の取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的といたします青木村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）につきましては、令和5年3月に策定済みでございます。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編については、当面この事務事業編の進捗管理等を行い、将来的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 環境省がホームページの更新がなされていないという理解ということではよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 環境省の地方公共団体脱炭素取組状況マップに青木村は私も確認いたしました。未策定となっております。当該マップは環境省で実施いたします地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査、それに基づきまして、その結果を反映することになっておりますけれども、当該計画策定後、その調査自体がちょっと確認できないんですけれども、回答したことになっておりませんので、現在のところ反映されていない状況になっているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 状況のほう分かりました。

計画のほうはしていただいているということだと思います。そういった実行計画なんですけれども、その計画の中身、どのようになっているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 計画の中身につきましては、先ほど申し上げましたが、村が実施しております事務及び事業に関して、省エネルギーとの取組を推進するための内容になってございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今のその計画に対する実施状況というのは、今の状況として教えていただけるものはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 実施状況、その計画策定後の実施状況ということですか。

○4番（宮入隆通君） はい。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 計画策定後の実施状況につきましては、現在取りまとめ中でございますので、また取りまとめ次第、議員各位に対してまた報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 実施中だという認識でいたいと思います。

続いて、この青木村の中での自然エネルギーの活用状況について伺いたいと思います。この活用状況、今現時点でどのようになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） しっかりとした調査はしておりませんので、正確な数値等は把握しておりませんが、村で行っています住宅太陽光の設置補助、これ平成13年度から行っております。この申請件数がこの11月末までで173件となっております。また、個人や企業が設置しております野立ての太陽光発電施設、こちら規模の大小はございますが、12施設、12件ございます。面積は5万879平米、5ヘクタールですかね、に及んでおります。

このほか、公共施設では小学校の体育館をはじめとしまして、屋根貸しというような形で中学校の体育館、図書館、歴史文化資料館、老人センターに太陽光パネルを設置しております。

また、この頃操業を開始しました竹内製作所青木工場様では、工場の屋根に設置した1,000キロワットの発電能力のある太陽光パネルによりまして、夏場の晴天時には操業に関わる電力の100%を賄っているというふうに伺っております。

また、竹内製作所ほかにも工場等の屋根に2万2,768平米の太陽光パネルが設置され、活用されているという状況だというふうに把握しております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村の自然を生かしたこういったエネルギーをつくるということ、これからもどんどん進めていただきたいと思っておりますけれども、ただ考えるのを役場だけで考えるということには限界があるのではないかと考えています。やはりそのためには企業や村民の方にも協力してもらう必要があると考えます。今後、企業と連携してCO₂削減していくというそういった動きや考えはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御指摘のとおり、これ役場だけで進めていけるものではございませんので、取組内容にもよりますけれども、村民にとっても一番は有益であるというようなことが確認できて、そういった意欲的で一番は信頼ができる企業さん、そちらとのマッチングができれば、ぜひ前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 少し話は変わるんですけども、今年の4月から千曲バス青木線の減便がございました。ドライバー不足や運送業界の問題というのがニュースの話ではなくて、私たちに直接本当に影響があるんだと実感したものです。このような社会的な問題解決と脱炭素化を併せて行うことができないのかと考えています。

具体的に申し上げますと、現在企業では脱炭素化を行うことということが社会的な義務として認識されていまして、特に海外進出しているところではなおさらのことです。このような企業では、何か製造などを行うことだけではなく、それに関わる運送なども含まれて、また従業員の方の通勤などで排出される二酸化炭素まで削減することを求められていると聞いています。地方では公共交通ではなく、それぞれ自家用車で通勤することが通常だと思いますけれども、企業側ではここで排出している二酸化炭素までどうやって削減したらいいんだろうと悩んでいるところも増えてきていると聞いています。

そこで、公共交通をやはり通勤で利用することによって私たち側からすると、これ以上のバスの減便がないような形でバスや電車などの公共交通の関連企業と一般企業、そして自治体が一体となって、やはり脱炭素化ということと暮らしの両立が図れないかと考えています。

このように、路線バスダイヤが減る社会的な問題と二酸化炭素の排出量削減のため地域交通利用を必要とする企業が出てくるという問題ですが、こういったことに対して村としての考えはありますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 私も議員の御指摘のとおりだなというふうに感じているところがございます。特に千曲バス、青木村に特化すれば千曲バスの青木線、これが青木村の交通弱者にとっての生命線でございますので、何とか路線の維持というものは今でもお願いをしてくれているところがございます。バス事業者にとりましても、そういった利用者が増えることで収益にもつながりますし、排出ガスの削減や渋滞の緩和にもつながるということでございます。幸い今、朝夕の通勤時間帯については便がございますので、利用者が見込めればむしろ増便の可能性も出てくるんじゃないかなというふうに考えているところござ

います。

そういった路線の維持にもつながりますので、そういった動きがあれば、ぜひ村としましてもぜひお願いしていきたいと思えますし、役場も考えなくちゃいけないんじゃないかなというふうにお話を聞いていて感じているところでございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） こういった動きは、最近そういう話がよく出てきていますけれども、そういったところはどんどんまた増えてくると思うんです。そういったときに企業だけが悩んでいるんじゃないなくて、そういったところに自治体としてちょっと一緒に考えましょうという形で間をちょっと取り持つような、何かそういった動きがもしできると何かスムーズに進むこともあるんじゃないかなと思っていますので、そういったことで私たちとしてもこれ以上バスが減らないようなことを企業の人たちと一緒にできると、お互い本当にメリットがあるんじゃないかなと思えますので、ぜひ御検討いただけたらと思えます。

以前、脱炭素化に関する村長の答弁の中で、ここの青木村のこの山そのものが脱炭素そのものだとあったことを記憶しております。それを聞いたときに、確かにそのとおりだと、吸収、本当しまくっているというふうに思ったんです。しかしながら、やっぱりまだその環境を生かし切れていないんじゃないかということも考えます。

現在では、炭素市場というものがございます。炭素市場といいますのは、CO₂排出削減量を価値とみなして、金融商品化、こういったのをクレジット化というんですけれども、金融商品化したものを取引する場のことであります。上田市でも今年度J-クレジット制度を活用してクレジットを販売して得た収入を再び森林整備に充てると報道がございました。青木村でも広葉樹への樹種転換などにより得られる新たな排出量の削減をクレジット化できないかと思うんですが、このように青木村の森、森林、山を活用してJ-クレジットによる森林整備を行う、そういった可能性はあるんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、答弁申し上げます。

J-クレジット制度につきましては、今宮入議員からもありましたように、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度ということになってございます。中でも、この森林分野のJ-クレジットは唯一の吸収源の認証でございまして、認定を受けた吸収量は排出削減に取り組む企業に販売は可能でございます。

森林分野から生み出される吸収量には3つの方法論がありまして、それぞれ森林経営計画に沿って適切に施業された森林から生み出される森林経営活動、2つとして森林でなかった土地に植林することで生み出される植林活動、3つとして伐採跡地や未立木地に改めて植栽する再造林活動、この3つを指しているということになっております。

今御紹介ありました上田市では、本年度に市有林の森林整備を通じて吸収した二酸化炭素を市場で取引する実証事業を始めておりまして、来年度にかけて国の認証機関が行う現地調査を経て正式に認証されたというふうに伺っております。同市では、J-クレジット導入によりまして整備費を賄いたいというふうにしているというふうに伺っております。

このJ-クレジット制度を導入することによりまして、J-クレジットで得た売却益を新たな森林整備費用や照明設備の導入費用に充てることもできます。また、取組姿勢をPRすることで村のイメージアップ効果も期待できますし、村民の皆さんに地球温暖化対策や省エネを意識した暮らし、また、環境保全対策を考え実践していただくきっかけにもつながるなど、様々なメリットがあるものというふうに認識をしております。

一方で、この制度の取組から認証を受けて、そのクレジット販売収入を得るまでに年数を要しますし、プロジェクト計画書の作成には大規模な森林経営計画を用意し、認証対象期間の8年間に間伐や巡視を実施し、その後の永続性担保期間の10年と合わせて18年にわたる森林計画に基づいた持続的な森林管理がされまして、主伐や転用など行われないことを担保する必要があるという足かせもございます。申請手続の複雑さ、また制度導入には費用もかかるなどの課題もありますことから、まずは先行している上田市の取組状況を注視し、情報収集しながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今答弁いただいたように、簡単にJ-クレジットで何か資金を得て、それでまたすぐ再整備するという形ではないということも、新聞の報道等でもまず実証実験をやるということで、そのために多額の費用がかかるということも何となく分かるころなんですけれども、今実際問題として、J-クレジットを使って削減量のものを買いたいというやっぱりエネルギーの企業であるとか、そういったところがやはりありますので、そういった要は欲しいと言われているときにちゃんと間に合わせて供給してあげるといったことも必要かと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただいて、やっていただけたらと思います。

私の知り合いの栃木で森林整備をしているところの方のお話では、既にそういったJ-ク

クレジット関連のことをやりながら、その方は林業の方の方だったんですけれども、J-クレジットを使って林業やっているという方、それは企業ですけれども、そういった形でうまく林業の中で今までなかなかそういった資金面でないからそういった整備がされないところが、J-クレジットがあることでやはり整備が進むということが既に始まっていますので、ぜひそういった動き、これからも注視していただけたらと思います。

このように2050年に向けて二酸化炭素の排出量実質ゼロというのは、日本全体として進めていくわけなんですけれども、青木村としてはどのように進めていく予定でしょうか、お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の森林面積は、御案内のとおり46.3平方キロ、村内の81%にわたる面積が山林でございます。村内に住むある学者の方の試算では、村民が排出します温室効果ガスの総量より村内の山林が吸収する量をはるかに多いという計算を拝見しまして、そういうことかというふうに思いました。

しかし、これ御質問を何点かいただきましたことは一つの自治体だけの話ではないわけでありまして、地球規模の話でありますので、村がこれでよしというわけではなくて、冒頭申し上げました、答弁の中で申し上げましたように、村といたしましても村民の皆さんの御協力をいただきながら事業を実施して取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それで、私は今次世代の太陽電池のペロブスカイトという、ずっとシリーズみたいに新聞に出たり、いろいろ雑誌に出ているのを追いかけているんですが、大分具体化してきたかなというふうに思っております。

メリットといたしましては、今の太陽電池より10分の1の重さだそうございまして、製造コストが安いと。それから、あらゆる場所に設置ができるということ、それから主要な材料でありますヨウ素というのは、日本は世界で第2位の生産量だそうでございます。いわゆるレアメタルなどを使用としないということでもあります。それから紙のように可変できる。簡単にできるということでございます。課題はまだ性能が安定していないと。今の太陽電池よりも相当落ちるということで、エネルギーの変換効率が低いというような課題もあります。日本では官民を挙げて取り組んでおりまして、設置場所につきましては、壁面、車の車体、航空機、空き地、多様にあるということでございます。

これは最近の新聞ですけれども、ペロブスカイト40圧電目標新太陽電池600万世帯という

ことで、原子力発電の何基分になるのでしょうか。こんなことをすぐそこまで来ているな、この開発技術が来ているなというふうに思っております。

この開発に注目するとともに、最初の御質問にありましたような、私の答弁させていただきましたような村の今までやっている事業につきましても、さらに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） このように、どんどん新しい技術や新しいこういったお金のやり取りができるような新しい制度、どんどん出てくると思うんですけれども、そういったものにも積極的に青木村としても関心を持っていただいて、最初は実証実験かもしれないけれども、どんどん進めていくような形で、青木村としても二酸化炭素排出実質ゼロに向けて今後も進めていっていただきたいと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 4番、宮入議員の一般質問は終了しました。

通告にありました8人の議員の質問は、これで全て終了しました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時28分

令和6年12月12日（木曜日）

（第3号）

令和6年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和6年12月12日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 1号 青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 令和6年度青木村一般会計補正予算について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 杓掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|----------|---------------------------------------|----------|
| 村 長 | 北村 政夫 君 | 教 育 長 | 杓掛 英明 君 |
| 参 事 兼
総務企画課長 | 片田 幸男 君 | 商工観光移住
課 長 | 小林 利行 君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢 義行 君 | 会計管理者兼
税務会計課長
兼防 災 危 機
管 理 監 | 奈良本 安秀 君 |

建設農林課長 兼建設係	稲垣和美君	総務企画課長 兼事業推進室	塩澤和宏君
保育園長	成沢亮子君	住民福祉課長 兼地域包括センター	高柳則男君
商工観光課長 兼補助室主任 兼防災管理	小林義昌君	建設農林課長 兼農業振興係	上原博信君
税務会計課長 兼資産係	増田憲寛君	総務企画課長 兼財政係	金井大介君
住民福祉課長 兼保健衛生係	上原加代君	住民福祉課長 兼福祉係	早乙女敦君
教育委員会 長兼教育係	奈良本いずみ君	総務企画課長 兼総務係	依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の日程は、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、質疑を行います。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第1号 青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） それでは、私のほうからちょっとお聞きしたいことがあります。

今回、長年上げなかった報酬を大幅に改定したわけですけれども、これについては、審議会の皆さんに十分御審議していただいたと私は信じております。

各町村のやつを見ると、今回かなりの町村が、やはりこのことに手をつけてきているわけですけれども、今回、私ども、この議案の説明のときは、報酬審議会が開催されたということとともに、その説明だけで来ていますもんで、今回、審議会の中でどのような審議がなされたのか。各議員への要望等、話せる範囲でよろしいですけれども、審議会の内容について答弁していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村特別職報酬等審議会について、答弁、私のほうから申し上げたいと思っております。

議会のほうから報酬について御要望いただきました。逆算すると、どうしても来年度予算の当初に上げなければならないということではありますので、この12月議会に条例を提案させていただくということになりますと、大変ハードなスケジュールではございましたけれども、これに間に合うような内容でお願いをしましたところ、早速答申をいただいたということでございます。

その内容について、私のほうから答弁させていただきますが、1回目が10月29日、2回目が11月8日、3回目が11月14日で行いました。諮問と答申の1回目と3回目につきましては、私も出席をさせていただいたところでございます。

審議会でありますけれども、条例で6名となっております。その範囲内ということで、男女別、それから年齢別に、あるいはこういうことについて、いろいろ村内の状況を御存じの方ということで、商工会の会長さん、それから議会のOBで代表監査員の方、学識経験者

という位置づけでございます。それから女団連の会長さん、民生・児童委員の会長さん、中学校のPTAの会長さん、消防団の団長さん、6名でございました。

その内容につきまして、また私から改めて申し上げたいと思いますけれども、議員さんのふだんされている仕事についての非常に好意的なお話、それから年間の業務量、議会のほうから97日余という数字が出てまいりました。これについての質問がございました。審議会の委員さんから、それはよしとして、延べ日数でいうと、どのくらいになるのかなというような御質問もいただいたところでございます。

それから、活動の対価にふさわしい報酬額が必要だとか、議会の役割の活性化や今後議員を志す方々への人材確保の必要から上げるべきだと、議会から出てきた数字を肯定するお話でありました。

そういう中ではありますけれども、配慮すべきこととして、審議会の中では、類似団体の比較・均衡、それから村の財政状況、村民感覚、社会情勢の変化を加味した判断、そういったことをもって、適正な額にすべきだということでもございました。

それから、全国町村会議長会の資料によりますと、村長の職を基準にしてというふうになっておりますけれども、今回、青木村の議会から出されたのは、村長と、それから教育長の給与を2で割ってということで、いわゆる低く抑えるという配慮もされていることを評価するというでもございました。

それから、28年間の長期にわたって、このまま改正されなかったということはいかなるものかというお話と、特に16人から10人に下げたときに、定数を減した分を報酬に反映するというのは、多くの市町村でされていることでありますけれども、それをされてこなかったという評価もございました。

それから、議員報酬は、最近物価が上昇していることや、それから、昔は名誉職という意味合いが強かったんですが、今はやっぱり生活給という意味合いも強くなっているんじゃないかというお話もございました。それから、議員に若い世代だとか、女性だとか、多様な村民参加、村民の議会参加が必要だということで、有権者から見て多様な選択肢を広げる必要があるというようなお話も出ました。

結論から言うと、議会から私どもに要望されました22万4,000円を是としたところでございます。

それから、報酬審議会の委員さんからは、やっぱり村民感情というのがあるので、村民の皆さんへよく説明をしてほしいというお話も一方でございました。先ほど97日余という中で、

それは是として、延べ日数でいうとどのぐらいになるよと、365分の、例えば1時間でも出た会議だとか、そういうものも説明すると納得してしやすいんじゃないかと、そんな話もございました。それから、それは執行部にも頼みたいし、それから議会側にもお願いをしたいという発言もございました。

私どもは、1月号の広報紙にこの件を、1ページを割いて説明をさせる記事を掲載する予定としているところでございます。

1回目から大変、議会から出された要望に対して、1回目の当初からはとする、これは疑問だとか反対だとか、全くそういうことはなくて、議会から出された、これを是とする意見で1回目から終始いたしましたけれども、3回目もそういうことで答申をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） ありがとうございます。

私どももこれから、これが広報に出て、また住民にも公になりますもので、今回の審議会の意見、それと議会の要望した意見等を踏まえ、もう少し私どもも中を精査しながら、住民に十分理解するように、これからやっていかなくちゃいけないかと思えますもんで、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） この案件につきましては、平成30年より青木村議会の在り方研究会として、今後の議会運営に当たり、数項目の検討課題の中で検討してきた中での課題でもございます。12回にわたり議論をしてまいりました。

また、令和元年には、飯綱町議会や喬木村議会への先進地視察研修として訪問し、それぞれの課題に関する意見を伺いました。同年には住民アンケートを実施し、17項目につままし

てアンケートを実施しました。

報酬につきましては、現状のままが52%、上げてよいが28%でしたが、近年、全国的にも議員の成り手不足が問題となっております。最近では、皆さんも御承知のように、燃料、日用品、食品等、諸物価の高騰もあり、また、企業等ではベースアップ、公務員では人事院勧告から給料も上昇傾向にあります。

議会議員につきましても、それぞれが生活を抱えた上で活動されております。平成8年に現行の16万4,000円から28年間据置きとなっており、この間、2回の報酬審議会が開催されましたが、改定は見送られたとのことであります。

当青木村議会も、年明けの4月には改選を迎えます。改選に当たりまして、女性や若い方の参加を望む中もあり、ただいま村長からもいろいろ御説明いただきましたが、報酬審議会の皆様より慎重な審議をいただき、同意いただけたこととして、賛成討論といたします。

なお、22万4,000円の根拠についてでございますが、全国町村議会議長会でも示されております資料から原価方式を採用して進めてまいりました。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第1号 青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について質疑を行います。

質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第3号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

まず最初に、概要説明において、青木村保育園が規定の適用を受ける県規則、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例施行規則も、同様に改正、公布、施行されている旨が記されております。

県の条例施行規則のこの部分に適用される部分は、第14条の規定を指すものと思われませんが、青木村保育園におけるその規定の1から4を、規定のそれぞれの現状をお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 青木村の運営内容についてお答えさせていただきます。

青木村保育園では、現在、各学年の人数は20名から30名前後となっています。その人数

を2クラスに分けているので、1クラスは10名から15名で編制しています。最高に多いクラスでも、満4歳児以上の17名です。さらに、青木村保育園では、加配の保育士を配置し、2名配置を行っているクラスもあり、丁寧な対応をしております。

また、未満児においてですが、こちらは、ゼロ歳児3人の子供さんに対して1名、3対1に対して、フリー保育士の補助員も動員をしまして2対1、1歳児、5対1の対応について、こちらもフリー保育士等の配置も入れまして、ほぼ4対1、2歳児については6体1の割合ですが、こちらもフリー保育士の導入を行いながら、ほぼ5対1、5人に1人の職員という体制の中で行っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。県の規定を大幅に上回る配置をなされて運営されているということをお聞きいたしました。

続いてですが、青木村において、今日ここに提案されております本条例の適用を受ける事業所の有無について教えてください。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 青木村には青木村保育園のほかに、家庭的保育と言われているところは村内にはございません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 地球クラブが土地を借りて運営している保育園がありますが、この保育園が適用される条例ないしは規則は、どういったものになるでしょう。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） こちらの地球クラブについては、無認可園のため、家庭的保育事業の対象とはなりません。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 無認可園に適用される条例・規則というのは、どんなものがあるんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） また後ほどでも結構であります。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 地球クラブまめっこが、認可外保育施設というのは承知しているんですが、認可外ということ専門に管轄しているわけではないので、今の質問で、どう答えていいかわからないというのが実情ですので、少し勉強させてください。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そういった無認可園についても、人数、職員数であるとか、そういったような規定もあるのかなというふうな気がするんですけども、また調べて教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 誠に勉強不足でございますけれども、教えていただきたいと思います。

今回、この改定に当たりまして、どういう理由で国のほうでは改定をしたか、ちょっと教えていただけますかね。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） こちらの改正に当たっては、もう何年も前から現場の声から上がっているもので、職員の数に対しての子供の数をきちんと把握して見る人数には、かなり保育士現場の中では厳しい状況があるという声で、ずっと上がってきていました。

昨今の中では、そこの背景を踏まえて、園児さん、子供たちの事故等もやはり多発してきていたという中で、改正に向かって動いてきたと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 気持ちは分かります。

もう一つ、教育長にお聞きしたいんですけども、この改定、保育園についてはやりましたけれども、学校に対しての30人学級を減らすような話というのは、文部科学省のほうでは出てこないわけですかね。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 方向としては、中学校まで含めて35人学級の実現をということで動いているものですが、長野県はそれより一歩先んじて動いているので、国のほうが後追いしてくるという感じですが、今後の方向としては、来年度、再来年度とかということではなくて、長いスパンで考えると、こういう学級の人数は現行よりも少なくなるもの

と考えています。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 分かりますけれども、青木村みたいな小さい町村ですかね、子供たちが少なくなっている町村、少子高齢化の中で、各自治体がかなり苦労していると思います。

1学級、2学級、それも単独で村費の先生なり、そういう先生たちを雇ってやっていくという中で、やはりそちらのほうも、今の少子高齢化ですから、少子の中で、やはりそちらのほうもある程度は、こういう国のほうも少人数学級のほうへの移行ということも十分考えていただければ、県費の先生が来るというか、財政的にもかなり助かると思いますもので、このようなことについては、国のほうへもお願いしていくというような方向を取っていただければと思いますので。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） これは人数を改めていくということですが、青木村保育園では、保育士さんはどのくらい必要となりますでしょうか。不足する人数ですね。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 現在、先ほども答弁いたしましたように、フリー保育士等、青木村保育園では余剰の職員たちもおりますので、余裕を持った保育士体制となっております。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） かつては3歳以上の子供を対象にしたのが主だったんですが、今は未満児保育が非常に増えてきております。零歳ぐらいから来ているので、かなり保育士さんの不足というのが、これから大変だろうなと思って、補充に当たっては随時なされているということですか。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 必要に応じて、職員のほうの配置は増員しております。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第4号 令和6年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 9ページで、企画費の委託料、地域防災計画更新委託料273万9,000円につきまして、再度御説明いただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 御説明申し上げます。

青木村の地域防災計画の見直しに係る費用を今回計上させていただきました。村で定めた地域防災計画、先日、居鶴議員さんの一般質問の中でも出ましたけれども、377ページほどの相当多岐にわたる内容になってございます。

東日本大震災以降、詳細な見直し等がまだ行われていなかったような状況がございます。また、本年、能登半島の地震災害も起きましたし、今後予想される大規模災害の発生などを考慮しまして、また災害対策基本法の一部改正でありますとか国の防災計画、それから長野県の地域防災計画の改定等を踏まえまして、大幅な見直しを行うための費用ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係につきましては、私は一般質問で、災害対策についての中でも触れてございます。

それで、先ほど御答弁いただいたとおり、337ページ、これは私も持っているんですが、相当のボリュームがございます。

それで、ただいま見直しと、このように御答弁ありましたんですが、見直しということは、改定されると、改定も含むということによろしいんですか。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 改定を含むということでお考えいただいて結構です。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係、私も実は、非常な量だったんで、なかなか全て理解もしていないところもあるんですが、この中に青木村防災会議を行っておりますよね。青木村防災会議、こちらについて御説明いただけますか。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 青木村防災会議は条例で制定しておりまして、防災会議において地域防災計画の策定を行うということになってございます。

今回、補正予算を上げさせていただきまして、これから見直し、改定の作業に入っていくわけですが、まず情報等を収集いたしまして、計画の改定の素案をこちらのほうで策定いたしまして、最終的に青木村防災会議で審議を行っていただいた後に、改定、公表というようなスケジュールで進むというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 防災会議のメンバーについてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 申し訳ありません、調べまして、後ほど御答弁させていただきます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 273万9,000円ですよ。それで、委託先はどちらになるんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 民間のコンサルタント会社でございます。KRCというコンサルタント会社に委託をして、一緒に改定作業に入ります。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

同じく10ページの選挙費、9ページ、10ページでお願いします。

今回の参議院選の青木村での投票率と過去との比較について、まずお聞きします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今回の衆議院選ですね。投票率は、本村におきましては68.12%でございました。前回、令和3年にごございましたけれども、前回の選挙に対しまして、2.87ポイント減少というような結果になってございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 全国的に選挙の投票率が下がってきていると、この衆議院選も各全国にして見ると、ほとんど下がってきている状況にあります。

来年度も、村の選挙及び国の国政選挙が行われる予定であります。それに向けて、高齢者の方、今回うちの地区でも、ある高齢者の方に期日前投票に、乗せていくから行こうと、最初は行くと言っていたけれども、そのうちおっくうになって、私はいいわよと言って、行かなかった方とかいたりしているわけです。それから、あと若者の投票率が、今いろいろ問題になっています。等を含め、期日目投票に巡回バスで回って送迎するとか、いろいろ投票率を上げる何か施策を考えておられるのかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 来春、村民にとって最も身近な村長・村議会議員選挙がまず行われると。夏には参議院の選挙が予定されているところでございます。

村長・村議選については、村民にとって最も身近な選挙でございますので、国政選挙に比べれば、おのずと投票率は伸びてくるものというふうに考えておるところでございますけれども、前回も無投票というような結果の中で推移してきている部分もございますので、これが

また無投票とかということになると、どんどん関心が薄れていってしまう危険性もあるのかなというふうに感じているところでございます。

いずれにしても、投票率、全国的な課題ではございますけれども、本村において投票率を上げていくにはどんなことがいいのかと、常に選挙管理委員会の中でも議論をしていただいているところでございますけれども、投票率の維持あるいは上昇を目指して、今後とも委員会の中では、種々検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

今までとちょっと違った取組といいますか、期日前投票を違うところで行う、この前も人数的なもので、いろいろ大変難しいというお話でした。

それでは、巡回するとか何か、いろいろ考えていただきたいと思います。と同時に、事前から啓発活動、若者に対しても行っていただき、ぜひとも投票率を上げるように、また地域の役員さん等が、地域で集まりのときに訴えるというような活動をしていいんじゃないかというふうに考えていますので、また投票率が上がるような取組をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかに。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 例年ですと、議案第1号というような、一番最初に出てくるんですけども、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてが上程されているんですけども、今年はそれがございませんけれども、どういった理由からでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議員御指摘のとおり、毎年、人事院勧告等で、給与等に差額が生じた場合には、本議会で御議決をいただいて、条例改正等を行ってというような流れで進んできているところでございますけれども、今回選挙があったことで、国のほうの決定が大分遅れておりました。

この頃、国のほうで決定を見たわけなんですけれども、人事委員会を持っている市町村については、今議会に何とか間に合わせて、最終日とかで御議決というようなところもあるようですけれども、私どもの村は、いつも県の決定を待って、県に従って実施をしておりますので、長野県も3月の議会ということで、まだ明らかになっておりませんので、私どもの

村でも3月議会に改めて上程をさせていただくことで今準備をしておりますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 12月議会に上程されて、差額等がいつも年内に支給されるということ
でございますけれども、それが無いということは、職員の皆様の生活に対して、大変影響
が多大と思われまます。

昨今は、物価の異常な高騰や、また、今年の春闘での大企業等の賃金の大幅アップがござ
いました。そんなようなことから、上がらないということはないと思っておりますけれども、早急
に改正をされて支給されるといいと思っております。

かつて、私の拙い記憶たどりますと、県ですけれども、たしか国会が通らなくて、やっぱ
り勧告が出なかったことがございましたけれども、何か県のほうで暫定的に支給したことが
あったように思います。それは相当昔のことですけれども、たしかそんなこともあったと思
いますので、いろんな方策を考えていただいて、早急に対策をしていただけるといいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 15ページの中学校の学校管理費についてでございますが、前のページ
の小学校の管理費には、植木手入れ委託料というものがございます。以前に沓掛教育長に、
そんなお話しした記憶もございますが、玄関正面の松の木も最近は若干手入れをされたよう
でございます。

それから、職員室のある棟から裏、教室棟の間の傾斜地にある、ツツジ等が植わっている
ところがあるんですが、あそこも大分、時折中学校を訪問してみますと、つるが絡まった状
態だったりして、気持ちよく生徒に勉強していただくためにも、ああいうところの手入れも
していただいたらどうかなと思うんですが、その辺いかかでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 貴重な提言ありがとうございました。

以前お話いただいて、松の手入れを始めたところでありまして、急斜面も、先生たち危険
で入れないということで、業者さんをお願いしたりする経過がございます。

これからも丁寧に対応してまいりたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 同じく15ページになりますが、中学校、小学校合わせてですが、それぞれでネットワーク環境調査委託料55万円が計上されております。これがどのような内容であるか、答弁お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

ネットワークのアセスメントの費用、いわゆるネットワークの環境調査の費用となります。快適で安全な教育環境や最適な通信環境の位置づけのため、ネットワークの現状を把握し、問題点を特定し、改善策を講じるためのものです。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ネットワークの現状を把握して改善ということですが、現状どのような状況にあるのでしょうか。通信環境の悪い教室があるとか、それぞれ小学校、中学校、状況が違うかと思いますが、おおむねどんな状況にあって、どんな改善を今後見込んでいるのか、説明いただけたらと思います。

○議長（松澤正登君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

令和2年のGIGAスクール構想において、1人1台端末と校内ネットワークを整備しましたが、県下の多くの学校にて同じような状況であります。授業等における端末の活用が進むにつれ、授業中に一部端末で通信速度の低下など、不具合が顕在化してきております。

本業務は、補助金を活用して、そのような問題も含め、通信環境の問題点を確認し、改善策をまとめることで、今後のネットワーク整備の見直しの検討を図る材料とすることを目的としています。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 今、補助金ということがございましたが、今回の事業でなくて、今後の改善において、補助金を使うための準備という理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） 今回のネットワークの環境調査の費用で、補助金が国から3分の1補助されるものです。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 衆議院選挙費のことなんですけれども、今まで衆議院選挙については、今回の補正予算で669万とあります。村費が100万ほど出ています。今まで国の選挙については、ある程度は補充できたと思いますが、今回、村費を108万ほど使わなければならなくなった理由というのは、どこにあるんですかね。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御指摘の部分ですけれども、最も大きい部分というのが、通信運搬費ですかね。郵送料を、以前は世帯ごとに入場券を郵送していたんですけれども、これを1人ごと、選挙権がおありになる方1人宛てに送るようなスタイルにして、変更したということで、郵送料が大きく上がったというのが一つと、あと備品等、今回は計数機を導入させていただいております。それが、どうしても計数機は汎用性があるって、ここで入れるんですけれども、ほかの選挙でも使えるでしょうという考え方になると、満額がそこに充てられないという部分、それからあとは、食料費の関係ですね。この辺も、以前に比べると、大分単価等も上がってきているというようなところから、少し持ち出しがでてしまったということになっております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今の説明で分かりましたけれども、国の選挙ですので、国が責任持ってこの金は払うべきものだとは私は思っておりましたもので、村費が、一般財源が出るということは、いかながなものかなという感じがしましたもので、今後については気をつけてやってもらえればと思います。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 13ページの移住・定住促進費で、補助金、移住相談事業補助金10万円がございます。12月14日のフェアの関係かなというふうに思われますが、再度御説明をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員お見込みのとおりでございます。

12月14日、今週土曜日に開催する予定であります移住・交流・地域おこしフェア開催に係る補助金でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 私もこれ、大賛成の立場でお聞きをしてまいるんですが、今日、信濃毎日新聞にこの記事が取り上げられておりましたですね。それで、ここにチラシがあるんですが、主催がLOCAL&FUTUREとなっております。それで、今日の新聞の記事によりますと、村も絡んでいるかなというふうな表現があったかなというふうに思われます。

それで、このLOCAL&FUTURE、どのような団体で、代表者はどなたなのかどうか、お願いをいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 今回の事業につきましては、こちらにつきましては、実は長野県上田地域振興局のほうの協力をいただいております。この中で、村の主権というよりは、地域住民の皆さんを取り入れた企画であることによって、助成事業が受けやすいということでした。

その判断の下、代表という役ではありませんけれども、実行委員会を村商工観光移住課と、御意見いただいておりますといたしますか、比較的こちらのほうでお話を伺っていらっしゃる住民の方とチーム、タッグを組んで、実行委員会を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） このチラシには、実は会費は出ておりません。それで、信濃毎日新聞には、たしか500円となっていたかと思えます。

それでお聞きをしたいんですが、まずここで、村から10万円出ますよね。このほか、いわゆる収支計画といたしますか、大体おおよそ参加者がどのくらいで、どのくらいの費用があって、それに伴って10万円を計上しているだろうと、こんなふうに思われます。

その収入支出の関係について、参加者も含めて、この10万円の妥当性、これについてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） この事業自体が初開催となります。その中で、10万円の補助というものを頭出しで上げさせていただいたところでございますけれども、その中で、

やはり村の補助金の中で、食料費に充てる充てないと、食料費、今日の報道にありました500円につきましては自己負担ということで、こちらのほうの補助対象外としております。

それ以外にかかる費用ということで、10万円という中でございますけれども、例えば講師の謝礼であったり、こちらのほうのトークイベントに御出展いただけるパネリストの謝礼であったり、そういったものを県の補助対象外になるものがあれば、見込みとして上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 今、県の補助という御回答があったんですが、県の補助金も、今回ここにあるわけですか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 県の補助金につきましては、村の予算は通さずに、直接こちらの実行委員会のほうと、企画の中で提案が通ったものですから、村の予算は通らないです。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それで、しつこいようですが、参加人数をおよそ50人とか100人とか、当然ながら見込むわけですね。それによって、総額が恐らく50万かかるとか云々とかというのが、普通の計画なんですよ。

それを今お聞きしたいんですが、頭出しじゃなくて10万円にしたということは、総費用が50万円かかると。そこで、今の会費は食料のほうだということは、それは参加者の負担だと、これもよく理解できます。それで、これ、かなり立派なチラシですよ。当然ながら、こういう費用もこの中に入っているんじゃないかと、こんなふうに思われます。

ですから、再度お聞きをしたいんですが、参加者見込みをどのくらいにして、総額30万、50万、当然ながらその設定があると、これは当然だと思います。再度御説明をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 参加者の見込みにつきましては、100名から200名を見込んでおります。この中には、出展されている出展者、あるいは御家族の皆さん、地域の皆さん、これから移住を予定されている方を含んだ人数でございます。

事業費自体は25万円を見込んでおりました、その中には議員おっしゃられるように、こちらのチラシ代ですとか、こういった事業の案内、イベントの周知、情報を出すに当たっての手数料的なものを含んだ金額になっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） いろいろお聞きしましたんですが、私、冒頭申し上げたとおり、これ大賛成なんで、今後とも積極的に続けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

平林議員。

○3番（平林幸一君） 13ページ、村単で行われる工事請負費、これの説明をお願いしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） こちらにつきましては、今進めております国道143号南側の歩道の整備に係る先行の工事ということで、県から補償費を頂いて、一番大きなものとしましては、ふるさと公園付近にございます五島慶太生誕の地の看板の移設費、その他、今はもう骨組みだけになっておりますけれども、青木村の別荘の案内看板、また地区名の案内看板等の移設補償費として、工事費として600万円計上したという内容でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

今説明にあった看板というものは、今村が進めています大きな事業、こういったものの推進に向けたPR看板だというふうに思います。通過する人々、それから住民の意識を高揚させて、それに向けているという意思表示だというふうに思います。

それから一方、施設ですとか観光地、名所、こういったものへの案内看板があるわけですが、けれども、こういったもの、ちょっと違う位置づけになるのかもしれませんが、これらの設置ですとか維持管理のためのルール、それから標準化というものは、村にはございませんでしょうか、標準ルールは。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 村全般に係るものでございますので、私のほうで全てを把握しているわけではございませんが、現状では明文化したルールというものではなく、定期的に巡回パトロールする中で現状を確認して、必要性があれば専門家にも見ていただきながら、補修あるいは看板のつけ替え等を検討している状況だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

構築物であったりすれば、建築基準法とか、いろいろな国のルールもございます。それから、村内で設置するものについても、やはり同じようなルールを決めて、設置を進めてもらいたいというふうに思います。

今後お話、今までもされていますけれども、東急グループに関わる来村者、それからインバウンドで来る村への観光者が増えています。そういったことで、印象に残る、それから有効な看板の設置というもの、その維持、これをお願いしたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） ほかにはございませんか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 10ページですが、真ん中辺の村営バス運行管理費の補助金ですが、地域路線バス施設改修補助金100万円ということですが、これについて再度、詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） こちらにつきましては、千曲バスが所有しております燃料の地下タンクなんですね。こちらが年数の経過によって、改修工事が必要になったということでございます。

そんな中で、何とか御援助いただけないかというようなお話もあったわけなんです、事業費がおよそ2,000万円かかるということでございます。2,000万円のうち、路線バスに使用する分というのが、おおむねバス事業費の半分、1,000万円分ぐらいが路線バスに当たる部分であろうと。

その1,000万円を、また上田市と青木村の走行キロ割合といいますかね、それで1,000万円の半分、2分の1を行政で補助しますかということで、上田市さんとお話になった中で、500万円、それを走行距離割で計算をしまして、上田市が400万円、青木村が100万円という

ことで、補助させていただきたいということでございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 他の東御市とか長和町というものは関係がないんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 現在、千曲バスの路線は走っていない状況でございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） ですから、広域はあまり関係ないということによろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） そういった御理解でよろしいかと思えます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 当然、地域の足として必要な地域路線バスでございます。本当に、千曲バスさん1人でやるのは大変かと思えますので、必要不可欠な補助金ではないかと思えますので、別に反対するものではなくて、ちょっと詳しくお聞きしたところでございます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 13ページの農業振興費の中の支障木除去委託料427万8,000円、こちらの内訳のほう、御説明お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） こちらにつきましては、入奈良本牧場の上奈のほうの牧場ですけれども、数年前に木の除却だけを行ったんですけれども、幹から下が残っているという状態でございます。

この牧場につきましては、今現在、機械作業受諾組合の皆様の御協力をいただきまして、タチアカネそばの播種・収穫を行っている場所でございます。

その中で、まず作業組合の皆様が作業効率を上げるために、この幹を伐根して、地中ですね、今後トラクターで起こしても支障ない程度の深さまで埋設をするということで、約0.7ヘクタールの新たな農地を耕作地として確保するという事業として計上したものでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 新たな農地を造るための費用ということだったんですけれども、農地の保全のための費用として伐根してやっていく、あと今回、入奈良本のほうがあったかと思うんですけれども、下奈のほうの原地籍の農場とかも、いろいろ荒れているところがあるかと思うんですけれども、こういったところをまた整備していくという予定はあるんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 下奈良本の原地籍につきましては、宮入議員も耕作していただいております、非常にいい農地が広がっている場所というふうに、村としても認識しております。

平林議員からの一般質問の答弁の中でも少し御紹介を申し上げましたけれども、実は既に村外で耕作をしていただいている法人様のほうから、大型の農業機械が通行に支障があるので、農道を広げてほしいというような要望をいただきました。それにつきまして、地元の議員さん、宮下議員さんですけれども、お骨折りをいただいて、区あるいは地権者との交渉を全てやっていただく中で、農地の畦畔を取得するのではなく、地権者様の御了解の下、畦畔を一部削らせていただいて、農道を広くして大型機械の通行を可能にしたというような取組も行っております。

国・県等の補助事業を使うことは、当然、補助金の活用にもつながりますが、地元の負担金も発生することから、村としましては、耕作したい、耕作を拡大したいという法人等の皆様の御意見、それからまた、農地を有効利用したいんだけど、なかなかできないという地権者の方の意見をお聞きしながら、簡易的で、できればお金をあまりかけずに耕地を有効活用できるような方策を、これからも模索しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 先ほど居鶴議員さんのほうから質問がございました防災会議のメンバーについて答弁させていただきます。

村の防災会議は定数が25人以内ということを決めておまして、会長は村長が当たってお

ります。委員さんなんですけれども、まず長野県、それから長野県警察、青木村議会、青木村教育長、青木村消防団長及び副団長、各公共機関、関係機関から村長が任命する者ということで、委員の定数は25人以内ということで、任期は2年というところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第4号 令和6年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

今定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回青木村村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時03分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員